
第3次 天草市環境基本計画



令和8年3月策定
天草市

表紙の写真について



- ①アマクササンショウウオ | 絶滅危惧 IA 類 (CR) (環境省レッドリスト 2020)
②アマクサキリンサイ | 準絶滅危惧 (NT) (環境省レッドリスト 2020)
③ミナミハンドウイルカ | 天草の沖合に 200 頭ほどの群れが生息している。
④ヒモヅル | 絶滅危惧 II 類 (VU) (環境省レッドリスト 2020)
⑤ハマボウ | 天草市の花、日本最大規模の群生地がある。

※撮影者及び撮影時期は以下のとおり

- ①吉崎和美氏/R5、②天草よかよかダイビング 中野誠志氏/R5、③市民環境課/R6、④恐竜の島博物館/R5、⑤恐竜の島博物館/R6

はじめに

平成18年3月27日に2市8町（本渡市・牛深市・有明町・御所浦町・倉岳町・栖本町・新和町・五和町・天草町・河浦町）の合併によって天草市が誕生し、令和8年で合併20周年を迎えます。本市は編入から70周年となる雲仙天草国立公園の素晴らしい自然景観をはじめ、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「天草の崎津集落」や、世界でも稀に見る野生のイルカの群れが生息するなど、数多くの観光資源に恵まれた地域です。

本市では、この優れた自然景観や希少な動植物を含む自然資源を守り、未来へ繋いでいくため、天草市環境基本条例に「市民等が健康で文化的な生活を営む上で必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承して行くこと」を基本理念の一つに掲げ、「天草市環境基本計画」や「天草市地球温暖化防止実行計画」を策定し、これまで様々な取り組みを展開してまいりました。

しかしながら、記憶に新しい令和7年8月の豪雨災害では、本市でも多くの建物が浸水し、土砂災害によって道路が寸断される事態となり、自然が身近な脅威となることを実感いたしました。自然災害は今や激甚化、頻発化の様相を呈しています。世界の平均気温は上昇し続けており、このような気候変動と自然災害は密接に関係しています。その背景には人間の生活や経済活動による温室効果ガスの排出が大きく関わっています。

更に国内外に目を向けてみると、東日本大震災を契機としたエネルギー政策の転換や省エネ型ライフスタイルの広がり、国連サミットにおける「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、COP21において採択された「パリ協定」の発効により全世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切るなど、環境に関する動向はめまぐるしく変化しています。

本計画は、こうした国内外の動きや本市の課題などを踏まえ、「第3次天草市環境基本計画」として策定いたしました。「みんなで守り 未来へつなぐ ネイチャーポジティブなまち 天草」をめざすべき将来の環境像として掲げ、自然共生社会、循環型社会、安全で快適な生活環境、脱炭素社会、環境保全活動の推進という5つの基本目標を実現するため、課題解決に向けて施策の方向性を示すとともに、市民等や事業者ができることについても紹介しています。

環境問題は、誰もが無関係ではられません。この美しい天草の自然を後世に継承するためにも、本計画に沿い、引き続き各種施策に取り組んでまいりますとともに、市民・事業者の皆様が日々の生活や事業活動において、環境保全の取り組みについて自分事として理解を深め、まずは日常の小さな行動から更なるご協力をいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました天草市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた市民の皆様から感謝申し上げます。

令和8（2026）年3月

天草市長 馬場 昭浩



目次

第1章 計画の基本的事項	2
1 計画策定の趣旨・目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	4
4 計画の対象地域及び対象とする環境の項目	4
5 計画推進の主体及び役割	5
6 計画の構成	6
第2章 天草市の概要及び環境の現状と課題	7
1 位置と地勢及び面積	7
2 気象	7
3 人口等	9
4 市の主要山岳と主要河川	12
5 国や県の環境政策を巡る動向	14
6 本市の現状と課題	15
7 第2次環境基本計画の評価	18
第3章 計画の目標	24
1 将来の環境像	24
2 基本目標	25
第4章 分野別の施策と取組の方向性	27
1 自然の恵みを未来につなぐ自然環境と共生する社会の実現	28
2 ごみを減らし資源を大切に利用する循環型社会の実現	39
3 市民が安全で快適に暮らせる生活環境の実現	43
4 未来を見据えた脱炭素・カーボンニュートラルの推進	51
5 市民みんなで学び行動する環境保全活動の推進	54
第5章 天草市地球温暖化対策実行計画	57
1 計画の基本的事項	57
2 温室効果ガスの排出状況と将来推計【区域施策編】	59

3 CO ₂ 排出量の削減目標【区域施策編】	63
4 CO ₂ 排出量削減目標達成に向けた取組【区域施策編】	64
5 市の事務事業活動に係る CO ₂ の排出状況【事務事業編】	65
6 市の事務事業活動に係る CO ₂ 排出量の削減目標【事務事業編】	68
7 市の事務事業活動に係る CO ₂ 排出量削減目標達成に向けた取組【事務事業編】	69
8 計画の推進と進行管理	70
第6章 計画の推進と進行管理	71
1 計画の推進に向けた基本的な考え方	71
2 計画における施策の推進方針	71
3 計画の点検と評価	73
4 計画の推進及び進行管理の仕組み	73

資料編

天草市環境基本条例	76
天草市環境審議会運営規程	80
環境審議会委員	82
計画策定の検討経過	83
数値目標一覧	84
市民アンケートの結果	87
事業者アンケート結果	95
用語解説	105

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨・目的

本計画は、天草市環境基本条例の基本理念に即し、条例第7条の規定に基づき策定するものであり、環境の保全、回復及び創造について市民等・事業者・行政の責務を明らかにするとともに、それぞれが施策に協力及び実施する責務を有することにより、環境保全の施策等を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

本市では、その目的を達成するために「天草市環境基本計画（H23～H30）」を平成23年4月に策定、「第2次天草市環境基本計画（R1～R7）」は「地球温暖化対策実行計画」を統合して令和元年4月に策定し、取組を進めてきました。この「第2次天草市環境基本計画」が、令和7年度末で終了することを踏まえ、第3次天草市環境基本計画を策定するものです。

【基本理念】(条例第2条)

- (1)市民等が健康で文化的な生活を営む上で必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2)人と自然との共生が将来にわたって維持されること。
- (3)市、市民等及び事業者が、環境の保全等について、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組を行うこと。
- (4)環境への負荷が少なく持続的に発展することが可能な社会の構築に努めること。
- (5)地球環境の保全は、市、市民等及び事業者が自らの課題としてとらえ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

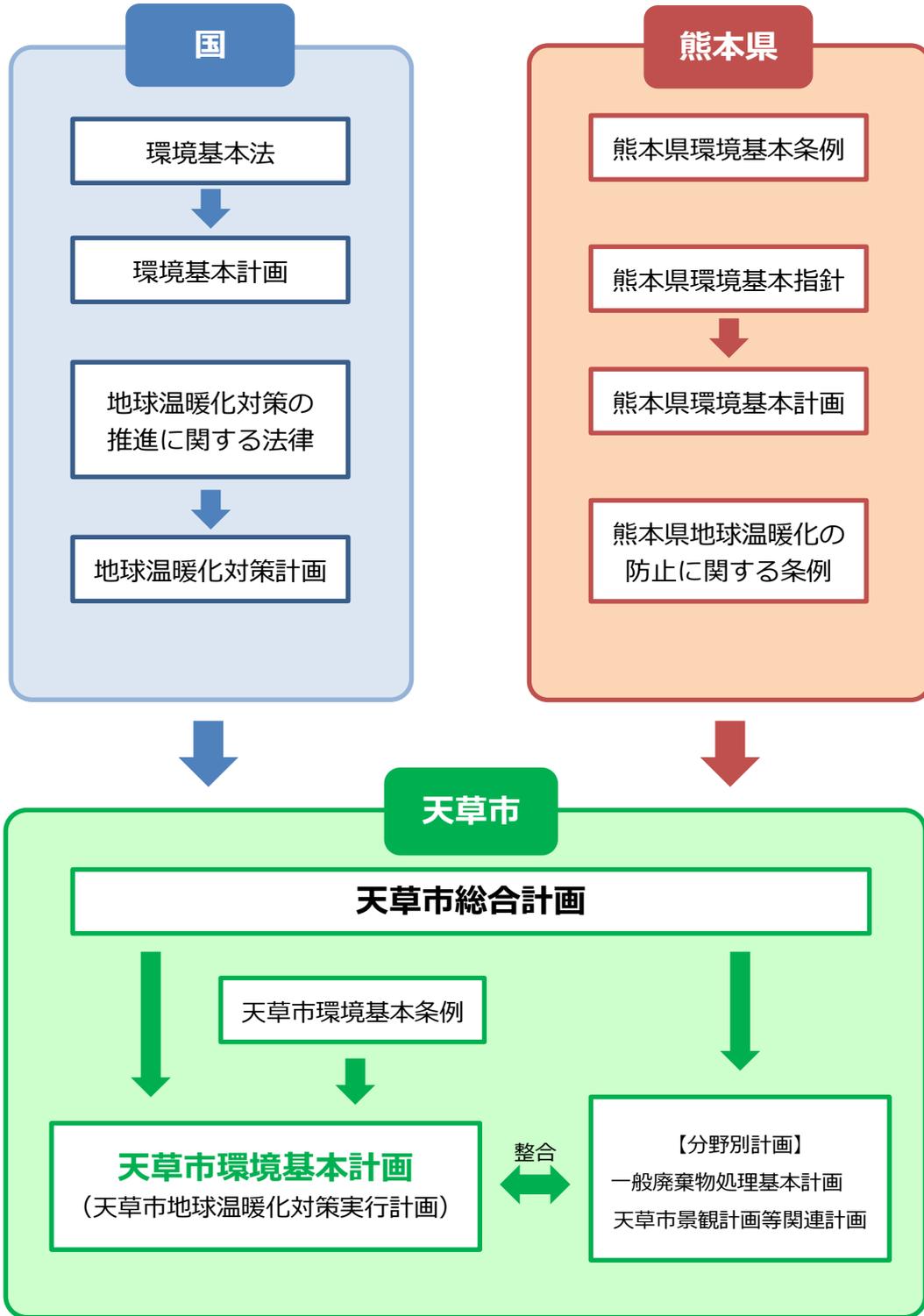
2 計画の位置づけ

本計画は、天草市環境基本条例第7条の規定に基づき策定するものであり、本市における環境の保全と創出に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。国及び熊本県が策定した環境基本計画を踏まえ、本市政の最上位計画である第3次天草市総合計画（令和5年度～令和11年度）を基に、本市が策定している他の構想・計画・指針等と整合性を図り策定します。

また、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定された天草市地球温暖化対策実行計画を兼ねた計画となっています。

本計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクルにより、成果や改善点のフィードバックをしながら取組を進めていくものとします。

天草市環境基本計画の位置づけ



3 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和15年度までの8年間とします。

また、本計画を実効性のあるものとするため、令和11年度を中間目標年度として計画の進捗状況进行评估し、上位計画である天草市総合計画との整合性を図るため計画の見直しを行います。

第3次天草市環境基本計画の期間



4 計画の対象地域及び対象とする環境の項目

(1) 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。また、環境は独立して形成されるのではなく、市域を越えた対応が必要な場合が数多くあり、広域的な取組が効率的・効果的となる施策については、国及び他の地方公共団体等と協力して推進するよう努めるものとします。

(2) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、第2次環境基本計画と同様に自然環境、循環型社会、生活環境、地球環境、環境保全活動など本市の環境への影響が考えられるものとします。

また、各分野及び環境教育など横断的に取組むこととし、国、県の環境基本計画等も参考にしながら必要に応じて見直しを行います。

分野	主な構成要素
自然環境	動植物・生態系、生物の生育・生育環境、海岸、水辺と緑、自然とのふれあい等
循環型社会	廃棄物処理、リサイクル、エネルギー循環、地産地消等
生活環境	典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）、化学物質、公園・緑地、清掃・美化、歴史・文化、まちづくり、景観等
地球環境	資源・エネルギーの利用、地球温暖化、その他の地球環境問題等
環境保全活動	啓発・環境情報、環境教育・環境保全活動等

5 計画推進の主体及び役割

計画の推進主体は、市民や事業者、行政です。計画の推進にあたっては、それぞれの責務に応じた役割分担と協働のもと、環境の保全及び創造に向けて自主的かつ積極的に取り組むものとします。

なお、滞在者の行うべき取組は、滞在中の環境負荷の低減や環境の保全（省エネルギー、ごみの排出削減、自然環境の保全など）に係るもので、基本的に市民の行う取組と共通します。

【各主体の責務(天草市環境基本条例第3条～5条)】

[市民等の責務]

市民等¹は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

[事業者の責務]

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

[市の責務]

市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

¹ この計画での市民等は、市内に居住し、若しくは滞在し、または市内を通過する者とする。

6 計画の構成

本計画の構成は次に示すとおりです。

第1章 計画の基本的事項

計画策定の趣旨を示すとともに、計画の目的、位置付け、期間、対象範囲、推進主体及び構成など本計画の基礎となる事項を示します。

第2章 天草市の概要及び環境の現状と課題

本市の環境の現状と課題、国や県の環境をめぐる動向、前計画の評価などを示します。

第3章 計画の目標

環境の保全と創造に取り組むための将来の環境像を掲げ、その実現に向けての基本目標を示します。

第4章 分野別の施策と取組の方向性

基本目標を踏まえた、分野別の施策と各主体による取組の方向性、取組内容を示します。

第5章 天草市地球温暖化対策実行計画

天草市全体の温室効果ガスを削減する取組(区域施策編)と天草市役所の事務・事業に由来する温室効果ガスを削減する取組(事務事業編)をとりまとめた計画です。

第6章 計画の推進と進捗管理

本計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするための推進体制と進捗管理の在り方を示します。

第2章 天草市の概要及び環境の現状と課題

1 位置と地勢及び面積

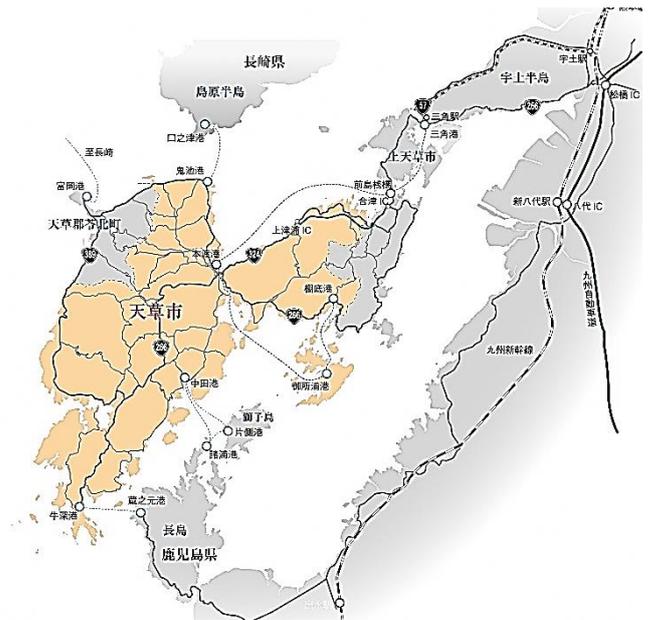
本市は、熊本県南西部に位置し、周囲を美しい海に囲まれた天草諸島の中で、天草上島の一部や天草下島、御所浦島などで構成されています。地形はそのほとんどが山岳・丘陵地で占められており、急峻で平野部は少なく、市街地や集落、農地が河川沿いの平地部や海岸線の河口部に展開し、それらを結ぶように海岸線沿いに国・県道などが配置・整備されています。

産業は、温暖な気候を生かした農業や、豊かな水産資源を生かした漁業を主として発展してきました。また、国立公園に指定された自然景観、南蛮文化やキリシタンの歴史など、多くの観光資源にも恵まれています。

県庁所在地の熊本市から、本庁所在地の本渡市街までは車で2時間ほど、最南端の牛深市街まではさらに1時間ほどを要します。

また、海を隔てて北に長崎県島原半島、南に鹿児島県長島があります。

本市の総面積は683.82 km²（令和7年7月1日現在、国土地理院）で、熊本県内市町村の中で最大を誇り、県土面積の約9%を占めています。



2 気象

(1) 気温

熊本地方気象台本渡地域気象観測所における令和6年の年平均気温は18.3℃で、最高気温は38.1℃、最低気温は-1.2℃となっています。

また、同牛深特別地域気象観測所における令和6年の年平均気温は19.7℃で、最高気温は37.1℃、最低気温は2℃となっています。

暖流の影響で、海岸部の一部において無霜地帯があるなど、冬は暖かく、夏は比較的涼しい海洋性の気候ですが、近年は温暖化の影響で最高気温が上昇傾向にあります。

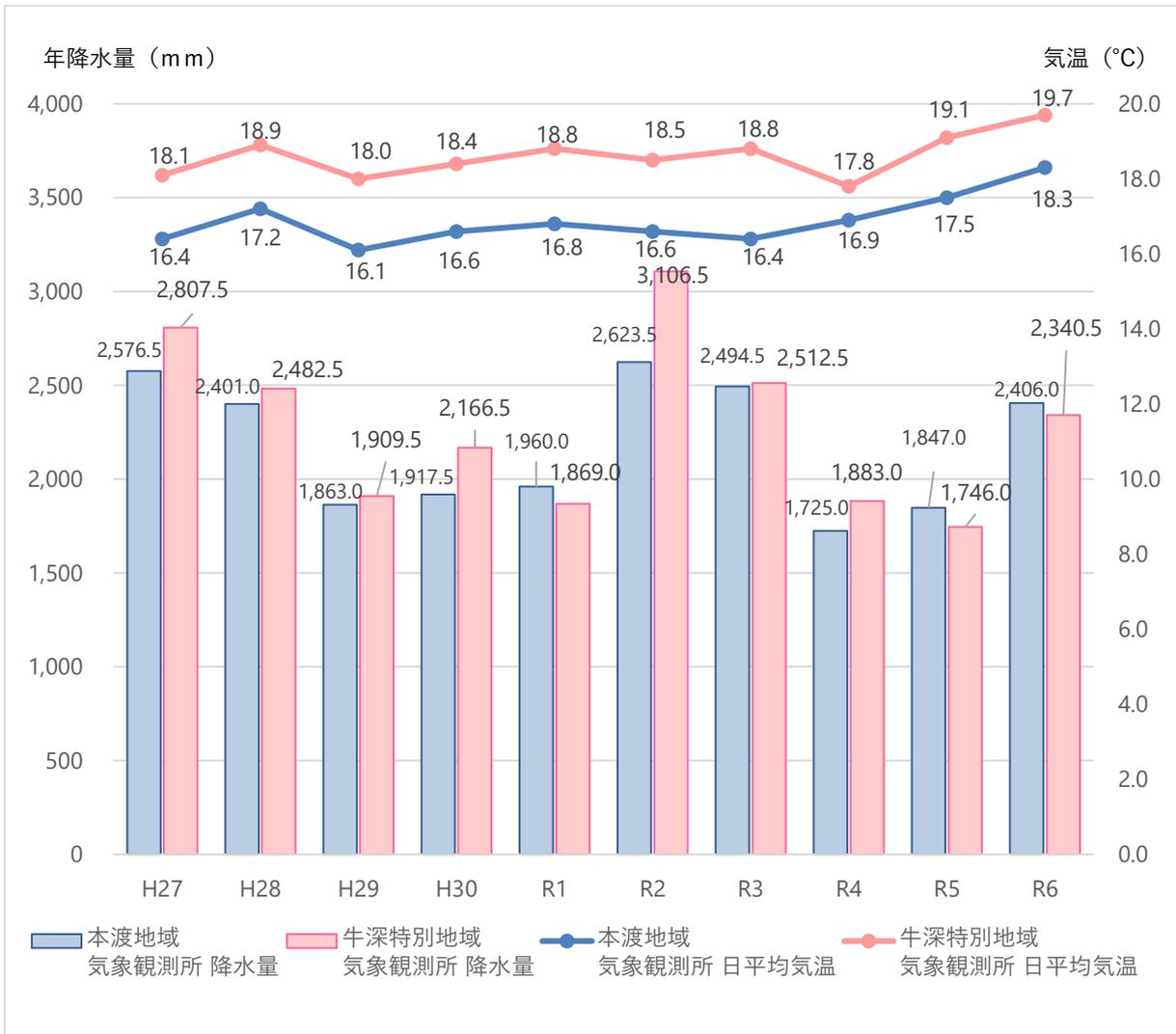
(2) 降水量

過去10年の平均降水量は本渡地域気象観測所で2,181.4 mm、牛深特別地域気象観測所で2,282.4 mmとなっています。6・7月の梅雨期に年間の約3分の1の降水が集中し、7月から9月にかけては台風が接近しやすい時期とも重なり、たびたび風雨による被害が発生しています。

■平均気温、最高気温、最低気温、降水量の推移（単位：℃、mm）

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	過去10年間の平均
気本 象渡 観地 測域 所	日平均気温	16.4	17.2	16.1	16.6	16.8	16.6	16.4	16.9	17.5	18.3	16.9
	最高気温	35.1	37.1	35.6	36.6	35.7	35.7	35.6	35.6	36.5	38.1	36.2
	最低気温	-2.2	-7.0	-4.1	-3.6	-1.6	-1.8	-3.5	-2.1	-3.0	-1.2	-3.0
	降水量	2,576.5	2,401.0	1,863.0	1,917.5	1,960.0	2,623.5	2,494.5	1,725.0	1,847.0	2,406.0	2,181.4
気牛 象深 観特 測別 所地 域	日平均気温	18.1	18.9	18.0	18.4	18.8	18.5	18.8	17.8	19.1	19.7	18.6
	最高気温	35.7	36.2	37.0	38.2	37.7	36.7	36.8	35.8	37.1	37.1	36.8
	最低気温	1.2	-2.3	0.1	-1.6	1.6	-0.1	-1.3	0.7	-3.4	2.0	-0.3
	降水量	2,807.5	2,482.5	1,909.5	2,166.5	1,869.0	3,106.5	2,512.5	1,883.0	1,746.0	2,340.5	2,282.4

■日平均気温、年降水量の推移



資料：気象庁統計資料

3 人口等

(1) 人口及び世帯数

本市の人口は、国勢調査によると平成27年に82,739人であった人口が、令和2年には75,783人と6,956人減少しています。今後も減少傾向が続き、令和17年には約55,035人、令和27年には約42,078人になることが予想されています。

世帯数は、31,873世帯で、平成27年と比較すると1,351世帯減少しています。また、一世帯あたりの人員は2.38人と減少を続けているほか、高齢者のみの世帯が11,687世帯と、総世帯の36.7%を占めています。

■世帯数と一世帯あたりの人員（単位：人、世帯）

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	96,473	89,065	82,739	75,783
世帯数	35,426	34,272	33,224	31,873
世帯あたり人員	2.72	2.60	2.49	2.38

資料：国勢調査

■高齢者のみの世帯数の推移（単位：戸、%）

	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯	比率	世帯	比率	世帯	比率	世帯	比率
総世帯数	35,426	-	34,272	-	33,224	-	31,873	-
高齢者のみの世帯	9,819	27.7	10,252	29.9	11,004	33.1	11,687	36.7
一人暮らしの世帯	4,899	13.8	5,244	15.3	5,663	17.0	6,041	19.0
夫婦のみの世帯	4,920	13.9	5,008	14.6	5,341	16.1	5,646	17.7

資料：国勢調査

(2) 年齢階層別人口

年齢階層別人口は、令和2年国勢調査によると年少人口(0～14歳)8,447人(11.1%)、生産年齢人口(15～64歳)36,097人(47.6%)、老年人口(65歳以上)31,239人(41.2%)となっています。県平均と比較すると、生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高くなっています。経年的にみても、年少人口と生産年齢人口が減少する一方、老年人口は増加しており、少子高齢化の進行が顕著となっています。

■総人口及び年齢階層別人口の推移（単位：人、%）

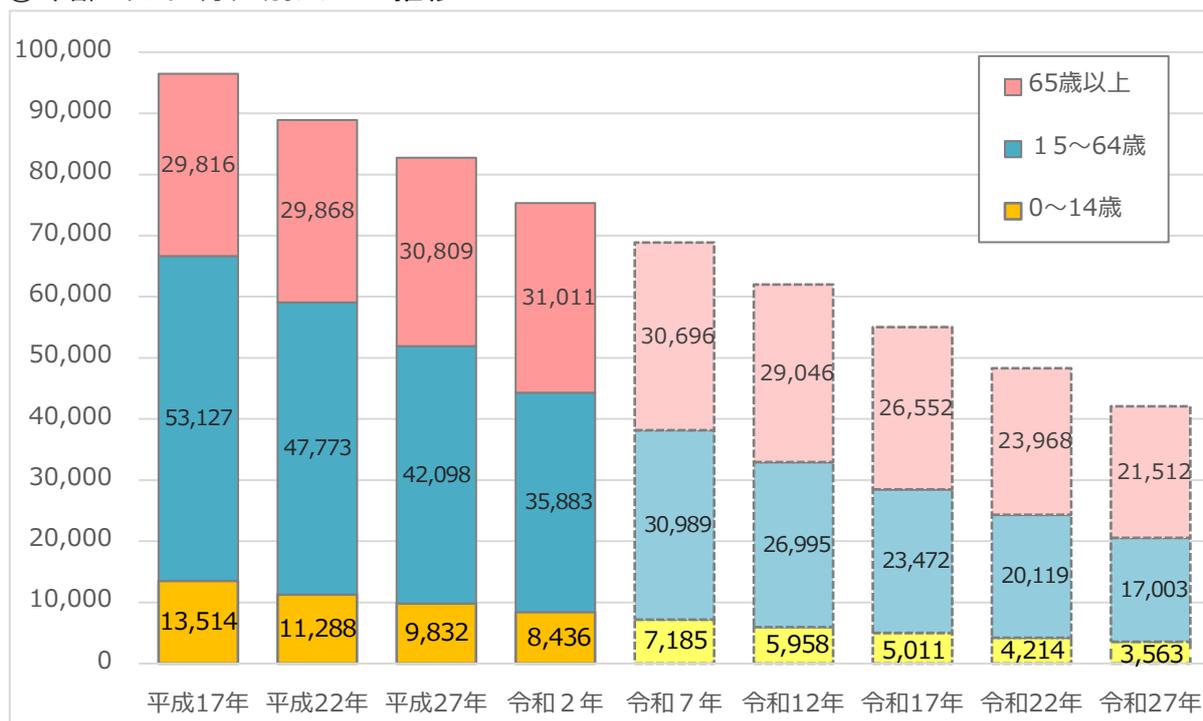
	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年		令和 2 年 県構成比
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
総人口	96,473	100.0	89,065	100.0	82,739	100.0	75,783	100.0	100.0
0-14 歳	13,514	14.0	11,288	12.7	9,832	11.9	8,436	11.2	13.2
15-64 歳	53,127	55.1	47,773	53.7	42,098	50.9	35,883	47.6	55.4
65 歳以上	29,816	30.9	29,868	33.6	30,809	37.2	31,011	41.2	31.4

資料：国勢調査

※総人口には年齢不詳者を含むため、年齢階層別人口の合計とは一致しない。

■年齢別人口及び構成割合の推移（単位：人、%）

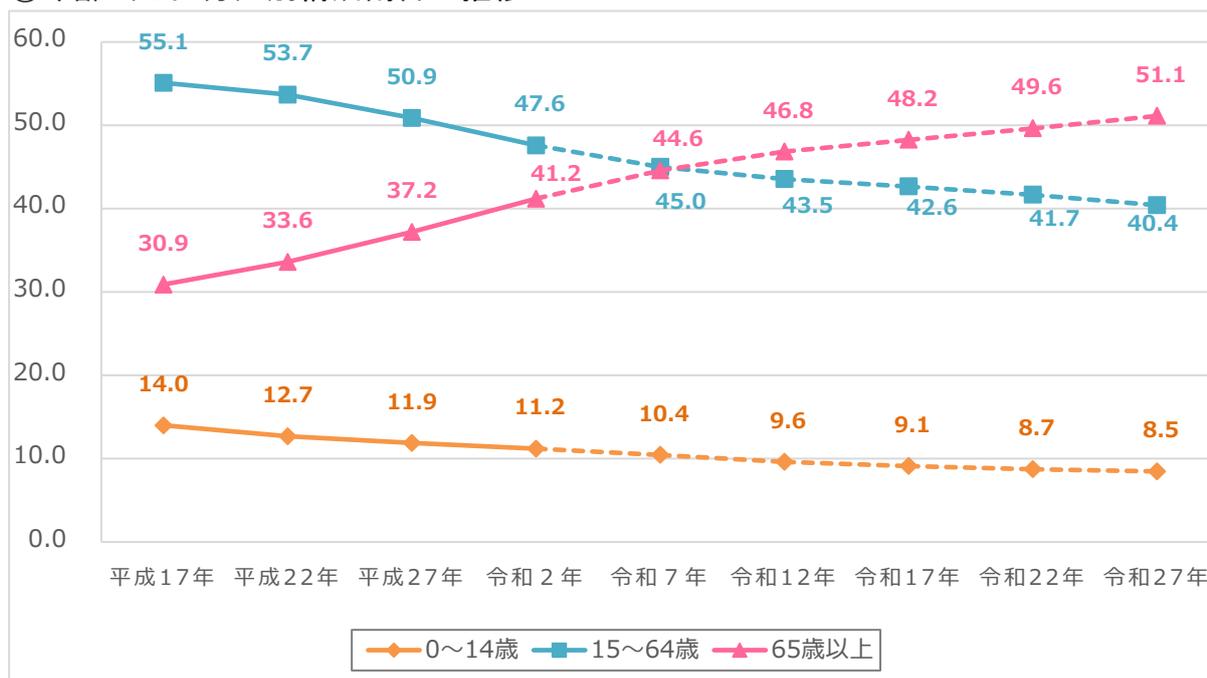
①年齢（3区分）別人口の推移



資料：天草市統計書

※令和7年以降は推計値

②年齢（3区分）別構成割合の推移



資料：天草市統計書

※令和7年以降は推計値

（3）産業別就業者数

産業別就業者数は、令和2年国勢調査によると、第1次産業就業者が4,294人（12.2%）、第2次産業就業者が5,832人（16.6%）、第3次産業就業者が24,815人（70.7%）となっています。県平均と比較すると、第1次・第3次産業就業者が高い割合を示している一方、第2次産業の割合が低くなっています。

また、就業人口総数の減少に伴い、すべての産業において就業者が減少しつつあります。

■産業別就業者数の推移（単位：人、%）

	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		令和2年 県構成比
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
総数	43,118	100.0	38,904	100.0	37,456	100.0	35,076	100.0	100.0
第1次産業	7,128	16.5	5,779	14.9	5,064	13.5	4,294	12.2	8.9
第2次産業	8,390	19.5	6,460	16.6	6,290	16.8	5,832	16.6	21.2
第3次産業	27,533	63.9	26,292	67.6	26,079	69.6	24,815	70.7	69.9

資料：国勢調査

※就業人口総数には分類不能または不詳の数を含むため、総数と内訳の合計とは一致しない。

4 市の主要山岳と主要河川

市内における主要な山岳及び河川は次のとおりです。

■市の主要山岳（単位：m）

山 岳 名	位 置	標 高
倉岳	倉岳町	682
矢筈嶽	倉岳町	626
老嶽	有明町	590
天竺	天草町・天草郡苓北町境	538
角山	天草町・河浦町	526
柱岳	本町・天草郡苓北町境	518
行人岳	栢宇土町	506
念珠岳	倉岳町・上天草市境	502

資料：国土交通省国土地理院、九州地方測量部

■市の主要河川（単位：km）

地区	水系名称		延長(km)	流域面積 (km ²)	計画高水 流量(m ³ /s)	河川が跨る 地区
	水系別	河川名				
本渡	二級河川	亀川	10.7	23.0	190	
	二級河川	町山口川	3.7	10.3	141	
	二級河川	広瀬川	9.6	22.5	250	
	二級河川	隅田川	2.4	4.1	80	
	二級河川	方原川	6.1	10.4	105	
牛深	二級河川	亀浦川	1.5	7.7	100	
	二級河川	桜川	2.3	5.2	130	
	二級河川	久玉川	1.1	2.1	30	
有明	二級河川	楠甫川	1.7	7.4	135	
	二級河川	上津浦川	4.3	6.1	44	
	二級河川	下津浦川	2.0	9.9	138	
倉岳	二級河川	浦川	3.9	11.0	143	
	二級河川	目玉川	1.0	0.9	10	
栖本	二級河川	白洲川	2.8	3.7	70	
	二級河川	河内川	10.0	23.8	250	
新和	二級河川	中田川	1.9	2.6	40	
	二級河川	流合川	4.4	15.3	140	
	二級河川	大宮地川	7.5	32.0	345	本渡
五和	二級河川	中洲川	1.6	6.6	91	
	二級河川	内野川	9.6	28.8	360	
天草	二級河川	下津深江川	9.9	34.8	360	
	二級河川	高浜川	3.5	25.3	200	
	二級河川	大江川	2.1	5.6	83	
河浦	二級河川	今富川	1.9	9.9	133	
	二級河川	一町田川	11.4	67.7	143	
	二級河川	路木川	4.3	10.5	100	牛深
	二級河川	早浦川	5.9	13.2	150	牛深

資料：熊本県天草広域本部土木部工務第二課

※各地区の代表二級河川（本川）のみ。支川は含めていない。

※延長(km)：河川現況調書（H17河川台帳整備による）から

5 国や県の環境政策を巡る動向

(1) 国及び県の環境基本計画の策定

国は、令和6年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定し、目指すべき持続可能な社会の姿として、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」が実現できる「循環型共生社会」の構築を掲げています。

また、熊本県は、令和3年7月に策定した第六次熊本県環境基本計画において、「ゼロカーボン」を基盤とする「環境立県くまもと」の実現に向け、「ゼロカーボン社会・くまもとの推進」、「循環型社会の推進」、「熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現」、「安全で快適な生活環境の確保」、「リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進」、「環境立県くまもと型未来教育」、「持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり」の7つを環境施策として定めています。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年の国連サミットで採択された、令和12（2030）年までの国際目標です。SDGsは、「誰ひとり取り残さない」を理念とし、貧困の解決、健康と福祉、教育、ジェンダー平等などの社会目標、エネルギー、気候変動、海・陸の豊さを守るなどの環境目標、雇用、産業、消費などの経済目標が17の目標として体系的に整理されています。

SDGsの推進は国を挙げて進められており、行政、市民、事業者が一体となって取り組んでいくことが求められます。

本市においても、総合計画の中で、政策や施策計画との関連付けを行い、SDGsの実現に向けて積極的に取り組むこととしております。

(3) 自然共生社会に関する動き

自然共生社会は、豊かな自然や生物多様性の維持・回復と持続可能な利用が実現するとともに、それらがもたらす恵みを将来にわたって継承していく社会です。

平成20年6月に生物多様性基本法が施行され、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成など、我が国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されました。

生物多様性国家戦略は、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。我が国は、平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまで5回の見直しが行われています。令和5年3月31日に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」では、令和12（2030）年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と基本戦略ごとに状態目標（あるべき姿）（全15個）と行動目標（なすべき行動）（全25個）が設定されています。

(4) 循環型社会に関する動き

循環型社会とは、限りある資源を効率的に活用し、持続可能な形で循環させながら利用していくことで天然資源の消費が抑制され環境への負荷が低減される社会です。

平成 12 年に制定された「循環型社会形成推進基本法」を中核とした法体系が整備され、3R（リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を推進してきました。

平成 25 年 4 月から、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（略称：小型家電リサイクル法）が施行され、使用済小型電子機器の再資源化を促進し、レアメタルなどの資源の有効な利用を図ることとされました。

平成 30 年には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフスタイル全体での徹底的な資源循環、適正処理の推進と環境再生などが重要な方向性として示されました。

国が令和 6 年に策定した「第五次循環社会形成推進基本計画」において、循環型社会形成に向けた取組を強化するために、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行について言及されています。

(5) 脱炭素社会に関する動き（地球温暖化対策）

脱炭素社会の実現に向け「地球温暖化対策の推進に関する法律」を中核とした法体系の整備がなされましたが、平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、エネルギーの需給状況や見通しが定まらない状況が続き、火力発電の増加により温室効果ガスの排出量も増加しました。

平成 27 年 11 月にフランスで開催された気候変動枠組条約第 21 回締結国会議(COP21)において、令和 2 年以降の温室効果ガス削減に関する世界的な取決め（世界共通の 2 度目標（努力目標 1.5 度以内））が示されました。我が国では、温室効果ガス排出量を令和 2 年度までに平成 25 年度比で 26%削減することが決定されました。その後、令和 3 年 10 月に新たな削減目標として、令和 12（2030）年度において平成 25 年度比で 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていく内容を決定し国連に提出されました。

令和 3 年 6 月には改正地球温暖化対策推進法が施行され、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050 年カーボンニュートラル」の基本理念が法定化されました。

6 本市の現状と課題

(1) 人口減少・高齢化と環境問題

人口減少により、エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出、廃棄物の排出など、環境負荷が減少することが予想されます。

しかし、ライフスタイルの変化や高齢化、核家族化等によって、家庭における一人当たりの環境負荷は増加する可能性があります。

また、里地里山的環境を有する中山間地域では、農林業における担い手の減少・高

齢化に伴って耕作面積が減少する一方で耕作放棄地は増加しています。

（２）地域コミュニティと環境保全活動

自治会や町内会などの地域コミュニティは、自然環境の劣化や廃棄物問題など、地域の環境問題に対応する主体も担ってきました。

しかし、少子高齢化などにより地域コミュニティの衰退に伴って、こうした地域の環境保全活動の減少が懸念されます。保全活動内容の見直しや他団体との協働による活動の検討が必要になってくることが予想されます。

（３）海や河川と環境問題

地球温暖化に伴う海水温の上昇が見られ、漁獲量の減少や藻場面積の減少など里海を取り巻く環境の変化が懸念されています。近年、赤潮による漁業被害が多発しており、その対策が喫緊の課題となっています。

また、河川流域や海域の水環境における水質の悪化も懸念されています。

（４）森林、里地里山と環境問題

さまざまな原因から林業が低迷し、適正な管理が行われない森林が増加し、森林の持つ環境保全などの多面的機能が発揮されなくなりつつあります。

鳥獣被害については、近年増加しているイノシシなどの野生鳥獣が、自然環境や農林業に大きな被害を与えています。

また、農山漁村の過疎化、高齢化等により、鳥獣の隠れ家やえさ場となる耕作放棄地が増加しています。結果として更なる耕作放棄地の増加と鳥獣被害の増加につながるという悪循環を生じさせています。

（５）交通と環境問題

本市は市域が広大であり、公共交通の利便性が下がる地区が増えたことや、少子高齢化などにより自動車依存度が高まり、集約型の市街地を持つ都市と比べて住民一人当たりの自動車からのCO₂排出量が多くなることが予想されます。

また、旅客、貨物なども自動車に依存しているため、自動車からのCO₂排出量が多くなると考えられます。

（６）廃屋・空き家及び所有者不明土地等の増加

人口減少や高齢化に加え、所有者意識の希薄化や相続問題、住宅密集地の高額な解体費用など様々な要因により、管理されていない空き家が増えています。

なかには倒壊の恐れのある老朽危険空き家もあり、生活環境の保全、改善及び防犯、火災等の誘発防止のため所有者による適正な管理や、場合によっては老朽危険家屋の解体撤去も求められています。

また、地方から都市部への人口移動を背景とした土地利用ニーズの低下や、土地の所有意識の希薄化が進行しており、所有者の氏名や所在が分からない土地が増加しています。所有者不明土地の増加は、土地の雑草の繁茂による害虫の発生等による環境の悪化といった周辺への悪影響の要因になっています。

さらに、土地の適正管理の観点では、相続はされているが近隣に居住しておらず、所有者の関心が低いことや、所有している自覚がないなど、適正に管理されないまま放置される場合も見受けられます。

更なる高齢者人口の増加が進む人口動態を踏まえれば、今後、大量の相続が発生する時期を迎える中で、所有者不明土地が一層増加することが見込まれるため、その対策は喫緊の課題となっています。

(7) 外来生物への対応

「外来生物」とは、外来生物法では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されています。

最近注目される外来生物の例としては、ヒアリ、アライグマ、アメリカザリガニ、アカミミガメなどがあり、広範囲化しています。日本にやってきたすべての外来生物が周囲に悪影響を及ぼすわけではありませんが、ときには地域の生態系や人間の健康、農林水産業などに大きな被害を及ぼすことがあります。外来生物法では、こうした被害を及ぼす、または、及ぼすおそれがあると認められる外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼育、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制しています。オオキンケイギク、ツマアカスズメバチ、オオクチバス、ウシガエルなど多くの外来生物が特定外来生物に指定されています。



オオキンケイギク
(令和7年、上天草市にて恐竜の島博物館撮影)



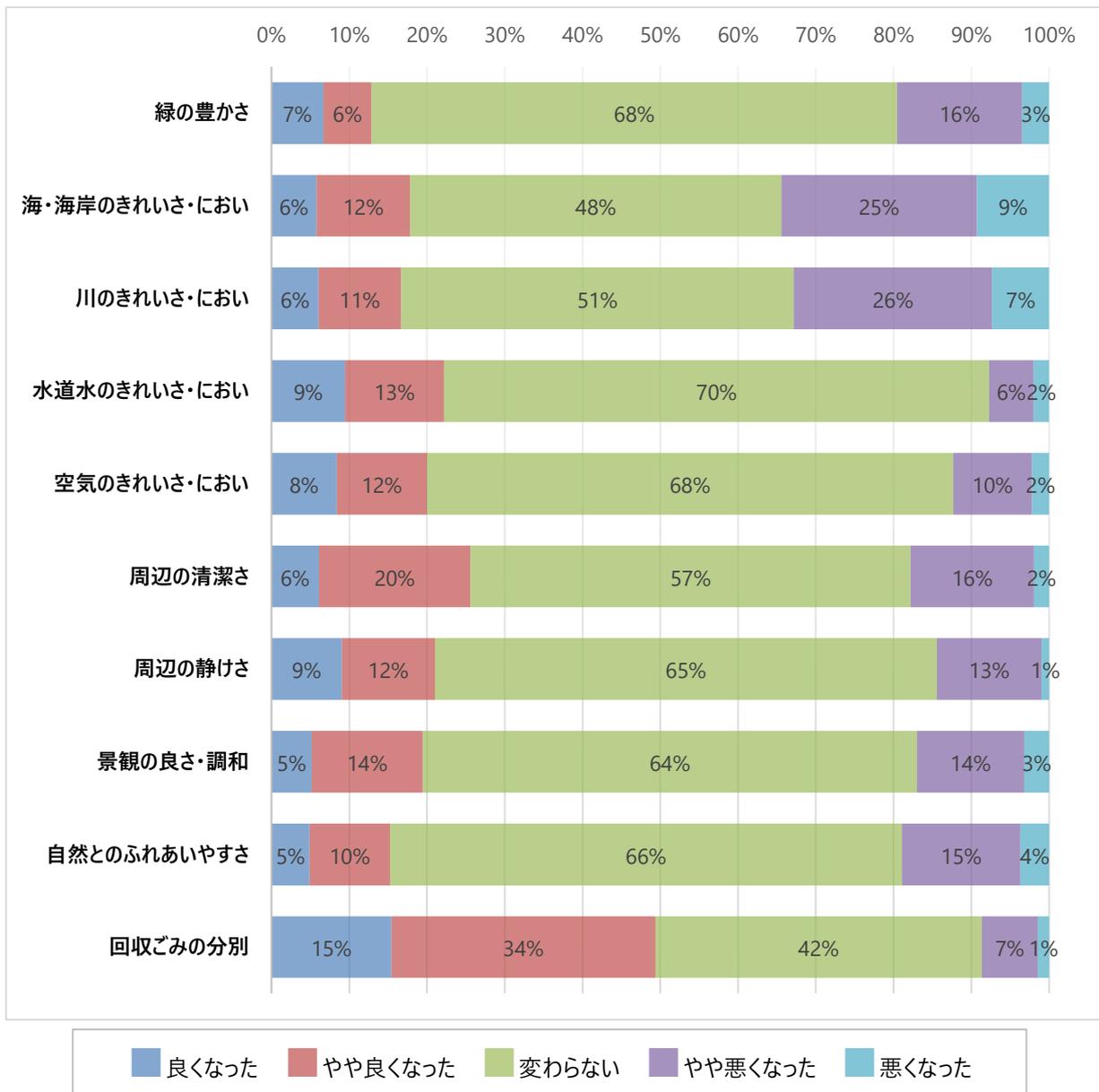
オオクチバス
(平成30年、北原川にて恐竜の島博物館撮影)

7 第2次環境基本計画の評価

(1) 市民の評価

本市が令和6年10月に、天草市に10年以上お住まいの方に対して環境に関する市民アンケートを行いました。その結果、「お住いの地域の環境について、この10年間でどのように変化したか」との質問に対し、各項目において約10～30%程度が「良くなった」または「やや良くなった」、約50～70%程度が「変わらない」、約10～30%程度が「やや悪くなった」または「悪くなった」と回答しています。

「海・海岸のきれいさ・におい」と「川のきれいさ・におい」が悪くなったと感じている人の割合は他の項目よりも多い一方で、「回収ごみの分別」は以前よりも良くなったと感じている人が多い状況です。

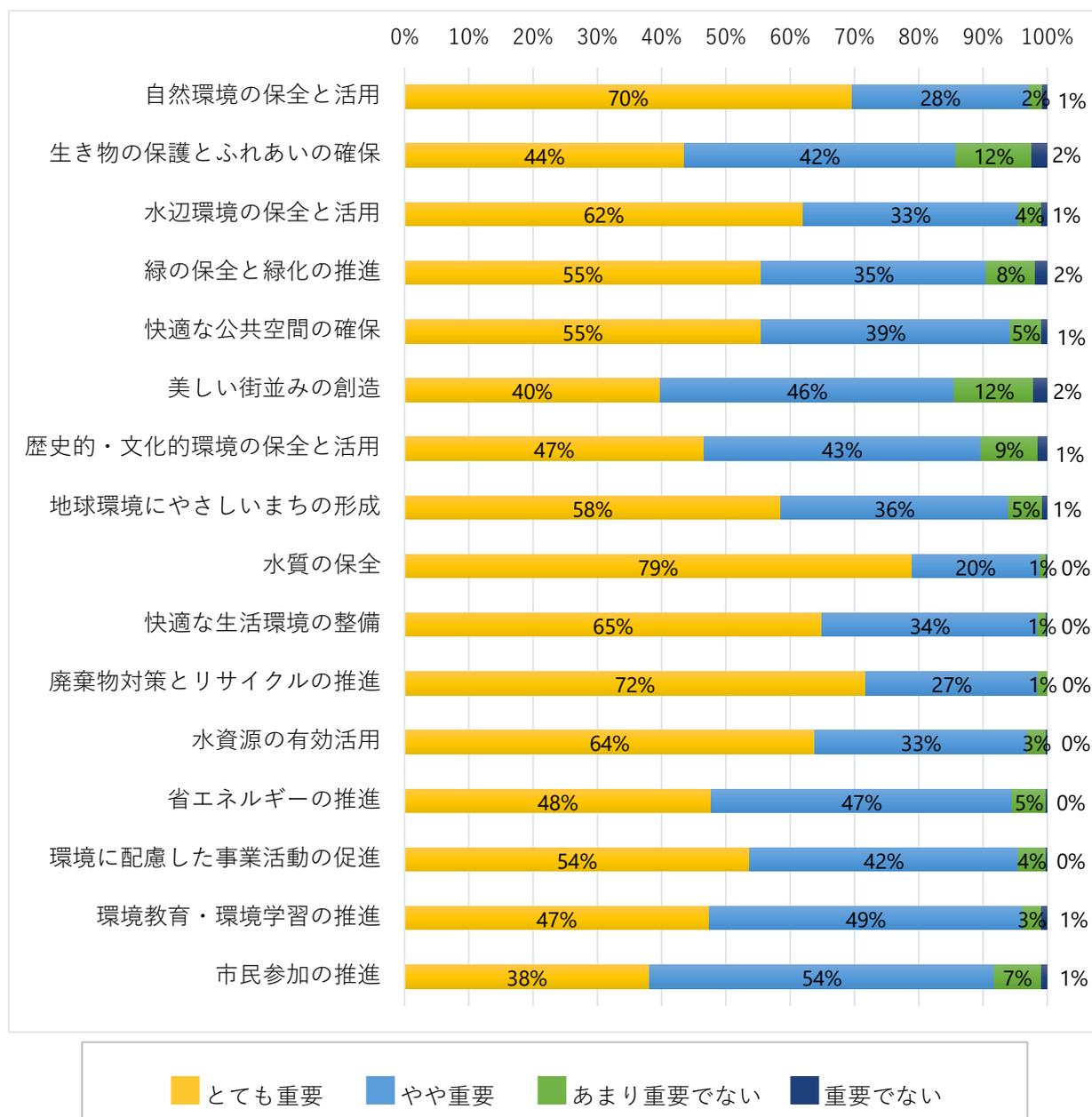


資料：市民アンケート調査（18歳以上の天草市在住者を対象に、無作為に1000人を抽出して実施。450件の回答があった。）

(2) 事業者の評価

市民と同様に、市内の事業者に対してもアンケート調査を行ったところ、多くの事業者が環境課題に対して関心を持っていること、そして照明や水道の節約、冷暖房のこまめな調節、クールビズやウォームビズの奨励、再生紙の使用、事業所内の資源物の分別収集、産業廃棄物の適正処理など、積極的に取り組んでいることがわかりました。

また、今後の環境への取組について、天草市が進めているより良い環境づくりに向けた取組について重要なものを尋ねたところ、多くの事業者が全ての取組に対して「とても重要」または「やや重要」と回答しており、合わせて全体の9割を占めています。中でも「自然環境の保全と活用」、「水辺環境の保全と活用」、「水質の保全」、「廃棄物対策とリサイクルの推進」等の項目において「とても重要」と回答した事業者が非常に多く、関心の高さがうかがえます。



資料：事業者アンケート調査（市内に住所を有する 800 事業者を対象に実施。434 件の回答があった。）

(3) 環境基本計画目標の状況について

分野1 天草の特性を踏まえた自然共生社会の実現【自然環境】

(1) 水辺環境の保全・創出

指標	前計画策定時の 数値 (H29)	目標値 (R7)	現状値 (R6)
魚礁・築いそ・藻場の設置 (累計)	406 箇所	424 箇所	417 箇所

(2) 森林、里地里山の保全・再生

指標	前計画策定時の 数値 (H29)	目標値 (R7)	現状値 (R6)
市有林の保育・除間伐面積	14.6 ha	8.0 ha	7.0 ha
民有林の保育・除間伐面積	933 ha	1,400 ha	510 ha
民有人工林の除間伐面積	302 ha	320 ha	410 ha
森林間伐材流通量	3,530 m ³	3,500 m ³	3,550 m ³

(3) 農地の保全・活用

指標	前計画策定時の 数値 (H29)	目標値 (R7)	現状値 (R6)
エコファーマー認定数 (累計)	543 人	-	-

※エコファーマー認定数は国の環境保全型農業直接支払事業の事業要件が令和元年に変更となり、エコファーマー認定が必要であった水稻生産者の更新数が減少したため、最終目標値を計画途中に修正。令和5年度より制度が廃止となったため、令和7年度の目標値及び最終値は記載していない。

分野2 資源を大切に利用する循環型社会の実現【循環型社会】

(1) 循環型社会の実現に向けての取組

指標	前計画策定時の 数値 (H29)	目標値 (R7)	現状値 (R6)
一般廃棄物排出量 (ごみ排出量)	26,075 t	19,259 t	21,596 t
一般廃棄物排出量 (し尿・浄化槽汚泥)	44,792 kL	35,800 kL	43,160 kL
産業廃棄物排出量 (農業用廃プラスチックの適正処理量)	126.7 t	103.0 t	75.0 t
資源物集団回収量	342 t	281 t	151 t
資源化率	22.6%	28.1%	22.6%
給食食材の熊本県産材料品目の占める割合	51%	53%	63%
給食残さの養豚業者への提供量	15 t	-	-
メタンガスのポイラー燃料への供給量	107,020 m ³	129,920 m ³	122,455 m ³

※給食残さの養豚業者への提供量については、計画途中の段階で養豚業者の廃業により提供を中止。

分野3 安全で快適な生活環境の実現【生活環境】

(1) 大気環境・水環境の保全

指標	前計画策定時の 数値 (H29)	目標値 (R7)	現状値 (R6)
二酸化硫黄の環境基準達成率 (県・九電・市) ※ ¹	100%	100%	100%
窒素酸化物の環境基準達成率 (県・九電・市) ※ ²	100%	100%	100%
浮遊粒子状物質の環境基準達成率 (県・九電・市) ※ ³	100%	100%	100%
抽出河川における BOD 又は COD の 水質基準達成率※ ⁴ (県3河川5地点、市44河川58地点) 【基準超過検体数/総検体数】	0/5 (県) 5/58 (市)	0/5 (県) 0/58 (市)	0/5 (県) 0/3 (市)
抽出海域における COD の 水質基準達成率 (県) 【基準超過検体数/総検体数】	0/7 検体	0/7 検体	0/7 検体
下水道普及率	42.1%	49.0%	45.3%
浄化槽普及台数	6,987 基	8,347 基	8,781 基
汚水処理人口普及率	67.0%	74.2%	72.4%
環境実態調査の継続的な実施※ ⁵	実施	実施	一部実施

※¹ 「二酸化硫黄の環境基準達成率」とは、大気中にある二酸化硫黄の濃度が、国が定めた人の健康や生活環境を守るための基準値（環境基準）を満たしている測定地点の割合を示す指標。

※² 「窒素酸化物の環境基準達成率」とは、大気中にある窒素酸化物の濃度が、国が定めた人の健康や生活環境を守るための基準値（環境基準）を満たしている測定地点の割合を示す指標。

※³ 「浮遊粒子状物質の環境基準達成率」とは、大気中に浮遊する直径 10 μm 以下の微細な粒子の濃度が、国が定めた人の健康や生活環境を守るための基準値（環境基準）を満たしている測定地点の割合を示す指標。

※⁴ 「抽出河川における BOD 又は COD の水質基準達成率（県3河川5地点、市44河川58地点）」について、市実施分に関しては隔年で58検体と3検体の調査を行っているため、令和6年度の実績においては検体数が少ない。

※⁵ 環境実態調査の継続的な実施について隔年で実施のため、一部実施となっている。

(2) 安全で快適な生活環境の確保

指標	前計画策定時の 数値 (H29)	目標値 (R7)	現状値 (R6)
騒音・振動に対する苦情件数	5 件	5 件	5 件
悪臭に関する苦情件数 (市民環境課)	14 件	14 件	12 件
悪臭に関する苦情件数 (農業振興課)	4 件	2 件	3 件
地下水環境基準達成率 (県)	100%	100%	100%

(3) うるおいとやすらぎのあるまちづくり

指標	前計画策定時の 数値 (H29)	目標値 (R7)	現状値 (R6)
道路の清掃等環境活動 (市道清掃ボランティア) 1 区間年 2 回実施【実施団体数】	市道清掃ボラン ティア 640 団体 年 2 回	市道清掃ボラン ティア 680 団体、 年 2 回	市道清掃ボラン ティア 668 団体、 年 2 回
文化財に関する教育・学習の開催回数	8 回	10 回	37 回

分野 4 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現【地球環境】

(1) 脱炭素社会の実現に向けての取組

指標	前計画策定時の 数値 (H29)	目標値 (R7)	現状値 (R6)
太陽光発電システム等自然エネルギー導入公共建築物数 (累計)	14 施設	18 施設	15 施設
市全体の温室効果ガス排出量※1	-	330 千 t-CO ₂	343 千 t-CO ₂
天草市内の住宅用太陽光発電システム設置戸数 (累計)	2,477 戸	4,543 戸	3,078 戸
天草市内の住宅用太陽光発電システムによる CO ₂ 削減量	5,177 t-CO ₂	12,000 t-CO ₂	6,718 t-CO ₂
令和元年度(2019 年度)CO ₂ 排出量に対する家庭部門における省エネ設備の導入及び省エネ行動による CO ₂ 削減量※1 ※2	-	43 千 t-CO ₂	55 千 t-CO ₂ (R5 実績値)
令和元年度(2019 年度)CO ₂ 排出量に対する業務その他部門における省エネ設備の導入による CO ₂ 削減量※1 ※2	-	30 千 t-CO ₂	67 千 t-CO ₂ (R5 実績値)
ソーラーシェアリング (営農型太陽光発電) の導入による CO ₂ 削減量※1	-	2 千 t-CO ₂	実績なし
令和元年度(2019 年度)CO ₂ 排出量に対する運輸部門における省エネ行動による CO ₂ 削減量※1 ※2	-	9 千 t-CO ₂	9 千 t-CO ₂ (R5 実績値)

※1 令和 5 年 3 月の計画改定にあたり、新規に作成した目標のため、平成 29 年の現状値については空欄としている。

※2 隔年調査のため、令和 6 年度の数値なし。令和 5 年度の実績値を記載。

分野5 市民総ぐるみで学び参加する環境保全活動の推進【環境保全活動等】

(1) 環境教育・環境学習の推進

指標	前計画策定時の 数値 (H29)	目標値 (R7)	現状値 (R6)
出前講座及び環境学習への参加人数	707 人	2,000 人	1,791 人

(2) 市民等の取組や連携の支援

指標	前計画策定時の 数値 (H29)	目標値 (R7)	現状値 (R6)
事業所における環境家計簿の 参加事業所数 (累計)	0 事業所	10 事業所	0 事業所
市政だよりやHPにおける環境関連 記事の掲載	30 回	38 回	39 回

第3章 計画の目標

1 将来の環境像

将来の環境像とは、本市がこれからどのような環境を目指して取組を推進していくのかを示す長期的な目標です。

本市の環境を総合的な視点でとらえるとともに、市民や事業者、行政の三者が目指すべき将来の環境像を共有し、その実現に向けて5つの基本目標を設定し、各種施策を実施していきます。

【将来の環境像】

みんなで守り 未来へつなぐ
ネイチャーポジティブなまち 天草



生物多様性国家戦略 2023-2030 の5つの基本戦略を通して2030年ネイチャーポジティブを達成した世界
出展：環境省 HP「生物多様性国家戦略 2023-2030 の普及啓発」

第2次環境基本計画においては将来像を「イルカが泳ぐ藍い海 キリシタンの歴史漂うまちなみ 守りつなぐ 環境にやさしいまち あまくさ」としました。これは条例に規定している「天草市の健全で恵み豊かな環境の享受を維持していく」ため、地

域活動や団体活動、市民の日常生活、事業者の事業活動の中で、環境の保全に取り組んでいくことを目指して定めた将来像です。

本計画では、第2次計画で描いた環境像の考え方を包含しつつ、更に発展させていくことを願い、「ネイチャーポジティブなまち」という言葉を使用しています。「ネイチャーポジティブ」とは、「自然再興」を意味します。これは生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せることを指します。かつて人々の社会・経済活動の拡大によって生物多様性が失われてきたことを背景として、自然環境保全の取組だけではなく、経済から社会、政治、様々な技術の全ての分野で改善を促していくことを主眼としています。

天草にはすばらしい自然環境と、郷土の歴史、豊かな文化が脈々と受け継がれており、これを未来へと繋いでいくことが求められています。市民一人ひとりが環境課題を自分事として捉え、育み、美しく暮らしやすい天草を未来に引き継いでいこうという思いを表現しています。

2 基本目標

(1) 自然の恵みを未来につなぐ自然環境と共生する社会の実現

私たちの暮らしは、食料や水、エネルギーなど自然資源に深く依存しています。

また、伝統文化や歴史は、自然環境と深く結びついており、地域固有の資産として形成されています。

本市は、海、山、川など豊かな自然に恵まれ、多種多様な生物が生息しており、中には絶滅危惧種に指定される希少な動植物も存在しています。これらの保全を図り、市民が共有する地域の財産として、後世に引き継いでいく必要があります。

自然の厳しさに対応しつつ自然の恵みを持続的に活用しながら、生物多様性を保全し、その恩恵を後世にわたって享受できる自然環境と共生する社会の実現を目指します。

(2) ごみを減らし資源を大切に利用する循環型社会の実現

現代社会において、大量生産・大量消費型の経済社会活動によって、大量廃棄型の社会が形成されることで、気候変動問題や天然資源の枯渇、環境汚染など環境への負荷が増大しています。そのような一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。これは資源・製品の価値の最大化や、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものであり、これまでの3Rの取組に加え、一人ひとりが資源を大切にする意識を高め、持続可能な社会構造へと転換させていくことが求められます。

社会経済活動の中で、ごみを減らす工夫やモノを長く使う知恵を出し合って、最後は資源として再利用するという持続可能な循環型社会の構築を目指します。

(3) 市民が安全で快適に暮らせる生活環境の実現

大気汚染や水質汚染、廃棄物の増加などの環境課題への取組は安全で快適な生活環境の実現に直結しています。

市民が健康な生活を送るためには、大気や水を安全な状態に保つこと、身近な生活環境における不快な騒音や振動、悪臭、汚染物質の影響などに悩まされることが無いようにしていくことが不可欠です。

一方で、美しい景観は心の安らぎをもたらし、観光資源としても重要な役割を持っています。景観の保全は安全で快適な生活環境の形成において欠かせない要素であり、地域社会全体の幸福感や生活の質を向上させる役割を果たします。

日常生活を取り巻く環境について、市民が安心して快適に暮らすことのできる生活環境の実現を目指します。

(4) 未来を見据えた脱炭素・カーボンニュートラルの推進

地球気候危機と脱炭素社会の実現は、現代社会が直面している重要な課題です。気候変動の影響は、極端な気象、海面上昇、生態系の変化など、さまざまな形で現れています。これらの問題に対処するためには、脱炭素社会の実現が不可欠です。

また、カーボンニュートラルの実現は、持続可能な社会の構築に向けた重要な一歩です。地球規模の気候危機に立ち向かうためには、市民や事業者、行政が連携し、具体的な行動を起こすことが必要です。

持続可能な未来を築くため、省エネルギーの推進や年間日照時間が長い地域特性を活かした太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、豊かな森林資源の整備や藻場の造成を行うことで、グリーンカーボン及びブルーカーボンによるCO₂吸収量を確保する取組を推進し、カーボンニュートラルの実現を目指します。

(5) 市民みんなで学び行動する環境保全活動の推進

良好な環境を将来へ引き継いでいくためには、環境問題の本質を理解し、日常生活において積極的に環境へ配慮した行動ができる人材の育成が重要です。

自然環境や気候変動などの環境問題について、全ての市民が日頃の生活の中で意識して考え、地域や職場、学校で環境保全活動に取り組めるようにするために、環境保全関係の情報の共有化を図るとともに、市民が積極的に学ぶ機会を創出し、環境教育、環境学習を推進します。

また、市民や事業者等が実施する環境保全活動等を支援します。

第4章 分野別の施策と取組の方向性

本章では、将来の環境像の実現を目指し、各分野にわたり総合的かつ計画的に取り組んでいくために、基本目標を踏まえて分野別の施策と各主体による取組の方向性及び取組内容を示します。

- 自然環境、循環型社会、生活環境、地球環境及び環境保全活動等の施策を定める。
- 「将来の環境像」を目標に各施策は、条例の基本理念を尊重して取組む。
- 市民、事業者、行政が自主的かつ積極的に取組むことで、「将来の環境像」の実現につながることから、市民等・事業者による取組についても例示する。

分野	施策の柱	施策
1 自然の恵みを未来につなぐ自然環境と共生する社会の実現 【自然環境】	(1) 水辺環境の保全・創出	①河川環境の保全対策の推進 ②海域環境（里海）の保全対策の推進 ③安全な飲用水等の確保対策の推進 ④水とのふれあいの推進
	(2) 森林、里地里山の保全・再生	①森林、里地里山の保全活動対策の推進
	(3) 農地の保全・活用	①環境に配慮した農業の推進 ②農業の活性化、農業とのふれあいの推進
	(4) 生物多様性への取組	①生物多様性の保全対策の推進
2 ごみを減らし資源を大切に利用する循環型社会の実現 【循環型社会】	(1) 循環型社会の実現に向けての取組	①廃棄物の発生抑制 ②廃棄物の適正処理の推進 ③リサイクルの推進
3 市民が安全で快適に暮らせる生活環境の実現 【生活環境】	(1) 大気環境・水環境の保全	①大気環境の保全対策の推進 ②水環境の保全対策の推進
	(2) 安全で快適な生活環境の確保	①騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組 ②土壌汚染・地下水汚染への対応 ③化学物質対策の推進
	(3) うるおいとやすらぎのあるまちづくり	①緑化・美化活動の支援と推進 ②天草らしい景観のあるまちづくりの推進 ③歴史的・文化的資源の保全と活用
4 未来を見据えた脱炭素・カーボンニュートラルの推進 【地球環境】	(1) 脱炭素社会の実現に向けての取組	①再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進 ②くらしや事業活動における省エネルギー行動の促進 ③エネルギーの地産地消の推進 ④市の事業活動における環境への配慮
5 市民みんなで学び行動する環境保全活動の推進 【環境保全活動等】	(1) 環境教育・環境学習の推進	①学校等における環境教育・環境学習の推進 ②地域における環境教育・環境学習の充実
	(2) 市民等の取組や連携の支援	①市民活動や事業者の取組に対する支援

1 自然の恵みを未来につなぐ自然環境と共生する社会の実現

私たちの暮らしは、食料や水、エネルギーなど自然資源に深く依存しています。また、伝統文化や歴史は、自然環境と深く結びついており、地域固有の資産として形成されています。

本市は、海、山、川など豊かな自然に恵まれ、多種多様な生物が生息しており、中には絶滅危惧種に指定される希少な動植物も存在しています。これらの保全を図り、市民が共有する地域の財産として、後世に引き継いでいく必要があります。

自然の厳しさに対応しつつ自然の恵みを持続的に活用しながら、生物多様性を保全し、その恩恵を後世にわたって享受できる自然環境と共生する社会の実現を目指します。

【目指す姿】

- 水辺の自然を再生し、水に親しむ場として活用しています。
- 里地里山・里海が適切に管理され、豊かな自然が保全・再生されています。
- 環境に配慮した農業を推進し、土とふれあう場として活用しています。
- 豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会になっています。

(1) 水辺環境の保全と創出

■環境の現状と取組状況

- ・本市を流れる河川のうち、熊本県が3河川5地点、本市が44河川58地点において水質調査を隔年で実施しており、それらの調査結果は、おおむね環境基準を達成しています。また、地域によっては河川の水質浄化のための活動や定期的な海岸の清掃活動が実施されています。
- ・海域の水質については、熊本県が7つの地点で定期的に水質検査を実施しており、その調査結果によると、有明海、天草灘では環境基準を達成しています。八代海に関しては、以前にわずかですがCODや全リンなど環境基準を超過した地点が見られましたが、近年では水質の改善が見られています。
- ・学校と連携して、藻場の再生等に関する海洋環境学習を実施しています。
- ・本市には上水道未普及地域が存在し、井戸水や沢水の利用により飲用水を確保している場合があります。
- ・全国的に国の指針値（暫定）を超える事案が確認されている有機フッ素化合物のペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)について、環境省では公共用水域・地下水におけるPFOSとPFOAの合計値で50ng/Lとする指針値を定めています。熊本県において調査を行ったところ、本市では河川及び地下水で指針値の超過は確認されていませんが、今後も継続した調査が行われる予定です。

■環境課題

- ・赤潮による漁業被害が多発しており、その対策が喫緊の課題となっています。
- ・地球温暖化に伴う海水温の上昇がみられ、漁獲量の減少など里海を取り巻く環境の変化が懸念されています。
- ・河川流域の水環境や海域環境における水質の悪化により、地域の水環境の劣化

が進みつつあります。

- ・同一河川でも、下流域での水質悪化が見られます。主な原因は、生活・事業系排水と考えられており、下水道などによる処理が急務となっています。
- ・家庭系排水の河川への流入による環境負荷の低減に努め、上・下流域の住民が一体となって排水の改善を図る必要があります。
- ・海域の水質については、ごみや汚濁物質など市内河川から流下してくるものもあるため、河川と海域を一体とした水環境とすることが必要となり、持続可能な海域の利用のためにも養殖場付近の水質改善に対する取組が必要です。
- ・市内各地に点在する潮溜まりなど、陸域と水域の境目ともいえる湿地の汚染改善への取組が必要です。
- ・河川や海浜などの治水・防災はもとより、子どもや高齢者も含めた市民が、身近な水辺の自然環境に触れることができる生活空間の一部として、調和のとれた河川や海浜などの水環境の整備を行なっています。

■施策の方向性

施策① 河川環境の保全対策の推進

- ・河川の水質を把握するとともに、その改善が必要な箇所については、対策を検討し、必要であれば関係機関と連携して指導等を行います。
- ・河川の水質調査は環境基準等に加え、水生生物等も調査し、水路やため池の適正な管理による総合的な水環境の保全を推進します。
- ・地域の河川浄化、道路の清掃・美化等、地域の継続的な環境配慮活動を推進します。

施策② 海域環境（里海）の保全対策の推進

- ・熊本県による海水浴場の水質検査に対して調査の協力をします。
- ・水産増殖施設または水産生物増殖場を中心とした漁場の整備を推進します。
- ・水産資源の持続的な活用を図りながら、自然環境としての「里海」の保全・再生を目指します。
- ・大規模開発に当たっては、熊本県との連携により、海域環境分野をはじめとした天草独自の環境特性に配慮します。
- ・漂着ごみ及び海上漂流ごみの状況把握、効率・効果的な回収・運搬・処分を行い、適正な海岸環境を維持します。
- ・水質汚濁防止や下水道等の事業を適切に推進し、水環境の保全を進めます。
- ・有明海及び八代海については、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」に基づき、流入する河川の汚濁物質負荷量の削減や当該海域の環境保全及び改善を関係機関と連携しながら推進します。



海岸の漂着ごみ
(令和7年、栖本地区にて市民環境課撮影)



外国語が書かれた漂着ごみ
(令和7年、茂串海水浴場にて市民環境課撮影)



施策③ 安全な飲用水等の確保対策の推進

- ・上水道未普及地域においては、井戸のボーリングや浄水器の設置などへの補助を行い、安心安全な飲用水の確保を推進します。

施策④ 水とのふれあいの推進

- ・水環境を整備する取組と連携して、河川・海浜等の清掃や環境に配慮した護岸整備を推進します。
- ・恵まれた本市の自然環境を後世に受け継ぐため、自然にふれ学ぶ機会を設け、自然を大切にするよう環境学習を推進します。
- ・排水対策、用水確保の施策と連携し、河川やため池の水質改善とふれあうことができる水辺空間の整備を推進します。



アマモの種が入った巾着を海に向かって
投げ入れる小学生
(令和7年、有明町赤崎漁港にて有明支所撮影)



アマモ
(令和5年、有明町楠甫地先にて水産振興課撮影)

【各主体の取組】

＜市民等ができること＞

- ・環境への負荷の少ない洗剤（石けんなど）を選び、適量を使用します。

- ・身近な緑地や水辺などの保全活動、地域の美化活動などに参加します。
- <事業者ができること>
- ・身近な緑地や水辺などの保全活動、地域の美化活動などに積極的に参加します。
 - ・事業の実施にあたっては、水源地や河川の保全に配慮します。

【数値目標】

指 標	現状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
海岸漂着物処理量	121.54 t	130 t	130 t	市民環境課
海洋環境学習の実施回数	4 校	6 校	8 校	水産振興課

(2) 森林、里地里山の保全再生

■環境の現状と取組状況

- ・山間部は、里山や田園が広がる閑静な状況にあります。
- ・本市は山林における人工林の割合が43%を占めており、その中でもヒノキの割合が高くなっています。また、天然林ではさまざまな動植物群が見られ、天草町福連木の官山（角山）においては、絶滅危惧種にも指定されているハナガガシが自生し、染岳自然環境保全地域には典型的な照葉樹の森が残っています。
- ・本市全体の面積の67.7%が山林で、木材等の林産物を生産するだけでなく、水源のかん養、山地災害の防止、野生生物の生存の場、レクリエーションの場の提供など、豊かな命を育む機能を有しています。また、森林はCO₂を吸収・固定し、地球温暖化防止に貢献しています。
- ・自然との共存によって生活が営まれている里地里山の生活空間においては、後継者の不足などが原因で耕作の条件が悪い土地から順に耕作放棄地が増加しています。

■環境課題

- ・さまざまな原因から林業生産活動が低迷し、適正な整備が行われない森林が増加し、森林のもつ環境保全などの多面的機能が適正に発揮されなくなりつつあります。
- ・林業・木材産業の経営環境を考慮すると、林産材の利用促進による林業・木材産業の振興をはじめ、森林環境の保全など、「森林を市民みんなの力で育てる」という考え方を浸透させる必要があります。
- ・里地里山の生活空間においては、野生生物の生存の場の確保による生物多様性の保全と併せて、市民の生活を守るうえで、有害鳥獣捕獲対策も必要です。

■施策の方向性

施策① 森林、里地里山の保全活動対策の推進

- ・地球温暖化防止、生物多様性保全等へ適切に対応するため、森林の公益的機能

を發揮できる森林の保全・管理を実施します。

- ・環境に配慮した木材の利用を推進し、持続可能な森林経営を推進します。

【各主体の取組】

<市民等ができること>

- ・木育²活動などを通じて森林の仕組み、働きを理解します。
- ・植樹や維持管理など、森林の保全活動に積極的に参加します。
- ・木材製品を大切に利用し、多様な森林保全への行動を実践します。
- ・木材製品を使用・購入する際には地元材を使用するよう心がけます。



あかね市での木育ワークショップのようす
(令和7年、うしぶか海彩館にて農林整備課撮影)

<事業者ができること>

- ・木材製品を使用・購入する際には、地元材を使うよう心がけます。
- ・地域の森林育成や森林保全活動に積極的に取組みます。

【数値目標】

指 標	現状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
市有林の保育・除間伐面積	7 ha	12 ha	17 ha	農林整備課
民有林の保育・除間伐面積	510 m ²	530 m ²	550 m ²	農林整備課
民有人工林の除間伐面積	410 m ²	430 m ²	450 m ²	農林整備課
森林間伐材流通量	3,763 m ³	4,000 m ³	4,100 m ³	農林整備課

² 子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらう取組。



人の手が入っていない森林



間伐を行っている様子

(令和7年、栖本地区にて農林整備課撮影)

(3) 農地の保全・活用

■環境の現状と取組状況

- ・本市の基幹産業として水稻や園芸作物、畜産など多岐にわたり営まれています。
- ・産地ブランド化の遅れによる商品の価格低迷など、農家所得が上がりにくい状況にあります。
- ・消費者の食に対する「安心・安全」や「品質」に対する意識が高まってきています。

■環境課題

- ・農産物の生産や畜産では、環境保全型の農業が行われつつありますが、農薬・肥料等による土壌や水質等の変化が危惧されており、さらなる環境保全型農業の推進が求められています。
- ・地域固有の自然資源を活かしたグリーンツーリズム³等の取組を推進する必要があります。

■施策の方向性

施策① 環境に配慮した農業の推進

- ・有機肥料の適正使用、減化学肥料、減農薬による環境保全型農業を普及し、併せて有機 JAS 認証農業者制度を推進します。
- ・農薬や肥料の適正使用を関係機関と連携して啓発します。
- ・環境保全型農業に取り組むことで、農業・農村が持つ多面的機能で地下水の水質と量を保全します。

施策② 農業の活性化、農業とのふれあいの推進

- ・新規就農者の確保等、持続可能な地域農業を推進します。
- ・地域計画に位置付けられた農地について、担い手への集積を図ります。
- ・食と子育て、生産と消費のかかわりや伝統的な食文化について理解を深めるための体験活動を計画します。
- ・生産者による直接販売等により、少量な産品、加工・調理品、不揃い品や規格外品の販売を推進します。
- ・農業を活性化するために地産地消を推進します。
- ・学校給食における地産地消を推進します。



特産品のデコポン

³ 農山漁村に滞在し、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

【各主体の取組】

<市民等ができること>

- ・農地を適切に管理します。
- ・田畑などで農作業を体験して、生産の喜び、農産物の育成と食糧生産の大切さを学びます。
- ・地元産の農作物を買うことで輸送用燃料の削減に協力するとともに、地域の農業を支えます。

<事業者ができること>

- ・有機肥料の適正使用、減化学肥料、減農薬による環境に配慮した農業、健康や安全など消費者ニーズに対応した農業に取り組めます。
- ・不揃い品や規格外品の農産物の販売を推進します。
- ・安易に宅地化を進めないよう努めます。
- ・飲食店等において地産地消に努めます。

【数値目標】

指 標	現 状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
有機 JAS 認証農業者数（累計）	3 人	5 人	10 人	農業振興課

（４）生物多様性への取組

■環境の現状と取組状況

- ・3つの海（東シナ海・有明海・八代海）に囲まれ、入り組んだ地形や120もの島々など、たいへん豊かな自然に恵まれています。
- ・島という地理的理由からほ乳類は少なく、海洋性の鳥類が多く生息しており、春と秋には渡り鳥の貴重な中継地となっています。
- ・昆虫類も県内であまり見られない種が発見されています。
- ・アマクサツチトリモチやアマクササンショウウオ、アマクサマイマイなど、「天草」の名を冠する動植物も多く存在しており、中には絶滅が危惧される希少な動植物も含まれます。
- ・身近な河川や田園山間部においては、農薬の使用規制などによりホタルが増えてきたところがあります。
- ・本市の森林面積は46,267 haで総面積の67%を占めています。そのうち、天然林は749 haとなっており、福連木の官山（角山）に代表されるような天然林においては指定希少野生動植物種も確認されています。
- ・外来植物の侵入により天草独自の植生が脅かされており、本市でも100種類を超える帰化植物が確認されています。
- ・世界の造礁性サンゴの約12%にあたる100種ほどが生育しています。

- ・五和町沖合のイルカをはじめ天草外海においては、対馬暖流に育まれた亜熱帯性の魚・サンゴと共生する多数の海洋生物が生息しています。また、牛深地区・天草町などの砂浜には、アカウミガメが産卵のため上陸しています。
- ・早崎海峡海域には、漁業者と共存した野生のミナミハンドウイルカが生息しており、この豊かな海を後世に引き継ぎ、イルカと人とが将来にわたって共生できるように、環境実態調査に取り組んでいます。この調査において、イルカの行動範囲や個体識別調査等を行っています。
- ・藻場面積の減少や水産資源の減少が見られます。
- ・イノシシなどの野生鳥獣による作物被害が年々深刻な状況になっており、近年は市街地への出没も報告されています。また、以前は存在しないとされていたニホンジカを目撃情報が報告されています。



アマクササンショウウオ
(令和5年、吉崎和美氏撮影)



アマクサマイマイ
(平成21年、矢田正海氏撮影)

■環境課題

- ・生活環境や本来の生態系を脅かす外来生物対策の検討が必要です。
- ・イルカウォッチングは地域の観光資源です。地域住民・地元漁業者・観光業者の手によって、継続的にイルカと人との共生と漁業と観光の共存が可能となるような環境づくりが必要です。
- ・アカウミガメの産卵地やフクレギシダ、アマクササンショウウオなどの希少野生動植物をはじめ、多様な生物の保護対策の検討が必要です。
- ・地球温暖化などによる海水温度の上昇により、造礁性サンゴや亜熱帯性魚類の増加等、生態系の変化が起きていることから、カーボンニュートラルの実現に向けた対策が課題となっています。
- ・藻場の衰退や焼失による磯焼けが海の環境や生態系の変化に影響を及ぼすことから、海の森である藻場の造成と海洋資源の回復・保全が必要です。
- ・日本最大級のハマボウ群生地を有しており、この貴重な資源の保全が必要です。

■施策の方向性

施策① 生物多様性の保全対策の推進

- ・イノシシ等の野生鳥獣による農林作物等への被害防止及び市街地への出没によ

る影響などを防止するため、「えづけ STOP！対策講座」の開催や、箱わな購入・防護柵設置にかかる補助金交付等の被害防止対策について、ホームページや市政だよりによって周知を図ります。

- ・持続可能なイルカウォッチングの体制を構築し、小学生のイルカウォッチング体験を推進することで、幼少期からの生物多様性や自然環境保全への意識を醸成します。
- ・アカウミガメ産卵地の保護・保全をはじめ、希少野生動植物の保護・保全の推進を図ります。
- ・身近な空間に生息するホタルやメダカ等の水生生物の保護を推進します。
- ・干潟の機能を向上させる希少な動植物の保護・保全を行うため、関係機関と連携を図ります。
- ・特定外来生物については、法の趣旨に沿って「入れない、捨てない、拡げない」を徹底するよう啓発します。
- ・ペット等の野生化による在来種、希少種への被害を防止するため、飼主へ終生飼育するよう指導啓発します。
- ・動植物、生態系、水資源などの自然環境の保全または創造に関する里地里山・里海づくり、環境実態調査等の各施策について、他の部門の政策、施策計画等と連携を図りながら、総合的かつ計画的に実施します。
- ・生物多様性地域戦略の策定について検討します。



小学生のイルカウォッチング体験
(令和7年、五和町二江沖にて市民環境課撮影)

【各主体の取組】

＜市民等ができること＞

- ・生き物の成育環境の保全や共生に取り組めます。
- ・生き物の保護に対する関心・理解などの意識向上に努めます。
- ・絶滅危惧種・地域固有種の保護活動への理解・協力を努めます。
- ・特定外来生物は「入れない、捨てない、拡げない」を遵守します。

<事業者ができること>

- ・自然保護や環境保全のためのさまざまな活動を支援します。
- ・事業計画の策定や事業の実施にあたっては、自然環境及び野生動植物の生息・育成環境への配慮を徹底します。
- ・生き物の保護に対する関心・理解を深め、保護活動に参加します。

2 ごみを減らし資源を大切に利用する循環型社会の実現

現代社会において、大量生産・大量消費型の経済社会活動によって、大量廃棄型の社会が形成されることで、気候変動問題や天然資源の枯渇、環境汚染など環境への負荷が増大しています。そのような一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。これは資源・製品の価値の最大化や、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものであり、これまでの 3R の取組に加え、一人ひとりが資源を大切にする意識を高め、持続可能な社会構造へと転換させていくことが求められます。社会経済活動の中で、ごみを減らす工夫やモノを長く使う知恵を出し合って、最後は資源として再利用するという持続可能な循環型社会の構築を目指します。

【目指す姿】

- 廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理が進み、循環型社会が実現されています。
- ポイ捨てや不法投棄がなくなり、清潔できれいなまちになっています。
- 地球の恵みに対して感謝と尊敬の念を持ち、「もったいない」の考え方に即した様々な行動が広がっています。

（1）循環型社会の実現に向けての取組

■ 環境の現状と取組状況

- ・ ごみ処理施設への搬入実績は、燃やせるごみ 17,118 t を焼却、燃やせないごみ 2,253 t を破碎・選別、2,225 t が資源物です（令和 6 年度）。
- ・ 処分場の残余量は、牛深一般廃棄物最終処分場 12,329 m³（覆土を含む、令和 6 年度末）、御所浦一般廃棄物最終処分場 5,888 m³は平成 30 年度末に埋め立てを完了しています。
- ・ ごみの減量化の取組としては、給食センターでは強化磁器食器を導入しており、破損した食器はリサイクル事業者への提供を行っています。
- ・ 3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）の推進のため、行政による環境美化推進員の設置と資源物回収団体への補助を実施しています。
- ・ 各給食センター等から排出される廃油は売却しており、石炭の代替燃料として利用されていることから温室効果ガス排出削減に繋がっています。
- ・ ごみの減量化を図るために、「生ごみ処理容器等設置補助金」を推進しています。
- ・ 循環型まちづくりの取組により、地域の自発性・積極性、人材・ネットワークを形成し、地域のさまざまな人が地域コミュニティの活動に積極的にかかわることで地域コミュニティの再生に結びつけています。
- ・ ごみ処理施設等の老朽化が進んでいることから、突発的な故障による長期受入停止につながらないよう補修等を行い施設の維持管理に努めています。
- ・ 管理している公園内で発生した剪定木等をウッドチップに加工しています。
- ・ 街路樹の剪定木等を山林堆肥等として活用しています。

■ 環境課題

- ・ 一般廃棄物の排出量は、やや減少傾向で推移すると予測されているものの、廃棄物の発生抑制の推進と、適正処理の確保が不可欠です。

- ・一般廃棄物のうち、燃やせるごみの減量化対策が必要で、一般廃棄物の 3R の仕組みを構築する必要がある、分別収集を徹底するなどの環境教育を推進し、「ゼロ・エミッション」（人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすること）の取組をさらに進めることが必要です。
- ・自然景観及び環境に悪影響を及ぼす不法投棄の防止対策として、熊本県・警察と連携して対応を強化する必要があります。
- ・海洋ごみの発生抑制により、生活環境の保全及び良好な自然景観の維持に努める必要があります。

■施策の方向性

施策① 廃棄物の発生抑制

- ・先進事例や市民からの意見をもとに研究を進め、市民と行政が一体となってごみ減量の取組を進めます。
- ・再使用可能な商品の購入・販売など、環境に配慮したライフスタイルに取り組むため、市民等、事業者、市が連携し、3R を推進します。
- ・すべての給食センターの破損食器をリサイクル事業者へ提供します。
- ・給食センター等から排出される廃油については、引き続き石炭の代替燃料として温室効果ガスの排出削減に寄与します。
- ・街路樹や公園木の管理と剪定枝の再利用によるごみ減量化を図ります。
- ・建築物などに係る分別解体及び再資源化などの監視・指導（啓発）を行います。
- ・食品ロスを減らすために「30・10(さんまるいちまる)運動⁴」を推進します。

施策② 廃棄物の適正処理の推進

- ・環境美化推進員説明会や各地域での環境学習等を通じて、ごみ分別の徹底や減量を呼びかけます。
- ・不法投棄の防止については、各主体が一体となって普及・啓発活動や監視活動等を行い、不法投棄の未然防止に向けた施策の推進を図ります。
- ・市政だよりによる周知と監視により、野外でのごみ焼却を防止します。
- ・ごみ処理施設等については、天草広域連合が整備する新ごみ処理施設の供用開始を見据え、必要な補修等を行うとともに施設の統廃合を進めます。

施策③ リサイクルの推進

- ・「資源物・ごみ分別辞典」や天草市公式 LINE におけるごみの出し方検索メニュー等により、正しいごみ分別の周知を図り、再資源化やリユースを促します。
- ・紙類の拠点回収箇所を増設し、より再資源化しやすい環境を創出することで、更なる再資源化を図ります。
- ・回収した学校給食用牛乳パックをトイレットペーパーとして再資源化し、公共施設で積極的に活用します。また、児童生徒が日々牛乳パックのリサイクルを行うことによってごみの減量化・資源化に対する意識向上を図ります。

⁴ 会食等で乾杯後の最初の 30 分間と、お開きまへの 10 分間は自席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼びかける運動。



学校給食の牛乳パックを再利用して作られたトイレットペーパー
(令和3年、栖本小学校にて市民環境課撮影)

【各主体の取組】

<市民等ができること>

- ・ごみ出しのルールとマナーを守ります。
- ・ごみの分別によるリサイクルの推進、ごみの減量化に努めます。
- ・不法投棄防止への意識・理解を深め、地域が一丸となって不法投棄を監視します。
- ・買物の際にはマイバッグを持参します。
- ・使い捨て製品はできるだけ購入せず、再使用が可能な製品や詰め替え製品などを選びます。
- ・地域や学校行事におけるバザーへの参加や、フリーマーケットサイト等を活用するなど、不要となった製品の再使用や有効利用に取り組めます。
- ・耐久性の高い製品を選び修理して使うなど、できるだけ長く使用します。
- ・日用品や食材は使い切るようにし、生ごみの抑制と堆肥化に取り組めます。
- ・食品ロスを減らすための「30・10(さんまるいちまる)運動」に参加します。

<事業者ができること>

- ・紙の使用量の削減や再生紙の利用、古紙などの資源回収を推進します。その他のごみの分別によるリサイクルの推進、ごみの減量化に努めます。
- ・不法投棄への意識理解を深め、地域住民と協力し、不法投棄されない環境づくりを行います。
- ・使い捨て製品の製造販売や過剰包装を自粛し、長寿命製品やリサイクルが容易な製品など環境への負荷が少ない製品の製造・販売及び利用を進めます。
- ・食品ロスを減らすための「30・10(さんまるいちまる)運動」を実施します。

【数値目標】

指 標	現 状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
一般廃棄物排出量（ごみ排出量）	21,596 t	18,363 t	16,732 t	市民環境課
一般廃棄物排出量（し尿・浄化槽汚泥）	43,160 kL	38,400 kL	35,400 kL	市民環境課
産業廃棄物排出量（農業用廃プラスチックの適正処理量）	75 t	90 t	100 t	農業振興課
資源物集団回収量	151 t	160 t	160 t	市民環境課
資源化率	22.0%	28.0%	28.0%	市民環境課
生ごみ処理容器等設置補助金交付件数	247 件	380 件	500 件	市民環境課
メタンガスのボイラー燃料への供給量	122,455 m ³	119,357 m ³	119,357 m ³	下水道課

※産業廃棄物排出量（農業用廃プラスチックの適正処理量）について、これまで不適切な処理が行われる場合も多かったため、適切な処理の促進のために上記の目標値を設定している。



ごみステーションでの分別のようす
(令和7年、本渡地区にて市民環境課撮影)



回収されなかった違反ごみ
(令和7年、本渡地区にて市民環境課撮影)

3 市民が安全で快適に暮らせる生活環境の実現

大気汚染や水質汚染、廃棄物の増加などの環境課題への取組は安全で快適な生活環境の実現に直結しています。

市民が健康な生活を送るためには、大気や水を安全な状態に保つこと、身近な生活環境における不快な騒音や振動、悪臭、汚染物質の影響などに悩まされることが無いようにしていくことが不可欠です。

一方で、美しい景観は心の安らぎをもたらし、観光資源としても重要な役割を持っています。景観の保全は安全で快適な生活環境の形成において欠かせない要素であり、地域社会全体の幸福感や生活の質を向上させる役割を果たします。

日常生活を取り巻く環境について、市民が安心して快適に暮らすことのできる生活環境の実現を目指します。

【目指す姿】

- 自動車などから排出される大気汚染物質が削減され、空気のきれいなまちになっています。
- 環境負荷の少ない交通ネットワークが構築され、環境共生型の都市基盤整備が進んでいます。
- 公共下水道や農業・漁業集落排水施設等が整備されるとともに、合併処理浄化槽の設置が進み、川や海の水がきれいになっています。
- 騒音、振動、悪臭などがなくなり、快適なまちになっています。
- 土壌・地下水汚染対策の強化や、化学物質に関する情報提供などにより、安全な生活環境が確保されています。
- 地域の貴重な緑や歴史的資源などと調和した魅力ある景観を持つまちになっています。

(1) 大気環境・水環境の保全

■環境の現状と取組状況

- ・一般環境大気測定局は、熊本県設置3カ所、九州電力設置4カ所の計7カ所で、うち二酸化硫黄・一酸化窒素・二酸化窒素・窒素酸化物・光化学オキシダントのすべてを計測している地点は、2カ所となっています。
- ・汚水処理人口普及率は年々向上しており、令和6年度実績で72.4%となっていますが、全国値の93.7%（令和6年度実績）と比べると低い状況です。

■環境課題

- ・依然として、野焼きや自家焼却が行われている家庭もあります。ダイオキシン類の発生の恐れもあるため、さらなる市民への啓発が必要となっています。
- ・それらの地域をはじめとして、生活・農業などへの汚染も考えられるため、周辺地域への啓発が必要です。
- ・家庭部門、業務部門における公共サービス、運輸部門における自家用乗用車について、重点的にCO₂排出量の削減に取り組む必要があります。
- ・台所や洗濯等の生活雑排水が未処理のまま河川等に放流されることになり、河川等の公共用水域の水質汚濁の原因となるため、下水道への接続や合併処理浄

化槽への転換を推進する必要があります。

■施策の方向性

施策① 大気環境の保全対策の推進

- ・公用車の更新にあたっては、引き続き、電動車⁵の導入を図ります。
- ・渋滞緩和対策を検討します。
- ・マイカー通勤の自粛を呼び掛け、ノーマイカーデーの実施を推進します。



栖本病院に導入された電気自動車
(令和8年、同地にて病院事業部撮影)

施策② 水環境の保全対策の推進

- ・排水対策として下水処理施設、浄化槽等の整備を図り、汚水処理人口の普及率を向上させます。
- ・事業所や家庭からの排水の改善を行うとともに、地域の清掃美化活動と連携し、河川・海域の水質改善を推進します。

【各主体の取組】

<市民等ができること>

- ・公共交通機関や自転車を利用するなど、自動車の使用を可能な限り減らします。
- ・下水道事業の目的を理解し、早期に接続して利用します。
- ・使用済みの食用油や調理くずなどを下水道に流しません。

<事業者ができること>

- ・排水処理対策を徹底し、水質汚濁物質の排出を抑制します。
- ・事業の実施にあたっては、水源地や河川の保全に配慮します。

⁵ 電動車とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を指す。

【数値目標】

指 標	現 状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
二酸化硫黄の環境基準達成率 (県・九電・市) ^{※1}	100%	100%	100%	市民環境課
窒素酸化物の環境基準達成率 (県・九電・市) ^{※2}	100%	100%	100%	市民環境課
浮遊粒子状物質の環境基準達成率 (県・九電・市) ^{※3}	100%	100%	100%	市民環境課
調査河川における BOD または COD の水質基準達成率 ^{※4} (県3河川5 地点、市44河川58地点) (基準超過検体数/総検体数)	県	0/5	0/5	市民環境課
	市	0/3	0/58	
調査海域における COD の水質基準 達成率 (県) (基準超過検体数/総検体数)	0/7	0/7	0/7	市民環境課
下水道普及率	45.3%	47.8%	49.8%	下水道課
浄化槽普及台数	8,781基	9,446基	9,978基	下水道課
汚水処理人口普及率	72.4%	76.4%	79.6%	下水道課
環境実態調査の継続的な実施 ^{※5}	一部実施	実施	実施	市民環境課

※1 「二酸化硫黄の環境基準達成率」とは、大気中にある二酸化硫黄の濃度が、国が定めた人の健康や生活環境を守るための基準値（環境基準）を満たしている測定地点の割合を示す指標。

※2 「窒素酸化物の環境基準達成率」とは、大気中にある窒素酸化物の濃度が、国が定めた人の健康や生活環境を守るための基準値（環境基準）を満たしている測定地点の割合を示す指標。

※3 「浮遊粒子状物質の環境基準達成率」とは、大気中に浮遊する直径 10 μm以下の微細な粒子の濃度が、国が定めた人の健康や生活環境を守るための基準値（環境基準）を満たしている測定地点の割合を示す指標。

※4 「調査河川における BOD 又は COD の水質基準達成率（県3河川5地点、市44河川58地点）」について、市実施分に関しては隔年で58検体と3検体の調査を行っているため、令和6年度の実績においては検体数が少ない。

※5 「環境実態調査の継続的な実施」に関しては、隔年で実施をしており、令和6年度は一部実施の年度にあたる。

（2）安全で快適な生活環境の確保

■環境の現状と取組状況

- ・化学物質に関する苦情等は発生していません。
- ・本市では、公園などにおける土壌汚染調査は実施していません。
- ・佐伊津町の地下水は、夏場の生活用水・農業用水としての揚水量が増加する時期に水位低下の傾向があります。地盤沈下の被害は出ていませんが、自噴地点と水量が減少しています。

- ・熊本県の飲用井戸の水質検査では、硝酸性窒素などの物質で基準値を超過した地点が地域によってまとまって存在する箇所もあり、本市においても、基準値を超過している箇所が存在しています。県は令和6年3月に「地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画」を策定し、硝酸性窒素対策の低減に向け推進を図ることとしています。
- ・天草地域硝酸性窒素対策連絡会議が組織され、対策について協議しています。
- ・市街地では、工場や事業所が立地していますが、騒音・振動被害はほとんど発生していない状況です。
- ・国道沿いにおいて実施した騒音調査では、時間帯によって自動車の走行音により基準を超過する箇所もありますが、苦情は出ていません。
- ・悪臭では、生活環境に大きな影響を与える問題は発生していませんが、一部の地域で家畜排せつ物や放置された魚などの臭いに対する苦情があります。
- ・有機フッ素化合物のペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について、熊本県において調査を行ったところ、本市においては河川及び地下水で指針値の超過は確認されていませんが、今後も継続した調査が行われる予定です。

■環境課題

- ・家畜の臭いの苦情について、家畜を飼育する農家は減少していますが、生活様式の変化や、世代による価値観の違いが原因で発生していると考えられます。
- ・法律などの規制のほかにも、地域住民の理解に即した悪臭問題の解決が求められます。
- ・本市では著しい土壌汚染は発生していませんが、健全な土壌維持のため公園や農地への農薬散布による水質汚濁を含めた汚染対策と未然防止に努めていきます。
- ・地下水については、一度汚染されると回復に相当の時間を要するため、汚染を未然に防止する対策が必要です。

施策① 騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組

- ・悪臭については、家畜排せつ物法を踏まえ、関係機関と連携して指導を徹底するとともに、堆肥化などの処理施設や低コスト施設などの整備を促進しながら、家畜排せつ物の管理の適正化を推進します。
- ・悪臭防止法に基づき、関係者への指導を行います。
- ・自動車騒音対策については、交通量調査と騒音調査を継続して実施し、道路及び沿道状況の把握に努めます。
- ・振動規制法に基づき、関係者への指導を行います。
- ・深夜営業店などへ営業騒音等の低減について啓発を行います。

施策② 土壌汚染・地下水汚染への対応

- ・熊本県と連携して地下水の水質調査を毎年実施し、良好な水質保全を推進します。
- ・地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画に基づく予防推進計画を策定

し、運用します。

- ・天草地域硝酸性窒素対策連絡会議において、硝酸性窒素対策について情報共有を図ります。

施策③ 化学物質対策の推進

- ・二酸化窒素や光化学オキシダント等の発生要因となる自動車排気ガスの抑制策として、環境に配慮した通勤を推進します。
- ・ダイオキシン類の発生のおそれがある野焼きや自家焼却を行わないよう、周知・啓発を行います。
- ・アスベスト等の有害な廃棄物は、関係法令に従い、適正な処理を促します。
- ・有機フッ素化合物のペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について、熊本県が実施する調査に協力するほか、市でも独自に法律に基づいた調査を実施します。

【各主体の取組】

<市民等ができること>

- ・近隣騒音など、日常生活におけるルールを守り、快適に生活できる環境づくりに務めます。
- ・野焼きなどの違法行為は行いません。
- ・化学物質の問題やヒートアイランド現象、光害⁶（ひかりがい）などの新たな環境問題に関心を持ち、積極的に情報を収集して理解を深めます。

<事業者ができること>

- ・土壌汚染、地下水汚染、騒音、振動、悪臭などの公害を未然に防止します。
- ・化学物質の適正な管理や排出量などの報告を徹底するとともに、リスクコミュニケーションを推進します。

【数値目標】

指 標	現 状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
騒音・振動に対する苦情件数	5件	4件	3件	市民環境課
悪臭に関する苦情件数 (生活環境関係)	12件	10件	8件	市民環境課
悪臭に関する苦情件数 (農業関係)	3件	3件	2件	農業振興課
地下水環境基準達成率(県)	100%	100%	100%	市民環境課

⁶ 照明の設置方法や配光が不適切で、景観や周辺環境への配慮が不十分なために起こる、さまざまな影響のこと。

(3) うるおいとやすらぎのあるまちづくり

■環境の現状と取組状況

- ・緑豊かなまちづくりを目指し、生け垣や住宅敷地などの緑化の推進を行っています。特に、公園の整備は充実しており、都市計画区域人口1人当たりの公園面積は27.4㎡（令和6年3月末）であり、国の標準面積10㎡を満たしています。
- ・各地区振興会等では、住民によるさまざまな河川浄化活動をはじめ、道路や海岸の清掃活動が行われていますが、環境活動に関する地域のリーダーが不足しています。
- ・本市は雲仙・天草国立公園に位置し、優れた景観を有していますが、観光ルートにあたる道路沿線の景観が計画的に整備されていません。
- ・天草市景観計画に基づき、景観の保全・修復・創出に努めています。
- ・景観形成地域や景観形成重点地区を設定し、良好な景観形成に努めています。
- ・世界文化遺産の構成資産の一つである崎津集落をはじめ、天草キリシタン館所蔵の通称「天草四郎陣中旗」に代表されるキリシタン文化の歴史資産や下浦石を使った国指定重要文化財の祇園橋附石造記念碑や国指定史跡の棚底城跡など、市内の文化財は、国指定6件、国選定1件、国登録10件、県指定23件、市指定164件の合計204件があります。
- ・市内の文化財の保存・活用は、所有者の不断の努力や地域のボランティア、教育委員会、市の資料館・アーカイブズなどによって行われています。
- ・新鮮な魚介類や天草西海岸の景観、五和町のイルカウォッチングに代表される海洋資源が豊富です。
- ・ポンカンをはじめとした果樹・野菜等の農作物、それらを生かした農林水産業や観光産業が地域活力をもたらし、地域を支えています。
- ・御所浦町の恐竜化石など多種多様な地域資源に恵まれています。
- ・災害から市民の生命を保護し、財産を保全するための防災対策工事や水産・観光振興などに伴う必要な開発事業があります。それらの計画・設計・施工にあたっては法や条例に基づいて環境アセスメントを実施し、環境に十分配慮した取組を行っています。具体的な例としては、天草市汚泥再生処理センターの整備にあたり、大気質や動植物などについて調査し、環境への影響を予測、評価の上、保全措置を講じています。
- ・治水・防災を優先した河川や海浜の整備が進んだことで親水性が低下し、生活空間との一体感がなくなってくる配慮した整備を行っています。



国指定重要文化財 祇園橋附石造記念碑
(令和元年、船之尾町にて文化課撮影)



国指定名勝及び天然記念物 妙見浦
(令和2年、天草町にて文化課撮影)

■環境課題

- ・エコツーリズム⁷などの地域の環境資源を生かした地域密着型の観光ビジネスが定着しつつありますが、さらなる環境と調和した産業振興による地域の活性化が求められています。
- ・自然と共生した、生活空間の形成を図るためには、自然環境の保全や身近なところでの緑化の推進、環境改善が重要です。
- ・歴史・文化や自然・風土に根ざした景観を保全・創造し、観光振興に寄与するとともに、良好な景観を「宝」として次世代に引き継いでいくことが求められています。
- ・文化財は、所有者等の不断努力により保存・活用されていますが、年々、破損、風化するなど、管理上の課題があります。
- ・文化財を後世に継承していくことは重要な責務であり、市民の理解と協力により事業者・市と地域が一体となって、保存・活用する取組が必要です。

■施策の方向性

施策① 緑化・美化活動の支援と推進

- ・地域の自然環境特性に適した樹種による都市緑化を推進します。
- ・新エネルギー、省エネルギーの施策と連携しながら、工場や事業所における緑化を推進します。

施策② 天草らしい景観のあるまちづくりの推進

- ・漁港用地、漁業関係施設等の維持管理を徹底し、周辺景観との調和を図ります。
- ・国立公園とそれに連なる地域、海岸線や山並みの保全を市全体で推進します。
- ・農山漁村風景を維持するため、市民等への清掃活動を積極的に推進します。
- ・生業に支えられた里地里山・里海の保全、耕作放棄地の解消による美しい田畑、農村風景の再生を集落景観維持と連携して推進します。
- ・市民、事業者、市の三者が、豊かな自然環境を守り、誇りある文化的景観を育むとともに、風格ある都市景観の創出を一体となって築くことを目標とする天

⁷ 自然環境や歴史・文化を体験し、学ぶとともに、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つ観光のありかたのこと。

草市景観計画を推進します。

- ・シンボリックな取組として成果を確認しやすい環境保全活動と一体となって景観整備に取り組めます。
- ・自然と歴史が調和したまち並みづくりを図り、賑わいと活力を生み出す景観の創出を推進します。
- ・景観阻害要因に対するルールづくりを市全体で検討し構築します。

施策③ 歴史的・文化的資源の保全と活用

- ・文化財に係る市民等の意識の向上など啓発を推進します。
- ・文化財の巡視点検を行うとともに、引き続き、文化財の適切な保存と活用を推進します。
- ・文化財と観光、景観、環境教育・学習等とが施策連携し、総合的な文化財の保存活用を図ります。
- ・文化財を保護し、特徴ある景観の保全に繋がるように、市民や景観施策と連携して取り組めます。
- ・文化財の保存と活用を推進し、郷土愛と誇りの醸成、地域コミュニティ活動の向上に繋がるよう取り組めます。
- ・伝統文化、技術の保全と発信に努め、地域活性化と後継者育成に寄与するよう取り組めます。

【各主体の取組】

<市民等ができること>

- ・美しいまち並みづくりに協力します。
- ・市内の歴史的建造物や文化財について理解を深め、その保全やツーリズムとの連携など、幅広い活動に協力します。
- ・美しい景観と環境を守るため、ごみのポイ捨ての禁止、公共の場におけるペットの扱いなどについてのマナーを守ります。

<事業者ができること>

- ・事業計画の策定や実施にあたっては、歴史的建造物、文化財などとの調和に配慮します。
- ・建物の敷地や屋上などを活用した緑化を推進するとともに、地域の緑化活動に協力します。
- ・事業場や工場などの外観や広告物などに配慮し、魅力ある景観づくりに参加します。

【数値目標】

指 標	現 状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
道路の清掃等環境活動の回数	668 団体	680 団体	690 団体	土木課
文化財に関する教育・学習の開催回数	9 回	15 回	15 回	文化課

4 未来を見据えた脱炭素・カーボンニュートラルの推進

地球気候危機と脱炭素社会の実現は、現代社会が直面している重要な課題です。気候変動の影響は、極端な気象、海面上昇、生態系の変化など、さまざまな形で現れています。これらの問題に対処するためには、脱炭素社会の実現が不可欠です。

また、カーボンニュートラルの実現は、持続可能な社会の構築に向けた重要な一歩です。地球規模の気候危機に立ち向かうためには、市民や事業者、行政が連携し、具体的な行動を起こすことが必要です。

持続可能な未来を築くため、省エネルギーの推進や年間日照時間が長い地域特性を活かした太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、豊かな森林資源の整備や藻場の造成を行うことで、グリーンカーボン及びブルーカーボンによる CO₂ 吸収量を確保する取組を推進し、カーボンニュートラルの実現を目指します。

【目指す姿】

- 環境に配慮した日常生活や事業活動が定着し、CO₂ 排出量の削減が進んでいます。
- 環境保全のための広域的な取組が進んでいます。
- 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入促進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等が図られています。
- 再生可能エネルギーの地産地消及び地域内経済循環が図られています。
- 住宅・建築物の脱炭素化の選択、省エネ機器の導入・買換え、電動車の購入、エコドライブの推進、公共交通機関や自転車の利用促進等により、脱炭素型ライフスタイルへの転換が進んでいます。

(1) 脱炭素社会の実現に向けての取組

■環境の現状と取組状況

- ・令和6年度における本市全域のCO₂排出量の推計は343千t-CO₂であり、そのうち産業部門（製造・建設・農林水産業等）が約16%、業務その他部門（卸売・小売・宿泊・飲食サービス・医療福祉等）が約19%、家庭部門が約23%、運輸部門（自動車・鉄道・船舶）が約40%、廃棄物分野が約2%となっています。
- ・住宅用太陽光発電システム及び蓄電システムの導入に対して市独自の補助を行っています。
- ・国の補助制度等を活用し、公共施設や民間施設への太陽光発電システム等の導入を進めるとともに、再生可能エネルギーの地産地消の調査研究を進めています。
- ・公共施設等の設備機器の適切な更新や、新築においては、快適な室内環境を実現しながら消費エネルギーをゼロにすることを目指した「ZEB⁸化」の検討を行うことで省エネルギーの効果を高め、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

⁸ ネットゼロエネルギービル（Net Zero Energy Building）の略称。快適な室内環境実現しながら建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

■環境課題

- ・化石燃料由来のエネルギーについて、極力消費を抑制し、環境への負荷を少なくする必要があります。
- ・市民・事業者・行政がそれぞれに取り組んでいる省資源化や日常的な省エネ行動など環境保全活動の拡充が必要です。
- ・太陽光発電システムのリサイクル方法等について確立する必要があります。

■施策の方向性

施策① 再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進

- ・再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー機器等の導入促進のために、住宅用太陽光発電システム及び蓄電システム、省エネ機器の設置を推進します。
- ・大規模太陽光、風力、水力、バイオマス等の発電システム設置についても、官民一体となって環境にやさしいまちづくりを進めます。
- ・再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和に関する条例に基づき、地域を取り巻く環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業を促進します。

施策② くらしや事業活動における省エネルギー行動の促進

- ・車両及び船舶など各分野での省エネルギーの取組事例及び効果などの情報を広く市民等や事業者提供し、各主体が一体となって温暖化対策を推進します。
- ・公共交通機関の利用及びマイカー利用時の環境に配慮した運転(エコドライブ)等の普及・啓発を推進します。
- ・オゾン層保護及び地球温暖化防止に関する情報を提供し、地球温暖化防止の啓発を推進します。
- ・森林・里地里山の保全再生や、藻場の造成などによるCO₂の吸収・固定量によりカーボンニュートラルの実現を推進します。

施策③ エネルギーの地産地消の推進

- ・市内で生み出された再生可能エネルギーを市内に供給するエネルギーの地産地消及び地域内経済循環を図る取組の調査・研究を進めます。

施策④ 市の事業活動における環境への配慮

- ・市が率先して、太陽光発電の最大限の導入、建築物における省エネルギー対策の徹底、再生可能エネルギー電力の調達、電気や水の節約、冷暖房のこまめな調節を推進します。
- ・地球温暖化対策実行計画（第5章）を実行します。
- ・ISOの適正な実施に努めます。

【各主体の取組】

<市民等ができること>

- ・住宅用太陽光発電システムや蓄電システムの導入に加え、省エネ機器の導入・買換えに努めます。
- ・自家用車については、温室効果ガス排出量がより少ない電動車の購入を検討します。

- ・住宅のエネルギー使用状況の見える化のため HEMS⁹等の導入を検討し、効率的なエネルギー使用に努めます。
- ・日常生活の中で、脱炭素型ライフスタイルへの転換を意識しながら省エネ・節電行動、エコドライブを実践します。

<事業者ができること>

- ・建造物等への太陽光発電システムの導入に努めます。
- ・省エネ型生産設備や生産工程の導入など、エネルギーの効率的な利用などに努めます。
- ・事業所の新築・改修時の ZEB 化、壁や窓の高断熱化など建物の省エネ性能の向上及び建物の長寿命化に努めます。
- ・自動車の適正な使用管理に努め、自動車の使用を可能な限り減らします。
- ・社用車などについては、温室効果ガス排出量がより少ない電動車の購入を検討します。
- ・クールビズやウォームビズをはじめとした省エネ・節電行動、エコドライブを実践します。

【数値目標】

指 標	現 状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
市全体の温室効果ガス排出量 (CO ₂)	343 千 t	261 千 t	211 千 t	市民環境課
太陽光発電システム導入公共建築物数 (累計)	15 施設	28 施設	42 施設	関係各課
天草市内の住宅用太陽光発電システム設置戸数 (累計)	3,078 件	3,600 件	4,000 件	市民環境課
省エネ型の公共建築物数 (累計) (ZEB Ready ¹⁰ 相当)	1 施設	2 施設	3 施設	市民環境課

⁹ ホームエネルギーマネジメントシステム (Home Energy Management System) の略称。家庭でのエネルギー使用状況を、専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステムで、空調や照明、家電製品等の最適な運用を促すもの。

¹⁰ 『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物のこと。

5 市民みんなで学び行動する環境保全活動の推進

良好な環境を将来へ引き継いでいくためには、環境問題の本質を理解し、日常生活において積極的に環境に配慮した行動ができる人材の育成が重要です。

自然環境や気候変動などの環境問題について、全ての市民が日頃の生活の中で意識して考え、地域や職場、学校で環境保全活動に取り組めるようにするために、環境保全関係の情報の共有化を図るとともに、市民が積極的に学ぶ機会を創出し、環境教育、環境学習を推進します。

また、市民や事業者等が実施する環境保全活動を支援します。

【目指す姿】

- 充実した環境教育により、子どもの環境問題に対する関心が高まっています。
- 地域での環境保全活動や環境教育が活発に行われています。
- 市民等・事業者・市のネットワークが形成され、環境保全のための主体的・積極的な活動が展開されています。

(1) 環境教育・環境学習の推進

■環境の現状と取組状況

- ・本市は、優れた自然環境を学ぶための多くの体験施設・見学施設などがあり、環境教育や環境学習に適しています。
- ・学校においては、各学校の実態や地域の特色を踏まえ、「環境をとらえる視点」及び「環境教育で重視する能力や態度」を明確にした指導計画を作成し、各教科等の指導の充実を図っています。また、学校版環境 ISO にも具体的数値目標を掲げるなど、積極的に取り組んでいます。

■環境課題

- ・市民が自主的な環境学習活動を展開するには、市による身近な地域の自然・生活環境をはじめとする、幅広い分野の情報収集と整備、公開が求められています。
- ・地球温暖化問題やごみ問題など、市民一人ひとりの意識と行動が変わっていくことが必要です。
- ・市民が環境について学び、実践する機会を可能な限り多く創出していくことが必要です。
- ・環境教育、地域の環境学習活動の支援は、次世代につなげていくために長期的かつ継続的に実施していくことが重要です。

■施策の方向性

施策① 学校等における環境教育・環境学習の推進

- ・学校等からの要望に沿った学習テーマに基づいた講座を学校等に出向いて開催します。

施策② 地域における環境教育・環境学習の充実

- ・省資源・省エネルギー・リサイクルといった具体的な環境行動に関する教育の

機会を充実していくよう努めます。

- ・地球温暖化やごみ問題、生物多様性など、環境意識の向上を図るため、環境関連の学習会などを開催します。
- ・ホームページや市政だよりを通じて、環境学習に関する情報の提供や様々な環境活動について掲載します。

【各主体の取組】

<市民等ができること>

- ・環境に関する情報の収集や理解に努めます。
- ・家庭や地域で環境を話題にするなど、家族や地域住民みんなが環境への関心を持てるような環境づくりに努めます。
- ・身近な環境に関心を持ち、観察会や講演会などの活動やイベントに参加します。
- ・市の環境に関する出前講座を積極的に活用します。

<事業者ができること>

- ・職場における環境学習に努めます。
- ・社外の環境に関する研修などに参加します。
- ・施設見学の受け入れや農水産業体験など、体験型の環境教育・学習に協力します。

【数値目標】

指 標	現 状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
出前講座及び環境学習への参加人数（年間延べ人数）	1,941人	2,000人	2,000人	市民環境課

（２）市民等の取組や連携の支援

■環境の現状と取組状況

- ・地域においては、地区振興会等における環境部会活動などにおいて、地域住民が連携した清掃・美化などの活動が活発な地域もあります。また、環境関連の市民活動団体により各地域で各々活動が実施されています。
- ・市民が必要とする地域環境に関する市のデータを気軽に簡単に入手できる状況ではありません。

■環境課題

- ・広報紙における定期的な環境分野全般の啓発が不十分です。
- ・市民団体等の活動に対して、様々な環境のテーマで互いの活動を連携し、高めていく市民・事業者のネットワークの形成にも引き続き支援を行う必要があります。

■施策の方向性

施策① 市民活動や事業者市の取組に対する支援

- ・事業者や市民活動団体が行う環境教育や環境学習、優れたエコツアーリズムなどを積極的に紹介し、地域社会と一体となった環境ビジネスと環境保全の取組を支援します。
- ・太陽光・風力・水力等の再生可能エネルギーの利用を促進する活動を支援します。
- ・環境に配慮したグリーン製品の購入を積極的に推進します。
- ・自然保護活動に取り組んでいる団体等との連携を図り、市民等や事業者の自然環境保全の意識の向上を図ります。
- ・市民等が水環境に関心を持ち、生活の中で水と人との関係を考えていくことができる基盤づくりや、自発的に環境保全に参加できる環境づくりの施策を展開します。
- ・各地区自治組織や子ども会などによる資源物の回収団体には、必要な支援を行います。
- ・市民等や事業者の参画及び広域的な連携による環境保全活動を進めるため、環境保全の啓発と環境保全活動への参加を促します。
- ・環境基本計画実績報告書を作成し、市ホームページにおいて公表します。

【各主体の取組】

<市民等ができること>

- ・地域の環境保全活動や美化作業に進んで参加します。
- ・環境情報の提供やアンケート調査など、行政の取組に協力します。

<事業者ができること>

- ・自然保護や環境保全のためのさまざまな活動を支援し、社会貢献に努めます。
- ・環境情報の提供やアンケート調査など、行政の取組に協力します。

【数値目標】

指 標	現 状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
市政だよりやホームページにおける環境関連記事の掲載	39 件	45 件	45 件	市民環境課

第5章 天草市地球温暖化対策実行計画

1 計画の基本的事項

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に規定された地方公共団体実行計画であり、市全域の温室効果ガスの排出量の削減等を図るとともに、市、市民及び事業者の主体的な取組を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

(1) 計画の期間

本計画の期間は、令和 32 (2050) 年度のカーボンニュートラルの達成という長期目標のもと、天草市環境基本計画の計画期間である令和 8 (2026) 年度から令和 15 (2033) 年度までの 8 年間で当面の計画期間とします。また、国の「地球温暖化対策計画¹¹」と整合をとり、令和 12 (2030) 年度、令和 22 (2040) 年度、令和 32 (2050) 年度を目標年度とし、天草市環境基本計画の計画改定と併せて本計画の見直しを行います。なお、温室効果ガス排出削減に当たっての基準年度を平成 25 (2013) 年度とします。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、天草市全域における市、市民及び事業者による事業活動については、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に規定された地方公共団体実行計画の区域施策編として位置づけ、市の全ての機関における事務事業については、同法第 21 条に規定された地方公共団体実行計画の事務事業編として位置づけます。

対 象	計画の位置づけ
天草市全域における市、市民及び事業者による事業活動 部門別の対象となる活動は以下のとおりです。 産業部門：製造業、鉱業・建設業、農林水産業の活動等。 業務その他部門：オフィス、スーパー、学校、病院の活動等。 家庭部門：家庭における電気、ガス、灯油の使用等。 運輸部門：自動車(自家用、運輸営業用)、船舶、航空機の使用等。 廃棄物分野：一般廃棄物の焼却処分等。	区域施策編
市の全ての機関における事務事業 指定管理施設及び施設の新増設も含まれます。 なお、民間や公益法人など外部への委託や請負により実施する事務・事業は対象外とし、市営住宅や教職員住宅、医師住宅など個人の生活に関わりが大きい施設も対象外とします。	事務事業編

¹¹ 地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）については、以下を参照のこと。
(<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>)

(3) 計画の対象となる温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定されている6物質を対象とします。

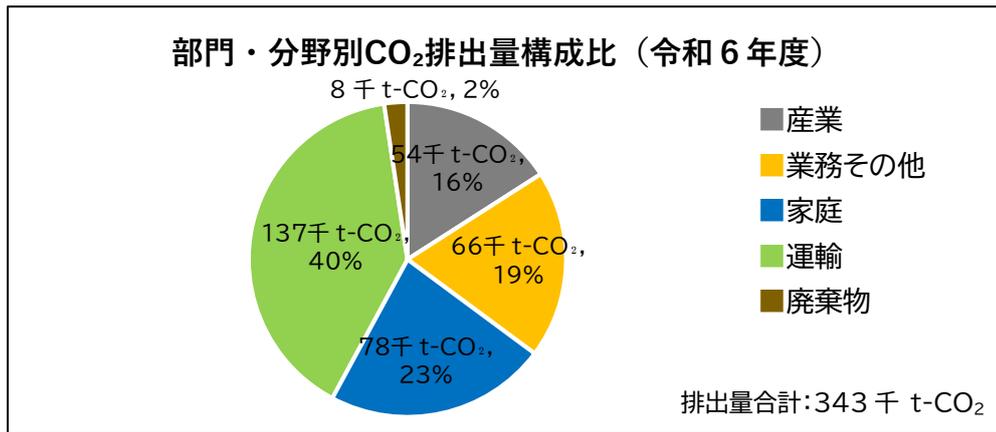
ガスの種類		発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	化石燃料の燃焼など
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却など
メタン (CH ₄)		家畜の腸内発酵、廃棄物の焼却、廃棄物の埋立など
一酸化二窒素 (N ₂ O)		耕地における肥料の使用、家畜の排せつ物の管理、廃棄物の焼却など
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		スプレー、エアコンや冷蔵庫の冷媒など
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		半導体の製造プロセスなど
六フッ化硫黄 (SF ₆)		電気設備の電気絶縁ガスなど

2 温室効果ガスの排出状況と将来推計【区域施策編】

(1) 温室効果ガス排出量 (CO₂) の現状

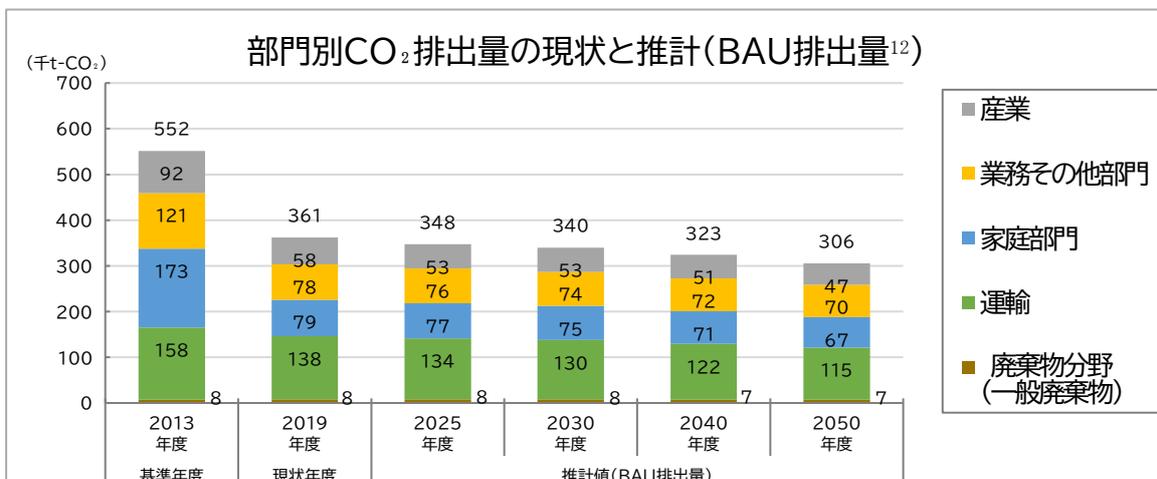
本市における CO₂ 排出量は、基準年度である平成 25 (2013) 年度は 552 千 t-CO₂、令和元 (2019) 年度は 361 千 t-CO₂、令和 6 (2024) 年度は 343 千 t-CO₂ と減少傾向にあります。

また、令和 6 (2024) 年度における CO₂ 排出量の構成比は、産業部門が約 16%、業務その他部門が約 19%、家庭部門が約 23%、運輸部門が約 40%、廃棄物分野が約 2% となっています。部門・分野別 CO₂ 排出量は、すべての部門で基準年度から減少しております。



(2) CO₂ 排出量の将来推計

環境省自治体排出量カルテにおける CO₂ 排出量の算定方法をベースに、本市の実態により近いと考えられる算定による CO₂ 排出量の推計を行いました。令和 32 (2050) 年度の CO₂ 排出量の推計では令和元 (2019) 年度から約 15% の減少にとどまり、対策がない場合の CO₂ 排出量の減少幅が小さい予想となっています。国においては、令和 12 (2030) 年度の CO₂ 排出量を平成 25 (2013) 年度比で 46% 削減することが目標として定められていますが、本市における CO₂ 排出量の推計では約 38% の削減にとどまっており、令和 32 (2050) 年度のカーボンニュートラルの達成に向けても、追加的な対策が求められます。



¹² BAU 排出量とは、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の CO₂ 排出量を指す。

(3) CO₂ 吸収量

CO₂ 排出量低減に加え、CO₂ 吸収量として大きく期待されるグリーンカーボン及びブルーカーボンによる吸収量が人為的に排出される CO₂ 量と等しいまたはそれ以上の状態になることで、「CO₂ 排出実質ゼロ」を目指します。本市では、育成林を健全に保つための間伐や主伐後の再造林等の森林整備を適時適切に行うとともに藻場の造成を行うことで、グリーンカーボン及びブルーカーボンによる CO₂ 吸収量を確保します。

区分	現 状 令和 6 (2024) 年度
グリーンカーボンによる CO ₂ 吸収量	146,523 t-CO ₂ (R5 実績)
ブルーカーボンによる CO ₂ 吸収量	6.3 t-CO ₂

【グリーンカーボンによる CO₂ 吸収量算出方法】

- ①森林面積は、天草市全体の森林面積の約 98%が民有林(人工林・天然林)のため「熊本県林業統計要覧」の民有林の数値を用いて算出。
- ②炭素蓄積量は、民有林の森林蓄積変化を推計することとする。炭素蓄積量に必要な森林蓄積量は「熊本県民有林資源調査」の天草市の数値を用いて算出し、各係数は「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver. 2.2（令和 7（2025）年 6 月_環境省）」の「森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法」にある「森林バイオマスの吸収・排出量を推計する際の各種係数」を用いて算出。

$$\text{吸 収 量} = \frac{\text{森林炭素蓄積量}^* \text{A 年度} - \text{森林炭素蓄積量}^* \text{B 年度}}{\text{年数 (A-B)} \times 44/12 \text{ (換算係数)}}$$

※炭素蓄積量 = 森林蓄積量 × 拡大係数 × (1 + 容積密度) × 地下部比率 × 炭素含有率

- ③基準年度である平成 25 (2013) 年度と現状の令和 5 (2023) 年度を比較して、炭素蓄積量の増加分から CO₂ 吸収量を算出。この蓄積変化は、森林の成長、伐採、枯死等による変化が含まれた値となり、期間中の森林蓄積量が減少した場合は、CO₂ の排出として推計されることとなる。

(参考) 令和 5 (2023) 年度の民有林面積 45,377 ha、森林蓄積量 11,536,296 m³

【ブルーカーボンによる CO₂ 吸収量算出方法】

- ①アマモ面積及び CO₂ 吸収量は、天草市ブルーカーボン推進協議会がジャパンブルーエコノミー技術研究組合へ Jブルークレジット認証を申請し、認証された数値より算出。
- ②CO₂ 吸収量は、「Jブルークレジット認証申請の手引き-ブルーカーボンを活用した気候変動対策-Ver. 2.5 ジャパンブルーエコノミー技術研究組合」の「吸収係数の設定における考え方」にある「藻場生態系を対象に算定する場合【式2】」を用いて推計することとする。各係数は「プロジェクト登録申請書兼 Jブルークレジット認証申請書 “藍の AMAKUSA 宝島” 未来へつなぐ藻場再生プロジェクト_天草市ブルーカーボン推進協議会」の係数を用いて算出。

【式2】

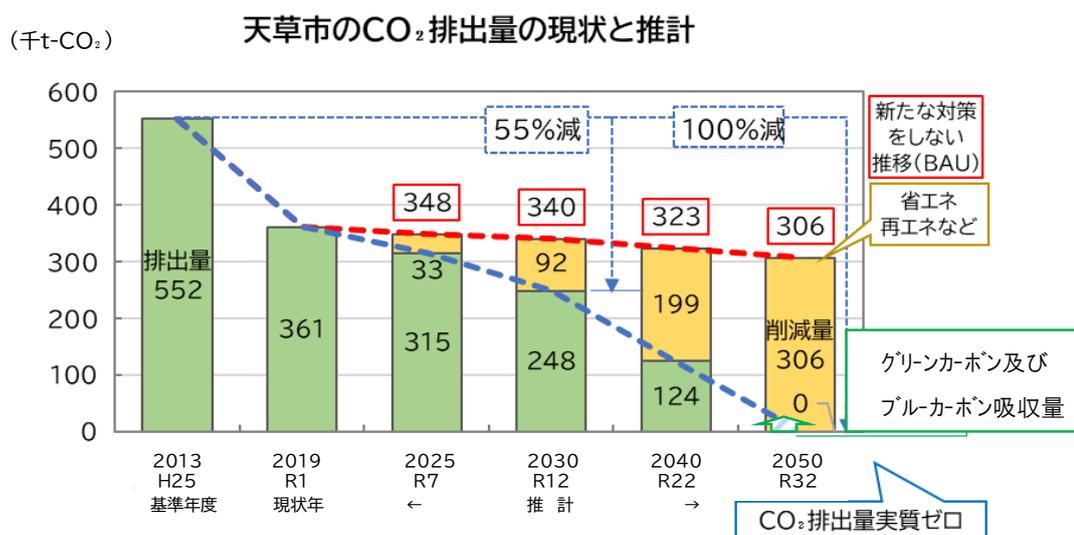
$$\boxed{\text{吸 収 量}} = \text{アマモ面積} \times \text{単位面積当たりの湿重量} \times (1 - \text{含水比}) \times \text{P/B 比} \times \text{炭素含有比} \times 44/12 \times (\text{残存係数①} + \text{残存係数②}) \times \text{生態系全体への変換係数}$$

- ③人為活動によって増減させた藻場面積から CO₂ 吸収量を算出。この海草の炭素貯留は、枯れた海草の堆積貯留、深海へ沈降し長期間貯留されるプロセス等による変化が含まれた値で推計されることとなる。

(参考) 令和6 (2024) 年度のアマモ面積 0.87 ha

(4) 2050年度のCO₂排出実質ゼロに向けた脱炭素シナリオ

CO₂排出量の現状と推計 (BAU 排出量) から徹底した省エネ対策 (照明や機器の効率向上やその普及等) や再生可能エネルギーの導入 (太陽光発電システムや蓄電システム等) によるCO₂排出量の削減を見込む脱炭素シナリオでは、令和12 (2030) 年度のCO₂排出量は平成25 (2013) 年度比で55%削減、令和32 (2050) 年度は平成25 (2013) 年度比で100%削減を目指しています。今後の技術革新や国等の施策効果によるCO₂排出量削減状況の推移を踏まえながら必要に応じて見直し、グリーンカーボン及びブルーカーボンによるCO₂吸収量を差し引き、CO₂排出実質ゼロを目指します。



出典：天草市再生可能エネルギー導入戦略

3 CO₂排出量の削減目標【区域施策編】

(1) 目標年度の考え方

本市では、国の「地球温暖化対策計画」の「2050年ネット・ゼロ実現¹³」に向けた目標を踏まえ、平成25(2013)年度を基準年度とした令和12(2030)年度の目標年度に加え、中間目標年度を令和22(2040)年度、最終目標年度を令和32(2050)年度とします。

(2) 削減目標

平成25(2013)年度を基準年度として、令和12(2030)年度までに55%削減、令和22(2040)年度までに78%削減、最終目標年度である令和32(2050)年度までに市内のCO₂排出量を実質ゼロとします。

区 分	基準年度 平成25 (2013) 年度	現 状 令和6 (2024) 年度	目標年度 令和12 (2030) 年度	中間目標年度 令和22 (2040) 年度	最終目標年度 令和32 (2050) 年度
CO ₂ 排出量	552 千 t-CO ₂	343 千 t-CO ₂	248 千 t-CO ₂	124 千 t-CO ₂	実質ゼロ
削減率	-	38%	55%	78%	

¹³ ネット・ゼロ実現とは、再生可能エネルギーや省エネの導入により、そもそもの温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスをグリーンカーボンやブルーカーボンの吸収・固定量によって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態を指す。

4 CO₂ 排出量削減目標達成に向けた取組【区域施策編】

(1) 部門別の取組

部門別の CO₂ 排出量の削減目標（基準年度比）は以下のとおりとし、部門別の取組については省エネ対策とともに再生可能エネルギー導入を推進していきます。

なお、廃棄物分野については全体に占める CO₂ 排出量の割合が約 1%とわずかであることから、CO₂ 排出量の割合が高い他の部門の取組を優先することとし、CO₂ 排出量を低減しつつグリーンカーボン及びブルーカーボンによる吸収量を差し引いた CO₂ 排出実質ゼロを目指します。

部 門	基準年度 平成 25 (2013) 年度 排出量	目標年度 令和 12 (2030) 年度 削減率 (2013 年度比)	中間目標年度 令和 22 (2040) 年度 削減率 (2013 年度比)	最終目標年度 令和 32 (2050) 年度 排出量 (千 t-CO ₂)
産業部門	92 千 t-CO ₂	50%	66%	実質ゼロ
業務その他部門	121 千 t-CO ₂	66%	99%	
家庭部門	173 千 t-CO ₂	80%	97%	
運輸部門	158 千 t-CO ₂	25%	48%	
廃棄物分野	8 千 t-CO ₂	-	-	
合 計	552 千 t-CO ₂	55%	78%	

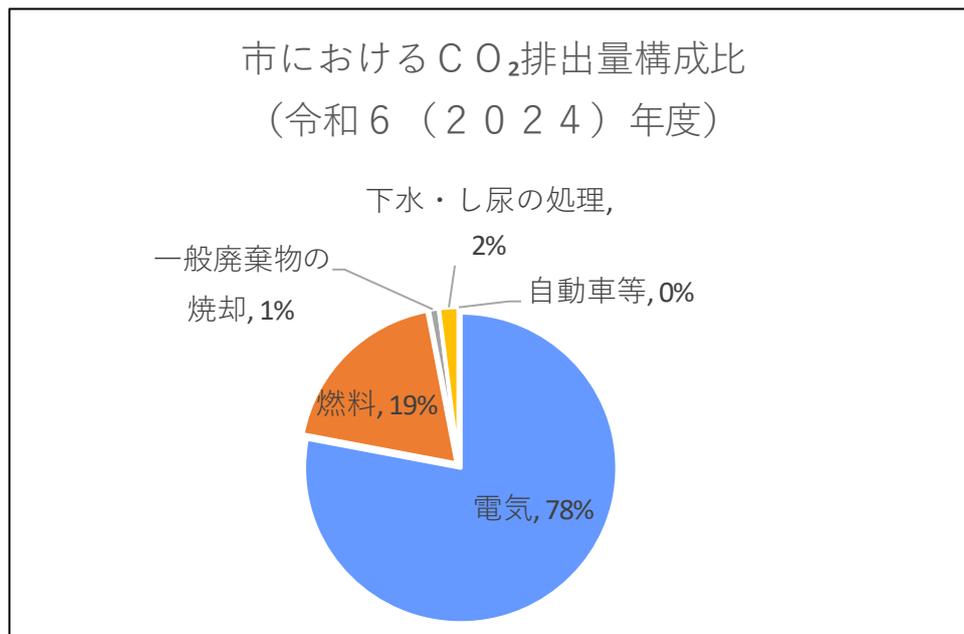
部 門	取 組 内 容
産業部門	・ 設置可能な建築物への太陽光発電システムの導入を推進します。
業務その他部門	・ 設置可能な公共施設への太陽光発電システムを導入します。 ・ 業務その他部門における省エネ機器の導入、省エネ行動を推進します。 ・ 公共施設への再生可能エネルギー電力の調達を推進します。
家庭部門	・ 太陽光発電システムの普及を推進します。 ・ 家庭部門における省エネ機器の導入、省エネ行動を推進します。
運輸部門	・ 電動車の普及を推進します。 ・ ふんわりアクセルなどの省エネ行動を推進します。

5 市の事務事業活動に係る CO₂ の排出状況【事務事業編】

(1) CO₂ 排出量の現状

天草市役所の事務及び事業に伴い発生する CO₂ 排出量は、基準年度の平成 25(2013) 年度においては 23,905 t-CO₂ となっています。令和 6 (2024) 年度 17,026 t-CO₂、基準年度から約 29%減少しております。

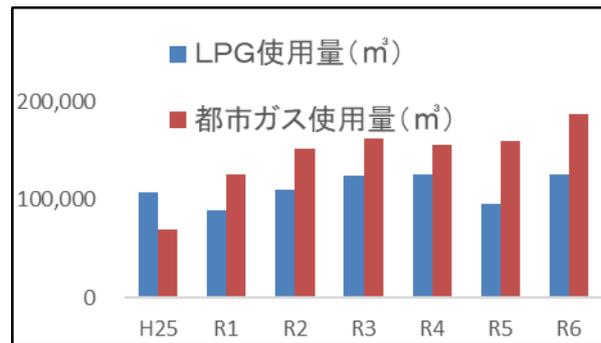
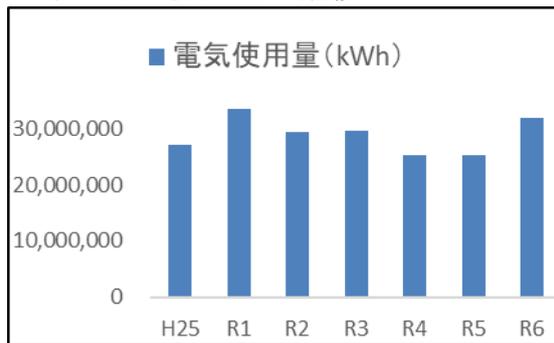
この内訳を排出要因別に見ると、電気の使用に伴う排出が全体の約 8 割と大半を占めています。



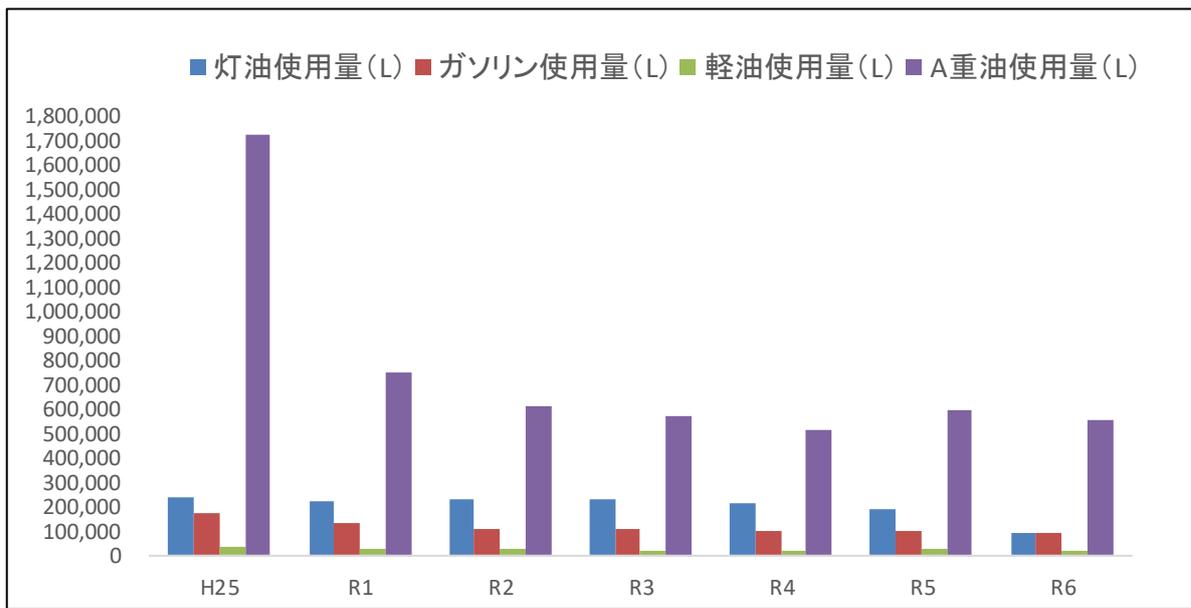
温室効果ガス種別（エネルギー起源CO₂、非エネルギー起源CO₂等の区分）ごとの排出量

区 分		基準年度 平成 25 (2013) 年度	現状 令和 6 (2024) 年度
エネルギー起源 CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	電気	16,693	13,356
	燃料 (重油、LPG、都市ガス、 灯油、ガソリン、軽油)	6,563	3,140
	計	23,256	16,496
非エネルギー起源 CO ₂ 等 排出量 (t-CO ₂)	燃料 (LPG、都市ガス、灯油)	5	4
	一般廃棄物の焼却	185	124
	下水・し尿の処理	436	386
	自動車等	23	16
	計	649	530
総排出量 (t-CO ₂)		23,905	17,026

エネルギー使用量の推移



エネルギー使用量の推移（灯油、ガソリン、軽油、A重油）



6 市の事務事業活動に係る CO₂ 排出量の削減目標【事務事業編】

(1) 目標年度の考え方

本市では、国の「地球温暖化対策計画」の「2050年ネット・ゼロ実現」に向けた目標を踏まえ、平成25(2013)年度を基準年度とした令和12(2030)年度の目標年度に加え、中間目標年度を令和22(2040)年度、最終目標年度を令和32(2050)年度とします。

(2) 削減目標

平成25(2013)年度を基準年度として、令和12(2030)年度までに55%削減、令和22(2040)年度までに78%削減、最終目標年度である令和32(2050)年度までにCO₂排出量を実質ゼロとします。

区 分	基準年度 平成 25 (2013) 年度	現 状 令和 6 (2024) 年度	目標年度 令和 12 (2030) 年度	中間目標年度 令和 22 (2040) 年度	最終目標年度 令和 32 (2050) 年度
CO ₂ 排出量	23,905 t-CO ₂	17,026 t-CO ₂	10,757 t-CO ₂	5,259 t-CO ₂	実質ゼロ
削減率	-	29%	55%	78%	

7 市の事務事業活動に係る CO₂ 排出量削減目標達成に向けた取組 【事務事業編】

市の環境マネジメントシステムに定める取組によって CO₂ 排出量の削減に努めるとともに、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」や「熊本県地球温暖化防止に関する条例」における設備投資計画に基づき、公共施設の設備機器の適切な更新を図ることで省エネルギー効果を高め、CO₂ 排出量の削減に取り組めます。

また、脱炭素社会の実現に向けた公共施設への再生可能エネルギーの導入として、電気供給事業者から再生可能エネルギー比率の高い電力の調達や太陽光発電システム、蓄電システム、電動車の導入を図ります。

なお、国の政府実行計画に準じ、本市においても重点的な取組として国の方針に近づけるよう推進します。

(1) 施設整備・設備導入等に係る取組

項目	取組内容
太陽光発電の最大限の導入	<ul style="list-style-type: none"> 令和 12 (2030) 年度までに設置可能な建築物（敷地を含む。）への太陽光発電システムを 50%以上設置することを目指します。 令和 22 (2040) 年度までに設置可能な建築物（敷地を含む。）への太陽光発電システムを 100%設置することを目指します。
建築物における省エネルギー対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 令和 12 (2030) 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。
電動車の導入	<ul style="list-style-type: none"> 代替可能な電動車がない場合等を除き、ストック（使用する公用車全体）で令和 12 (2030) 年度までに 100%の電動車導入を目指します。 電動車の導入に合わせ、公共施設への充電ステーションの整備を推進します。 公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態を精査する等し、台数の削減を図ります。
LED 照明の導入	<ul style="list-style-type: none"> 既存設備を含めた LED 照明の導入割合を令和 12 (2030) 年度までに 100%を目指します。
グリーン購入の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 機器の購入・更新の際は国のグリーン購入法に基づき省エネ機器を優先導入します。 国のグリーン購入法で定める基準適合品の調達に努めます。購入基準で基準を定めていない物品等についても、環境負荷の少ない物品等の調達に努めます。

(2) 事務事業推進に係る取組

項目	取組内容
再生可能エネルギー電力調達の推進	<ul style="list-style-type: none">・令和 12 (2030) 年度までに公共施設で調達する電力の 60% 以上を再生可能エネルギー電力となるよう目指します。
照明の適正使用	<ul style="list-style-type: none">・使用しない会議室等は消灯を行います。業務時間外は特に意識して消灯を行います。・昼休み中は来客対応時を除き消灯を行います。
空調の適正使用	<ul style="list-style-type: none">・ブラインドの活用や窓の開閉により空調の使用を控えます。・適切な室温管理を徹底します。(夏季 28℃、冬季 20℃)・エアコンフィルターの掃除をこまめに行います。
エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none">・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り無駄なアイドリングは控えます。・急発進、急加速をせずエコドライブを推進します。・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
その他	<ul style="list-style-type: none">・クールビズ・ウォームビズを推進します。・「ノー残業デー」や職員の事務負担が軽減される職場環境づくりを推進し、定時退庁を奨励することで節電に努めます。

8 計画の推進と進行管理

本実行計画の進行管理は、「第 3 次天草市環境基本計画」の中で一体的に行うこととし、推進体制についても同様とします。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 10 項に基づき、温室効果ガスの排出量や目標の達成状況等について毎年公表します。

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進に向けた基本的な考え方

本計画に掲げる目指すべき「将来の環境像」の実現及び5つの基本目標を達成するためには、本市が本計画に示した取組や施策を総合的、効率的、効果的に実施することや、市民等・事業者及び市が自主的に環境配慮行動を実践することが必要です。

そして、各主体の取組が継続して実施されるには、環境の状況や取組結果に関して適切な点検・評価を行い、改善に結びつけていくような進行管理の仕組みの構築や、それを実施するための体制の確保、さらには計画の推進を促す制度や取組が必要となります。

2 計画における施策の推進方針

本計画では、「第4章 分野別の施策と取組の方向性」において環境政策ごとに体系化した施策の方向と柱に基づいて施策を展開しています。

これらの施策は、本計画の目指すべき「将来の環境像」の実現及び5つの基本目標を達成するために、総合的かつ体系的に推進することが必要です。

(1) 市民等及び事業者の参画と協働

市は、市民等及び事業者の環境の保全及び創造に関する取組状況や要望を把握し、適宜施策へ反映することに努めるとともに、環境に配慮した生活や事業が行われるよう市民等及び事業者の支援に努めることで、積極的な参画と協働を求め、効果的な施策の推進を図ります。

(2) 広域的な施策の展開

温暖化対策をはじめとする地球環境の保全、廃棄物の適正処理、大気環境の保全等につき、本市のみで対応して解決を図ることは地理的社会的条件から困難です。

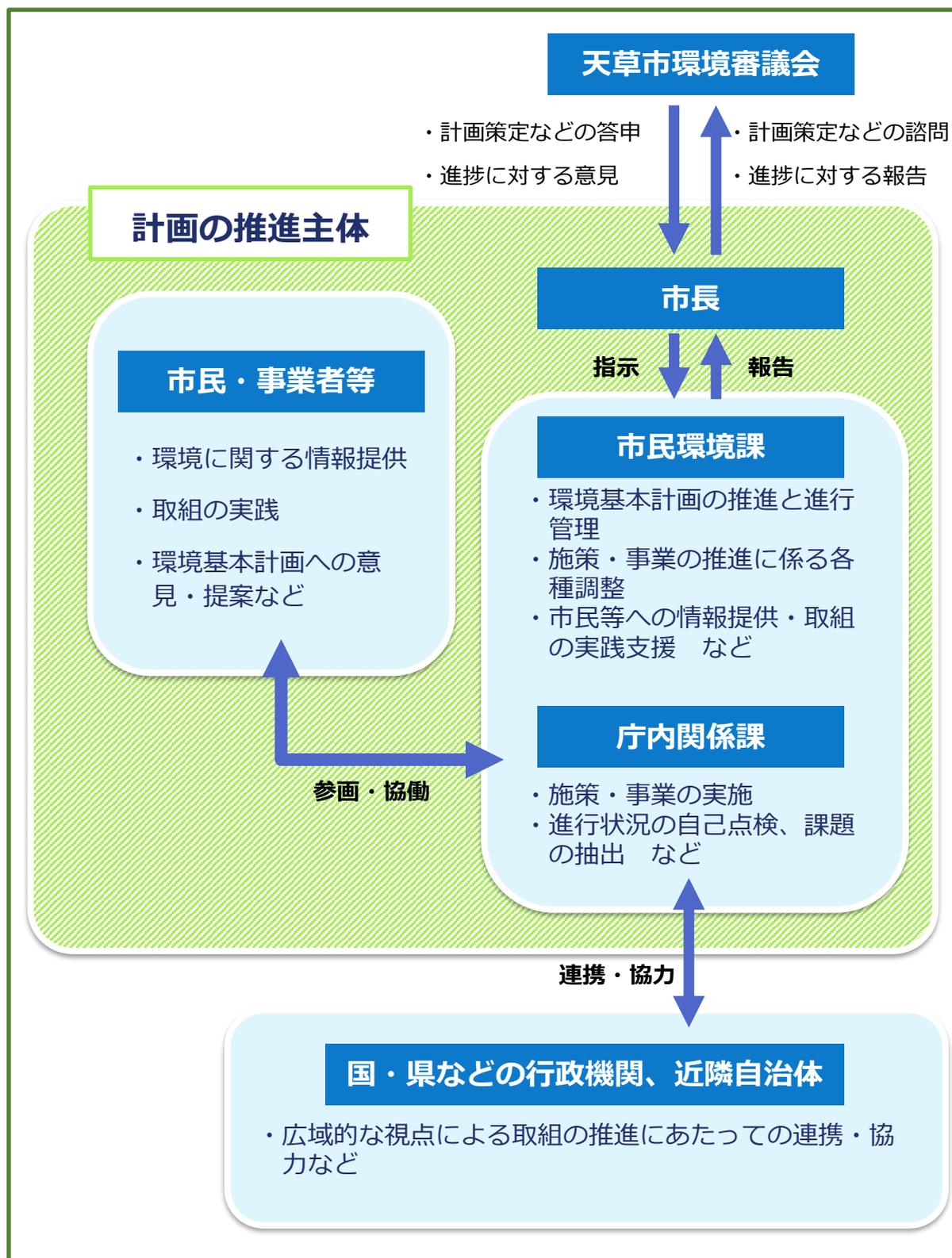
これらについては、国、県、他市町、関係団体等と協調して連携体制の一層の強化を図り、施策を広域的な視点にたって展開していきます。

(3) 指標の進捗状況に応じた効果的な施策と事業の立案

「第4章 分野別の施策と取組の方向性」に示す内容については、個々の指標を用いて評価することから得られた結果を受けて、今後実施すべき施策・事業を立案し、効果的にその推進を図ります。

また、実施される施策・事業は「環境基本計画実績報告書」を毎年度作成し、基本目標達成に向けた進捗状況及び各課等における施策・事業の実施状況について、天草市環境審議会等に報告します。

【推進体制の概要図】



3 計画の点検と評価

(1) 計画の進捗状況の把握

計画の進捗状況を把握し、評価するため、計画に定める指標の状況、目標の達成状況、施策の実施状況等について年度ごとに調査を実施します。

なお、計画の進捗状況について、より適切に把握し評価するため、経年的な推移を整理することに努めます。

(2) 環境基本計画実績報告書の作成と公表

計画の適正な進行管理を図るため、計画に定める指標の状況、目標の達成状況、施策・事業の実施状況、総合的な評価の結果等について、「環境基本計画実績報告書」を毎年作成し、公表します。

4 計画の推進及び進行管理の仕組み

本計画を着実に推進していくためには、環境施策の実施状況や環境指標の達成状況を定期的に把握・評価するとともに、広く市民へ周知するため、ホームページや市政だより等を通じて公表し、必要に応じて計画を見直していく必要があります。

そこで、計画の策定から環境施策の実施、点検・評価、改善までの一連の流れを、Plan(計画する)、Do(実行する)、Check(点検・評価及び公表する)、Action(見直す)の環境マネジメントシステムに基づく PDCA サイクルを繰り返すことで、目標の達成を図ります。

資料編

天草市環境基本条例

平成 18 年 12 月 26 日

条例第 337 号

改正 平成 24 年 12 月 27 日条例第 37 号

平成 27 年 3 月 24 日条例第 2 号

令和 2 年 3 月 19 日条例第 20 号

天草市は、有明海、八代海そして東シナ海に囲まれた、風光明媚な天草上島、天草下島及び御所浦島に位置する、自然環境にも恵まれた歴史と文化のまちである。

このような豊かな自然の下、文化の薫るまち、産業の栄えるまちとして、今日まで育んできた先人たちの功績は、私たちにとってかけがえのない資産であり誇りである。

しかしながら、近年、環境への配慮に欠けた物質的な豊かさや利便性の追求によって、環境の汚染や自然の破壊がもたらせられている。

そして、それは、今や地域的なものから地球規模へと拡大し、このまま推移すれば、かけがえのない人類の生存基盤さえ脅かされることにもなりかねない状況である。

多くの命を育んできた恵み豊かな地球をかけがえのないものとして守り、その恩恵を享受するとともに、次世代へと引き継いでいかなければならない。

私たちは、それぞれの責任と役割に応じて、主体的にそして共に手を携えて良好な環境の保全と創造を図り、持続的に発展することのできる地域社会を築かねばならない。

ここに、天草市の健全で恵み豊かな環境の享受を維持していくため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。以下同じ。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全等は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）により行わなければならない。

- (1) 市民等が健康で文化的な生活を営む上で必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承して行くこと。
- (2) 人と自然との共生が将来にわたって維持されること。
- (3) 市、市民等及び事業者が、環境の保全等について、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組を行うこと。

(4) 環境への負荷が少なく持続的に発展することが可能な社会の構築に努めること。

(5) 地球環境の保全是、市、市民等及び事業者が自らの課題としてとらえ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定に係る基本方針)

第6条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を確保するため、各種の施策相互の有機的な連携を図るとともに、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 市民等の健康が保護され、生活環境が保全され、及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保が図られること。

(3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、潤いと安らぎのある快適な環境が保全されること。

(5) 歴史的及び文化的遺産を保持し、その活用を図るとともに、地域の特性を生かした景観が保全されること。

(環境基本計画の策定等)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、天草市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を次に掲げる事項について定めなければならない。

(1) 環境の保全等に係る総合的かつ長期的な施策の大綱に関すること。

(2) 環境の保全等に係る目標及び基本方針に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に係る重要な事項に関すること。

2 市長は、環境基本計画を定めるときは、市民等及び事業者の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、天草市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全等について配慮しなければならない。

(環境の保全等に関する教育、学習等)

第9条 市は、市民等及び事業者が自ら環境の保全等についての理解を深め、環境の保全等に関する活動を促進するようにするため、これらの者に対し、環境の保全等に関する学習の機会を提供するとともに、環境の保全等に関する広報活動を充実するよう努めるものとする。

(市民等々の自発的な活動の促進)

第10条 市は、市民等、事業者又はこれらの者の組織する民間団体による環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、環境の保全等に関する教育、学習及び民間団体の活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第12条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策の推進を図るものとする。

2 市は、市民等及び事業者と連携し、環境の保全等に関する情報の提供を行うことにより、地球環境の保全に関する施策の推進を図るものとする。

(審議会の設置)

第13条 環境基本計画その他良好な環境の確保に関する重要な事項について調査審議するため、天草市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第14条 審議会は、市長から諮問のあった事項について調査審議し、市長に答申するとともに、市長に必要な意見を述べることができる。

(組織)

第15条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(意見の聴取)

第19条 審議会は、関係者の意見を聴取する必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第20条 審議会の庶務は、市民生活部市民環境課において処理する。

(平24条例37・平27条例2・令2条例20・一部改正)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(本渡市環境基本条例の廃止)

2 本渡市環境基本条例(平成15年本渡市条例第9号)は、廃止する。

附 則(平成24年条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第20号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

天草市環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、天草市環境基本条例（平成18年天草市条例第337号）第13条の規定に基づき、天草市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審議会の決定により、会議の冒頭又はその中途において、会議を公開しないことができる。

- (1) 天草市情報公開条例（平成18年天草市条例第18号）第7条各号に規定する非公開情報に該当する事項について審議するとき。
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが予想され、当該会議の目的が達成されないと認められるとき。

2 会長は、前項ただし書の規定により公開しないことと決定するときは、その理由を明らかにしなければならない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で会議の開会時刻までに自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、審議会の事務局職員の指示に従って会議の会場に入室しなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順に行うものとし、次条に規定する定員に達し次第終了する。

(傍聴人の定員)

第4条 会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、10人とする。

(傍聴人の遵守事項等)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、特に会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 会長は、傍聴人が前項各号に掲げる事項に違反した場合は傍聴人に注意し、なお傍聴人が従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

3 傍聴人は、第2条第1項ただし書の規定により会議を公開しないこととされたときは、速やかに退場しなければならない。

4 前2項の場合において、傍聴人が退場しないときは、会長は、庁舎管理者に対して、天草市

庁舎等管理規則（平成18年天草市規則第60号）の規定に基づき当該傍聴人を退去させるよう要請するものとする。

（欠席の場合の措置等）

第6条 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席するときは、会議の開会時刻までに会長に届け出なければならない。

2 委員は、会議を欠席するときは、会議に付議される事項に関する意見を書面により会長を通じて会議に提出することができる。

（会議録）

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保管しなければならない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 会議に付した事項
- (4) 会議の経過の概要
- (5) 議決事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年3月29日から施行する。

環境審議会委員

審議会 役 職	氏 名	備考
会長	西野 宏	熊本大学大学院先端科学研究部（理） 名誉教授
委員	新垣 誠司	九州大学大学院理学研究院 准教授 九州大学理学部附属天草臨海実験所 准教授
委員	小林 淳	熊本県立大学環境共生学部 教授
副会長 (本渡地区)	金澤 裕巖	天草宝島案内人の会会長 (一社) 天草市スポーツ協会監事
委員 (牛深地区)	中元 清二	深海地区振興会長 天草市環境保全推進員
委員 (有明地区)	後藤 里美	
委員 (御所浦地区)	森 章夫	
委員 (倉岳地区)	浦本 純一	
委員 (栖本地区)	末松 秀春	
委員 (新和地区)	船元 和子	
委員 (五和地区)	金子 博臣	熊本県鳥獣保護員、天草市環境美化推進員、天草市行政 区長、野鳥の会
委員 (天草地区)	加納 連蔵	
委員 (河浦地区)	竹下 修二	
委員 (公募)	中村 いすず	自営業
委員 (公募)	北岡 叶	

計画策定の検討経過

(1) 天草市環境審議会における審議

【令和6年度】

令和6年8月8日	第1回天草市環境審議会 ・第3次天草市環境基本計画策定について諮問（別紙1）
令和6年10月	環境に関する市民アンケート
令和6年11月	環境に関する事業者アンケート
令和7年1月23日	第2回天草市環境審議会 ・アンケート（市民・事業者）集計結果等の報告 ・第3次天草市環境基本計画骨子（案）の審議
令和7年3月28日	第3回天草市環境審議会 ・第3次天草市環境基本計画骨子（案）の審議 ・第3次天草市環境基本計画策定スケジュール（案）について

【令和7年度】

令和7年6月30日	第1回天草市環境審議会 ・第3次環境基本計画 第4章の検討
令和7年10月1日	第2回天草市環境審議会 ・第3次環境基本計画 第5章の検討
令和7年12月23日	第3回天草市環境審議会 ・第3次環境基本計画（素案）の検討
令和8年1月	パブリックコメントの実施
令和8年3月2日	第4回天草市環境審議会 ・天草市環境基本計画案の最終審議 ・パブリックコメントへの対応及び計画（案）への反映 第3次天草市環境基本計画策定についての答申

(2) 市民・事業者・団体からの意見集約

① 環境に関する市民アンケート

- ア. 調査対象：市民1,000人（無作為抽出）
- イ. 調査期間：令和6年10月1日から令和6年10月15日まで
- ウ. 回収結果：450通（回収率45.0%）

② 環境に関する事業者アンケート

- ア. 調査対象：市内800事業所
- イ. 調査期間：令和6年11月1日～令和6年11月15日
- ウ. 回収結果：434通（回収率54.0%）

③ 第3次天草市環境基本計画（案）に係るパブリックコメント

- ア. 意見募集期間：令和8年1月7日から令和8年2月6日
- イ. 提出意見数：5件（1人）

数値目標一覧

1 自然の恵みを未来につなぐ自然環境と共生する社会の実現

指 標	現状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
海岸漂着物処理量	121.54 t	130 t	130 t	市民環境課
海洋環境学習の実施回数	4 校	6 校	8 校	水産振興課
市有林の保育・除間伐面積	7 ha	12 ha	17 ha	農林整備課
民有林の保育・除間伐面積	510 ㎡	530 ㎡	550 ㎡	農林整備課
民有人工林の除間伐面積	410 ㎡	430 ㎡	450 ㎡	農林整備課
森林間伐材流通量	3,763 ㎥	4,000 ㎥	4,100 ㎥	農林整備課
有機 JAS 認証農業者数（累計）	3 人	5 人	10 人	農業振興課

2 ごみを減らし資源を大切に利用する循環型社会の実現

指 標	現 状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
一般廃棄物排出量（ごみ排出量）	21,596 t	18,363 t	16,732 t	市民環境課
一般廃棄物排出量（し尿・浄化槽汚泥）	43,160 kL	38,400 kL	35,400 kL	市民環境課
産業廃棄物排出量（農業用廃プラスチックの適正処理量）	75 t	90 t	100 t	農業振興課
資源物集団回収量	151 t	160 t	160 t	市民環境課
資源化率	22.0%	28.0%	28.0%	市民環境課
生ごみ処理容器等設置補助金交付件数	247 件	380 件	500 件	市民環境課
メタンガスのボイラー燃料への供給量	122,455 ㎥	119,357 ㎥	119,357 ㎥	下水道課

3 市民が安全で快適に暮らせる生活環境の実現

指 標	現 状 (R6)		中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
二酸化硫黄の環境基準達成率 (県・九電・市)	100%		100%	100%	市民環境課
窒素酸化物の環境基準達成率 (県・九電・市)	100%		100%	100%	市民環境課
浮遊粒子状物質の環境基準達成率 (県・九電・市)	100%		100%	100%	市民環境課
調査河川における BOD または COD の水質基準達成率(県3河川5地 点、市44河川58地点) (基準超過検体数/総検体数)	県	0/5	0/5	0/5	市民環境課
	市	0/3	0/58	0/58	
調査海域における COD の水質基準 達成率 (県) (基準超過検体数/総検体数)	0/7		0/7	0/7	市民環境課
下水道普及率	45.3%		47.8%	49.8%	下水道課
浄化槽普及台数	8,781基		9,446基	9,978基	下水道課
汚水処理人口普及率	72.4%		76.4%	79.6%	下水道課
環境実態調査の継続的な実施	一部実施		実施	実施	市民環境課
騒音・振動に対する苦情件数	5件		4件	3件	市民環境課
悪臭に関する苦情件数 (生活環境関係)	12件		10件	8件	市民環境課
悪臭に関する苦情件数 (農業関係)	3件		3件	2件	農業振興課
地下水環境基準達成率(県)	100%		100%	100%	市民環境課

4 未来を見据えた脱炭素・カーボンニュートラルの推進

指 標	現 状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
市全体の温室効果ガス排出量 (CO ₂)	343 千 t	261 千 t	211 千 t	市民環境課
太陽光発電システム導入公共建築物数 (累計)	15 施設	28 施設	42 施設	関係各課
天草市内の住宅用太陽光発電システム設置戸数 (累計)	3,078 件	3,600 件	4,000 件	市民環境課
省エネ型の公共建築物数 (累計) (ZEB Ready 相当)	1 施設	2 施設	3 施設	市民環境課

5 市民みんなで学び行動する環境保全活動の推進

指 標	現 状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
出前講座及び環境学習への参加人数 (年間延べ人数)	1,941 人	2,000 人	2,000 人	市民環境課
市政だよりやホームページにおける環境関連記事の掲載	39 件	45 件	45 件	市民環境課

市民アンケートの結果

(1) 調査目的

本アンケートは、市民が環境について実践していること、感じることを把握し、第3次天草市環境基本計画の策定に反映していくための基礎資料を得ることを目的に実施した。

(2) 調査内容

調査は、以下の内容について実施した。

- ① 基礎的事項
- ② 天草市内の環境に対する現状の満足度と今後の重要度
- ③ 環境に係る個人の取組について
- ④ 環境への関心等について
- ⑤ 環境を良くするための取組の重要度
- ⑥ 天草市での環境への取組に対する要望等

(3) 調査の方法と期間

① 調査対象者

調査対象者は、住民基本台帳から、18歳以上の市民を対象とし、以下の区分(旧市町単位)により、1,000人を無作為に抽出した。

①旧本渡市	490人	②旧牛深市	147人
③有明町	58人	④御所浦町	31人
⑤倉岳町	34人	⑥栖本町	26人
⑦新和町	35人	⑧五和町	95人
⑨天草町	34人	⑩河浦町	50人

② 配布と回収

アンケート調査票の配布・回収は郵送によって行った。

③ 回収期間

回収期間：令和6年10月1日～令和6年10月15日

※令和6年11月7日までに届いたアンケートを集計した。

(4) 回収結果

調査票の回収数は、450通、回収率は45.0%であった。

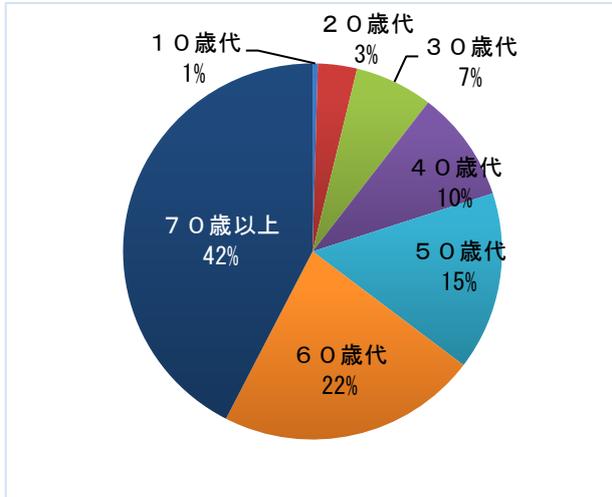
(5) アンケート調査結果

調査結果の図表中に記載した比率は、小数点以下第1位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合があり、合計表示と一致しない場合がある。

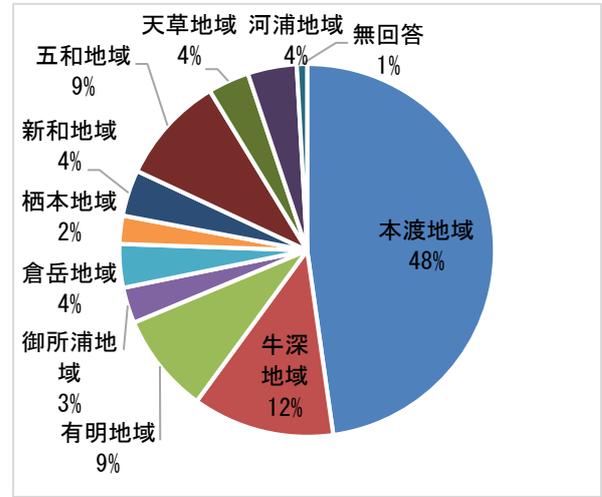
①基礎的事項

問1) あなた自身のことについて、あてはまるものに○をつけてください。

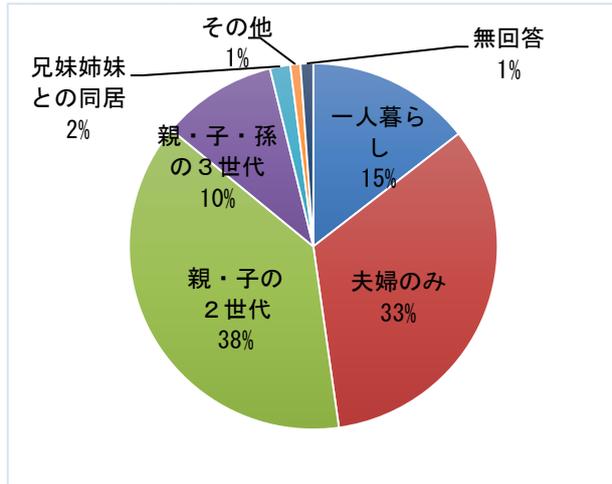
●あなたの年齢は



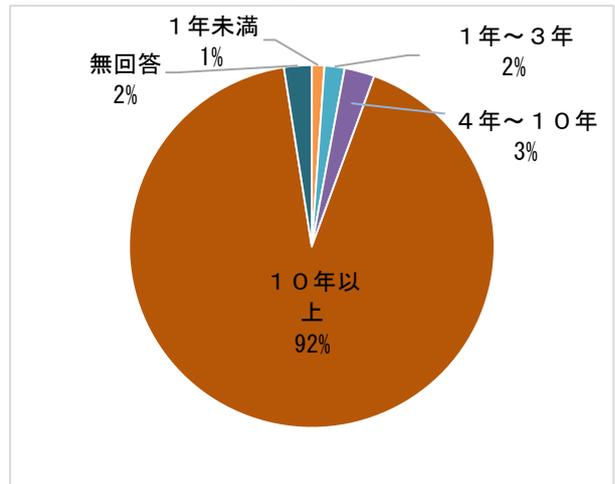
●あなたのお住まいの地域は



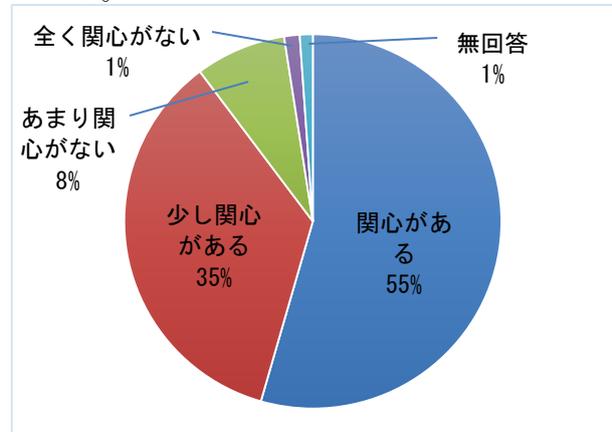
●あなたの家族構成は



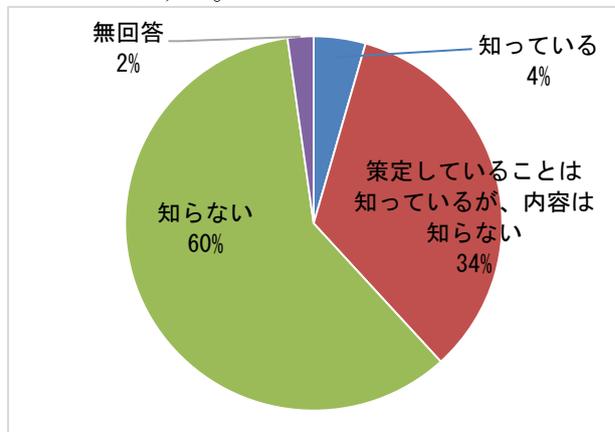
●天草市内での居住歴は



問2) あなたは環境について関心がありますか。

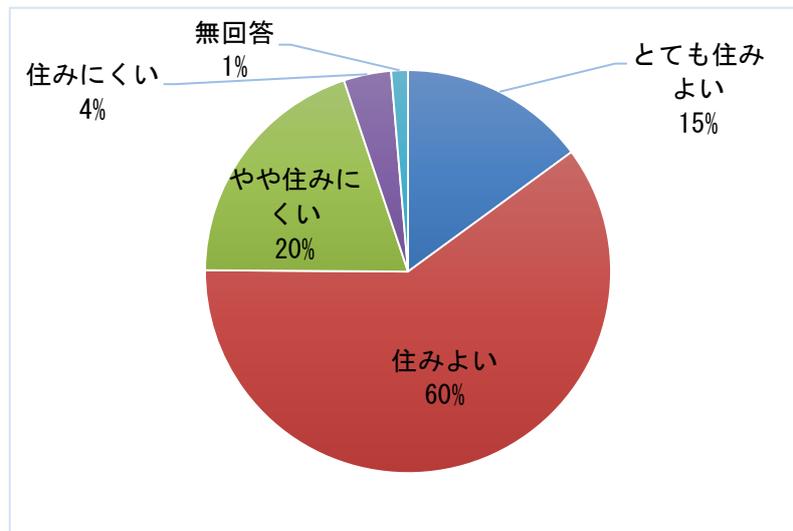


問3) あなたは、「天草市環境基本計画」を知っていますか。



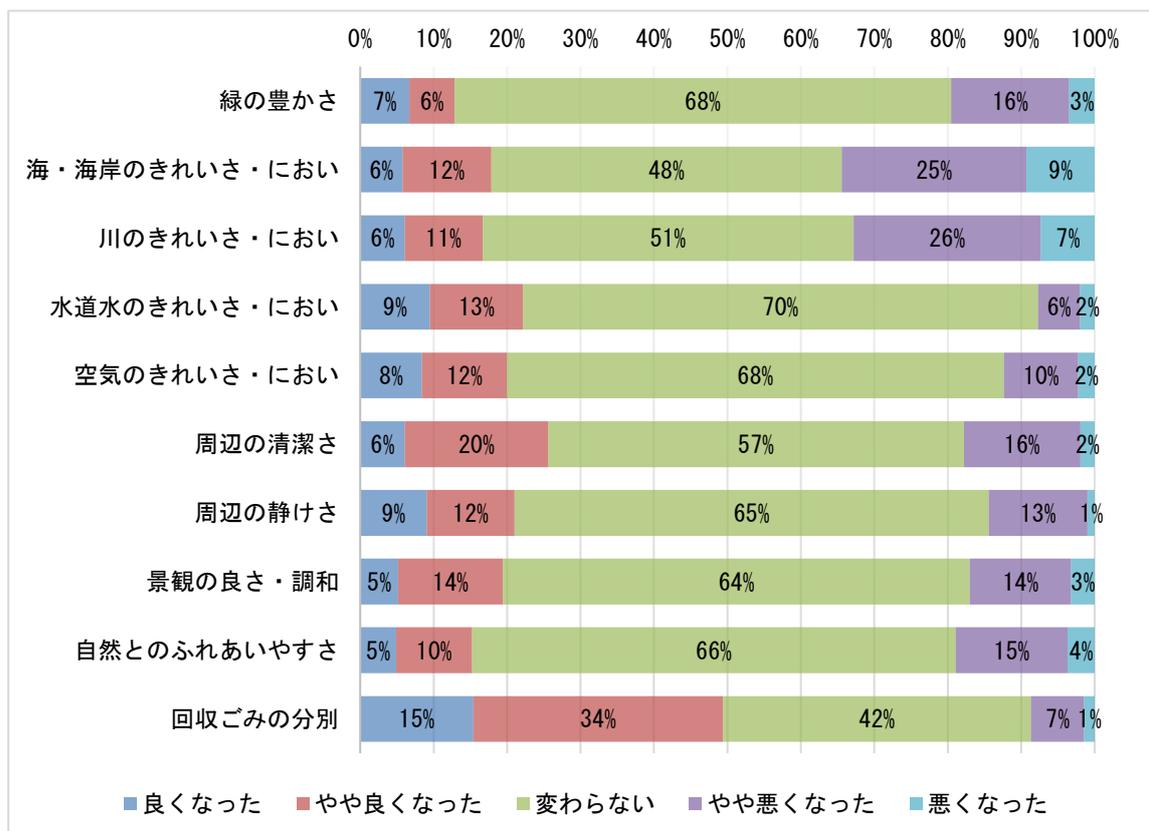
② 天草市内の環境に対する現状の満足度と今後の重要度

問4) あなたのお住まいの地域は、あなたにとって住みよいところですか。



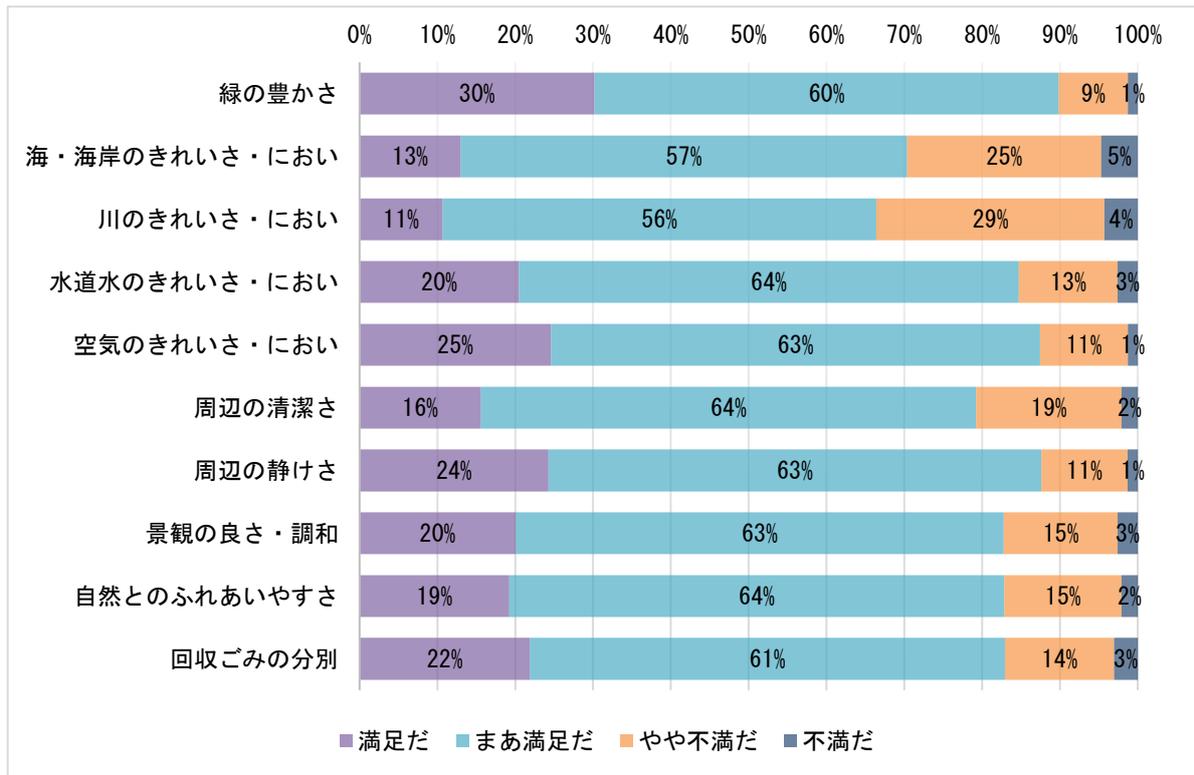
問5) 天草市に10年以上お住まいの方にお聞きします。

あなたがお住まいの地域の環境について、この10年間でどのように変化しましたか。
(それぞれあてはまるものを1つ選び、○をつけてください。)



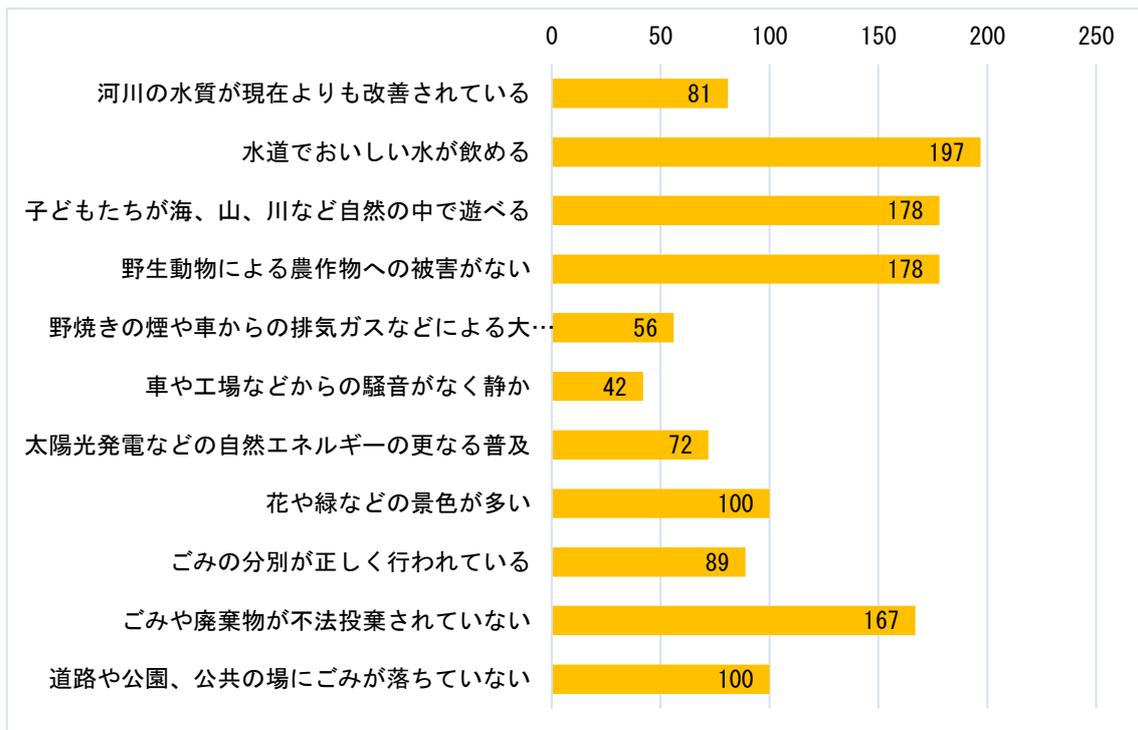
問6) あなたがお住まいの地域の環境について、どの程度満足されていますか。

(あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。)



問7) 10年後、あなたのお住まいの地域の環境がどのようなであつたらいいと思いますか。

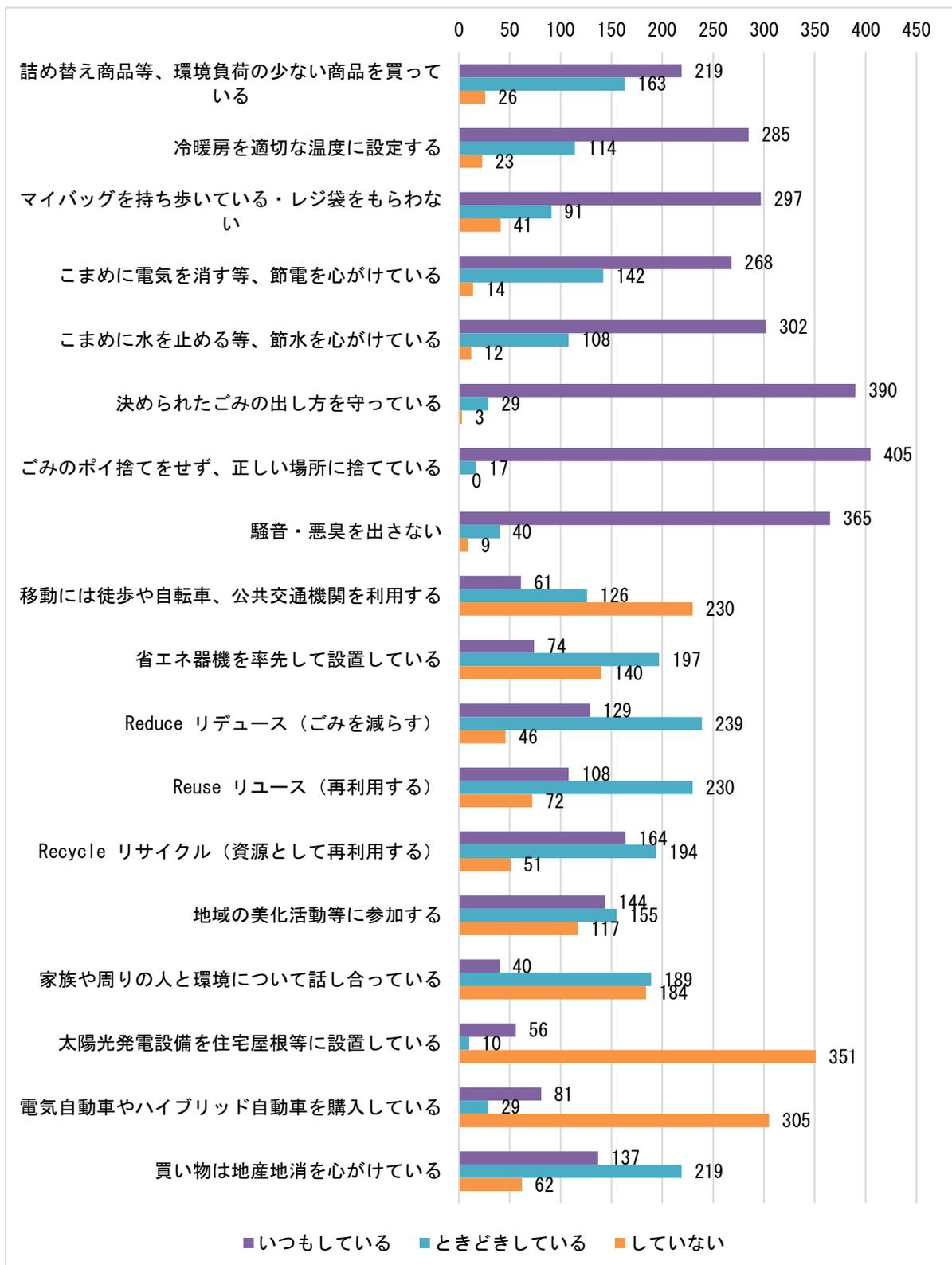
(あてはあるものを3つまで選び、○をつけてください。)



③ 環境に係る個人の取組について

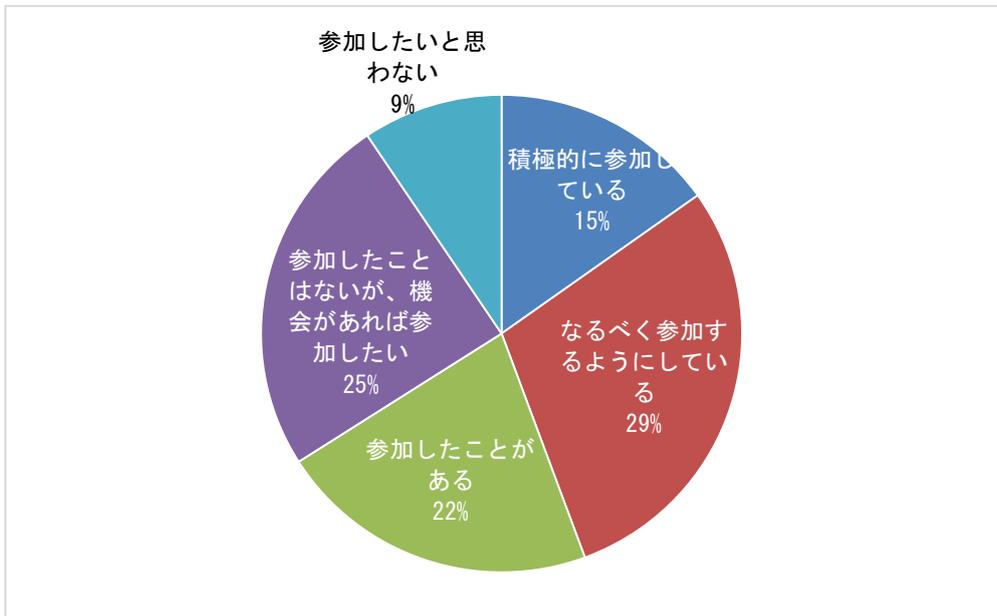
問8) あなたの日常生活における「環境に配慮した行動」について

(それぞれの項目であてはまる番号を1つ選び、○をつけてください。)

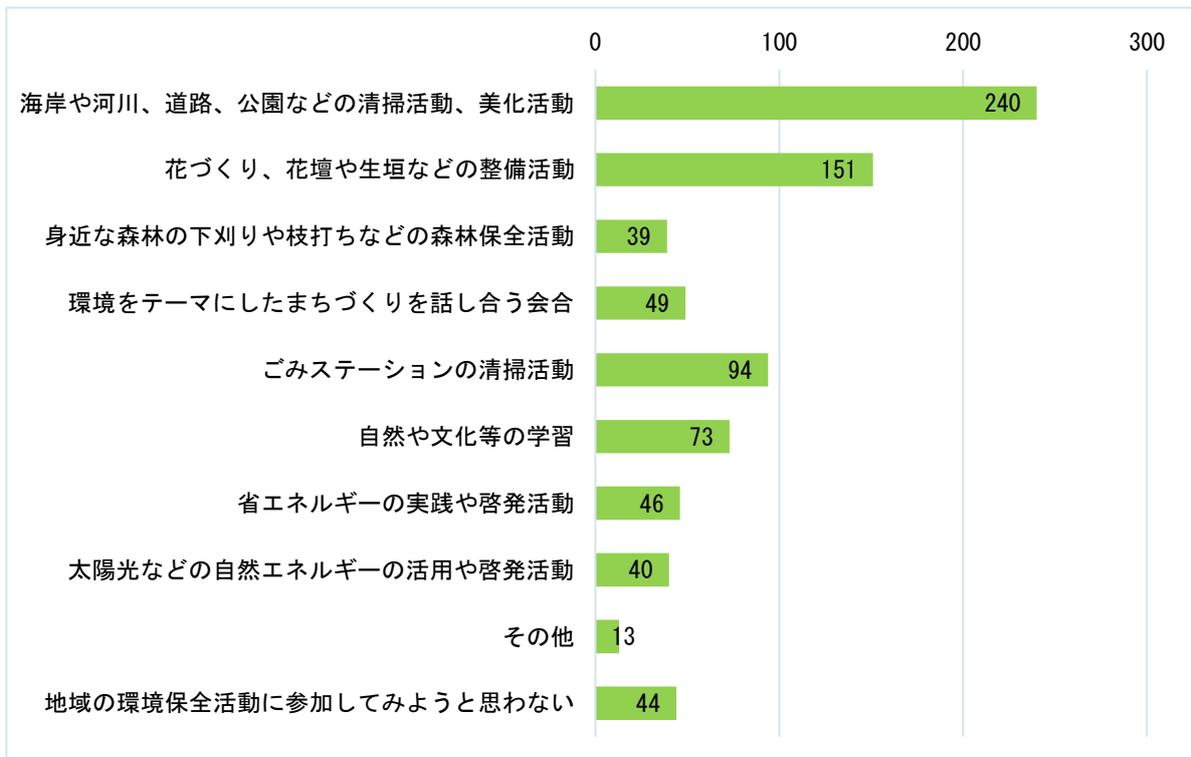


④ 環境への関心等について

問9) あなたは地域などで行われている環境保全活動に参加していますか。
(あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。)

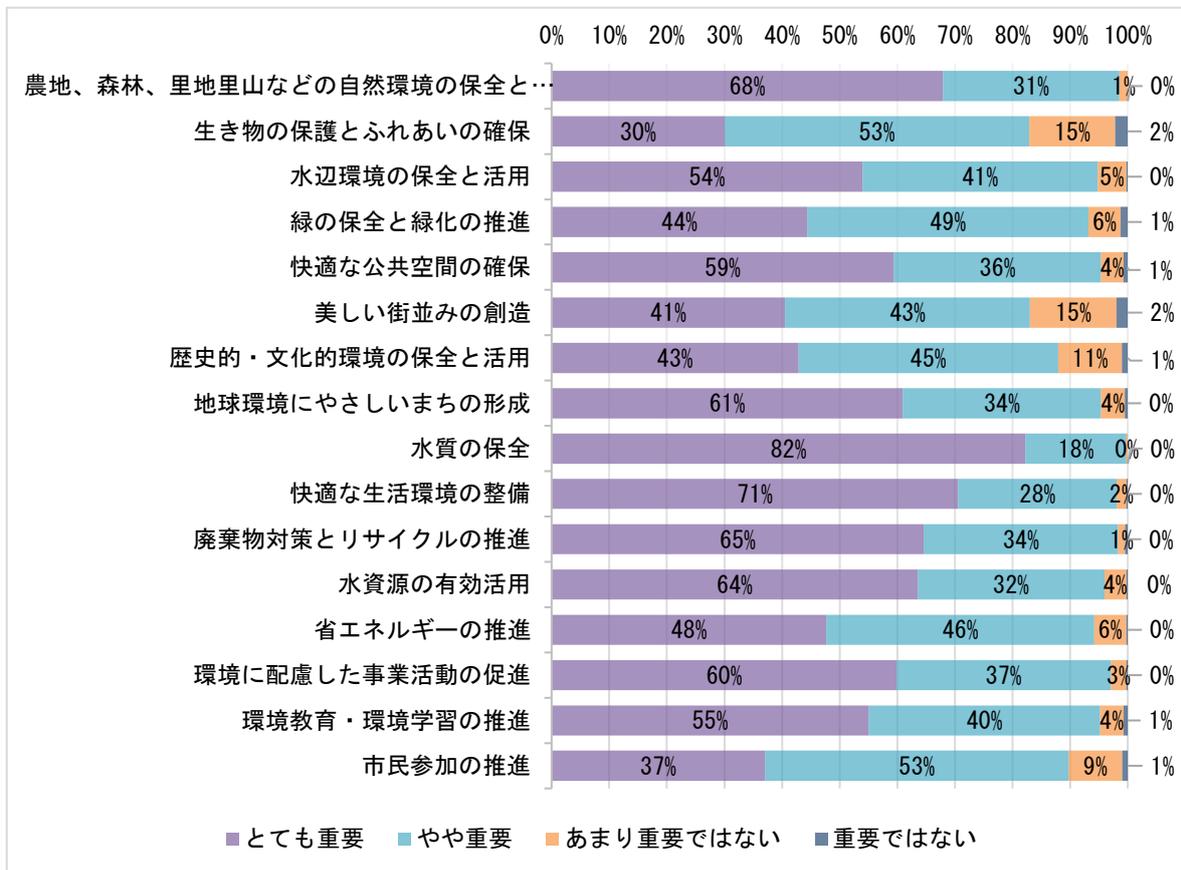


問10) あなたが今後参加してみようと思う地域の環境保全活動はどのようなものですか。
(あてはまるものをすべて選び、○をつけてください。)

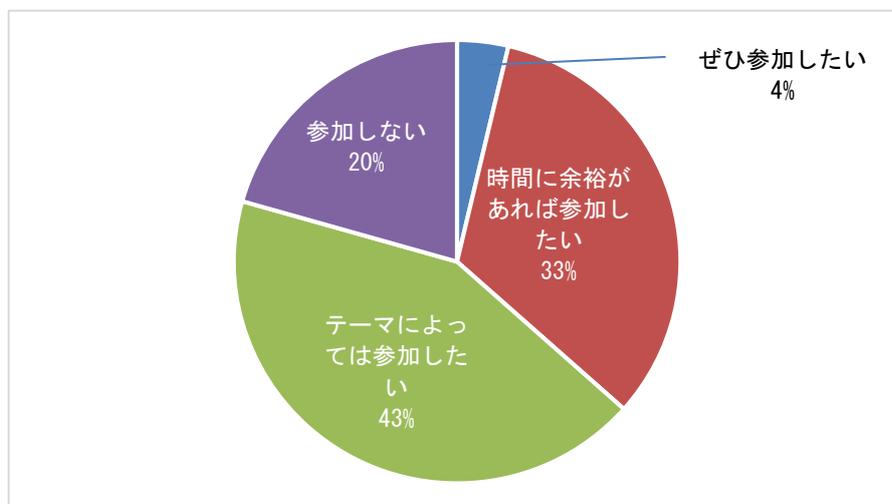


⑤ 環境を良くするための取組の重要度

問11) 天草市の環境を良くする取り組みについて、どのくらい重要とお考えですか。
 (それぞれの項目について、「重要度」の欄のあてはまる番号を1つ選び、
 ○をつけてください。)



問12) 今後、天草市において環境に関する学習会などを開催した場合、参加される意思はありますか。あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。



(6) 天草市での環境への取組に対する要望等

《空き家関係》

- ・増加する空き家対策（老朽化による台風等での倒壊・雑草、雑木の繁茂等）

《維持・保全活動関係》

- ・河川の土砂撤去
- ・山林・農地等の荒廃による環境悪化の改善
- ・野生動物による農作物の被害対策、イノシシの駆除対策
- ・地域猫の取り組み

《インフラ関係》

- ・道路の整備
- ・観光都市としての看板の刷新
- ・歩道、植樹帯、公園の適正管理

《学習・教育関係》

- ・啓発推進
- ・子どもと一緒に参加できる環境イベントの開催

《環境施設関係》

- ・不燃物等の最終処分場の整備

《環境整備関係》

- ・自然環境を活かした観光産業の充実、動植物園の整備
- ・子どもが安心して遊べる公園、水環境の整備

《環境保全関係》

- ・環境ポイント制度の創設（清掃活動等の活性化）
- ・海、川の環境保全、水質の保全対策
- ・減少生物等の調査
- ・住民による雑草等除去作業に係る補助制度の創設
- ・環境保全事業の地区振興会やまちづくり協議会への事業委託の検討

《下水関係》

- ・下水道施設の拡張整備
- ・合併浄化槽維持に係る補助制度の創設

《公害関係》

- ・野良猫の糞尿対策
- ・河川汚染対策

《ごみ・資源物関係》

- ・ごみ分別方法の簡略化
- ・海岸のごみ回収の対応
- ・リユース事業の創設
- ・普段住んでいない帰省者等へのごみの出し方の周知方法の検討

《再生可能エネルギー関係》

- ・温暖化抑止の推進

事業者アンケート結果

(1) 調査目的

本アンケートは、市内に所在する事業所が環境について実践していること、感じていることを把握し、第3次天草市環境基本計画の策定に反映していくための基礎資料とすることを目的に実施した。

(2) 調査内容

調査は、以下の内容について実施した。

- ①基礎的事項
- ②環境課題について
- ③事業所での環境への取り組みについて
- ④今後の環境への取り組みについて

(3) 調査の方法と期間

①調査対象

市内に住所を有する事業所を対象に 800 事業所を抽出した。(特に業種別の割合等は考慮していない。)

②配布と回収

アンケート調査票の配布、回収は郵送によって行った。

③回収期間

回収期間：令和6年11月1日～令和6年11月15日

※令和6年11月22日までに届いたアンケートを集計した。

(4) 回収結果

調査票の回収数は、434通、回収率は54%であった。

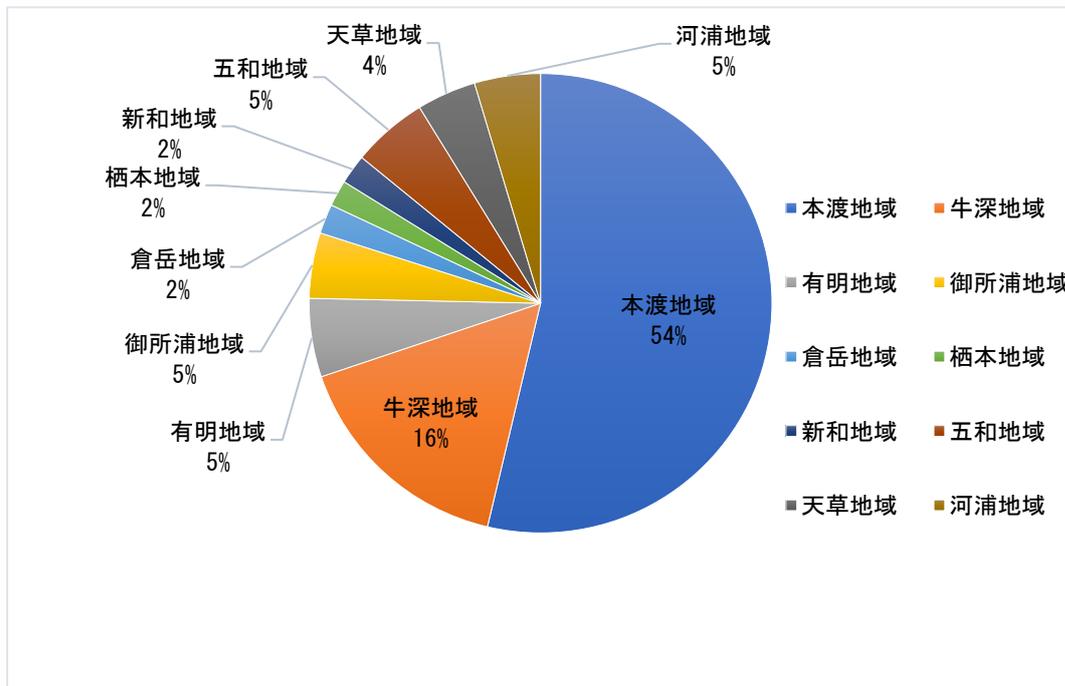
(5) アンケート調査結果

調査結果の図表中に掲載した比率は、小数点以下第1位を四捨五入しているため百分率の合計が100%にならない場合があり、合計表示と一致しない場合がある。

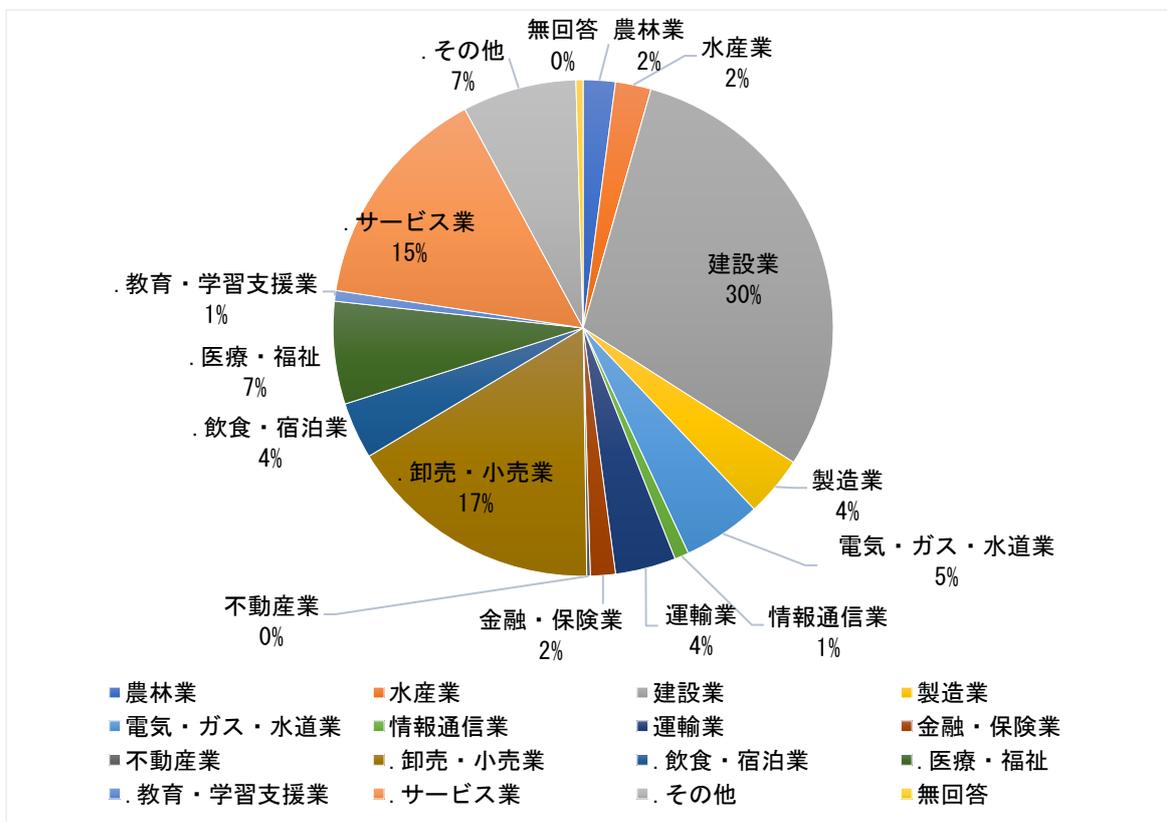
①基礎的事項

問1～問3 貴事業所について

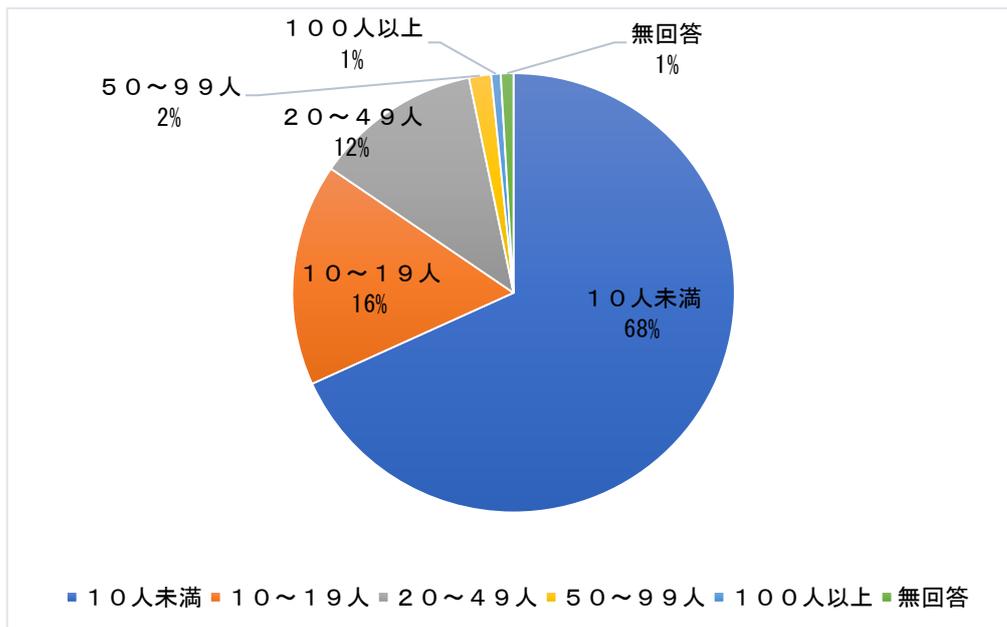
●所在地



●業種

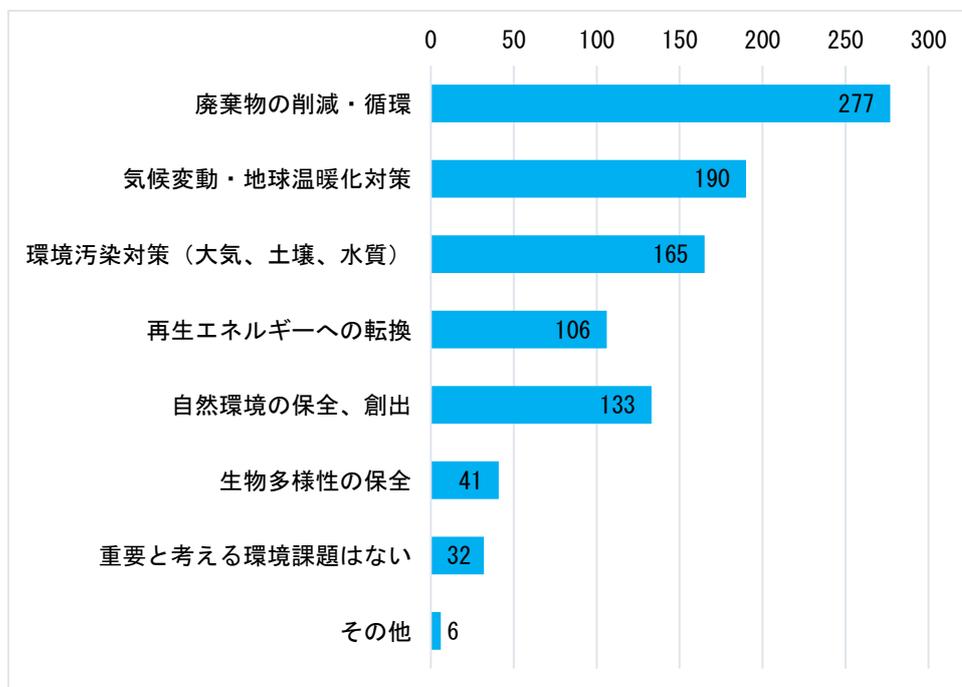


●市内事業所の従業員数（パートやアルバイトを含む）

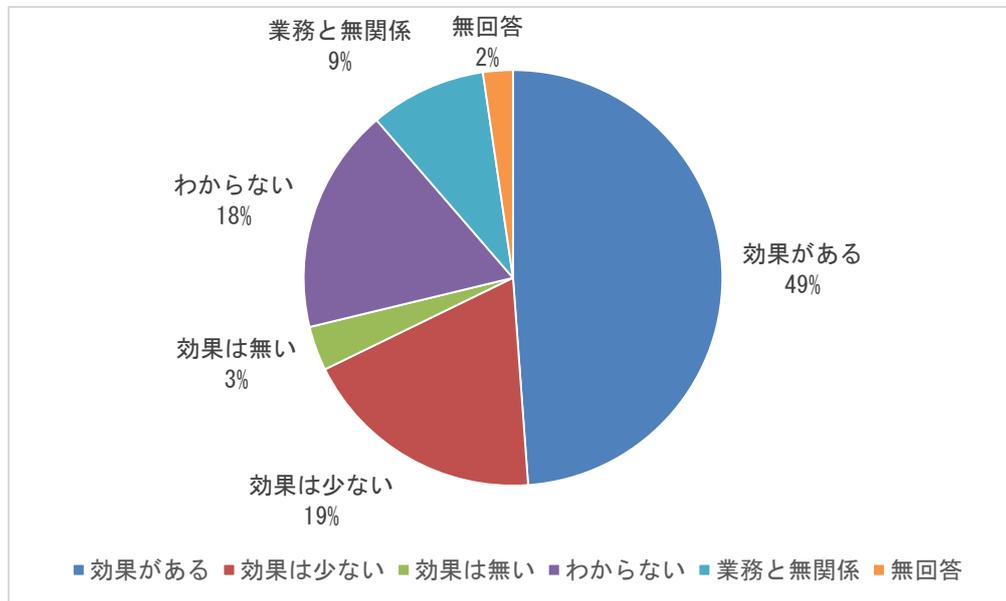


②環境課題について

問4 貴事業所の事業活動を継続する上で、重要と考える環境課題は何ですか。あてはまる番号をすべて選び○をつけてください。



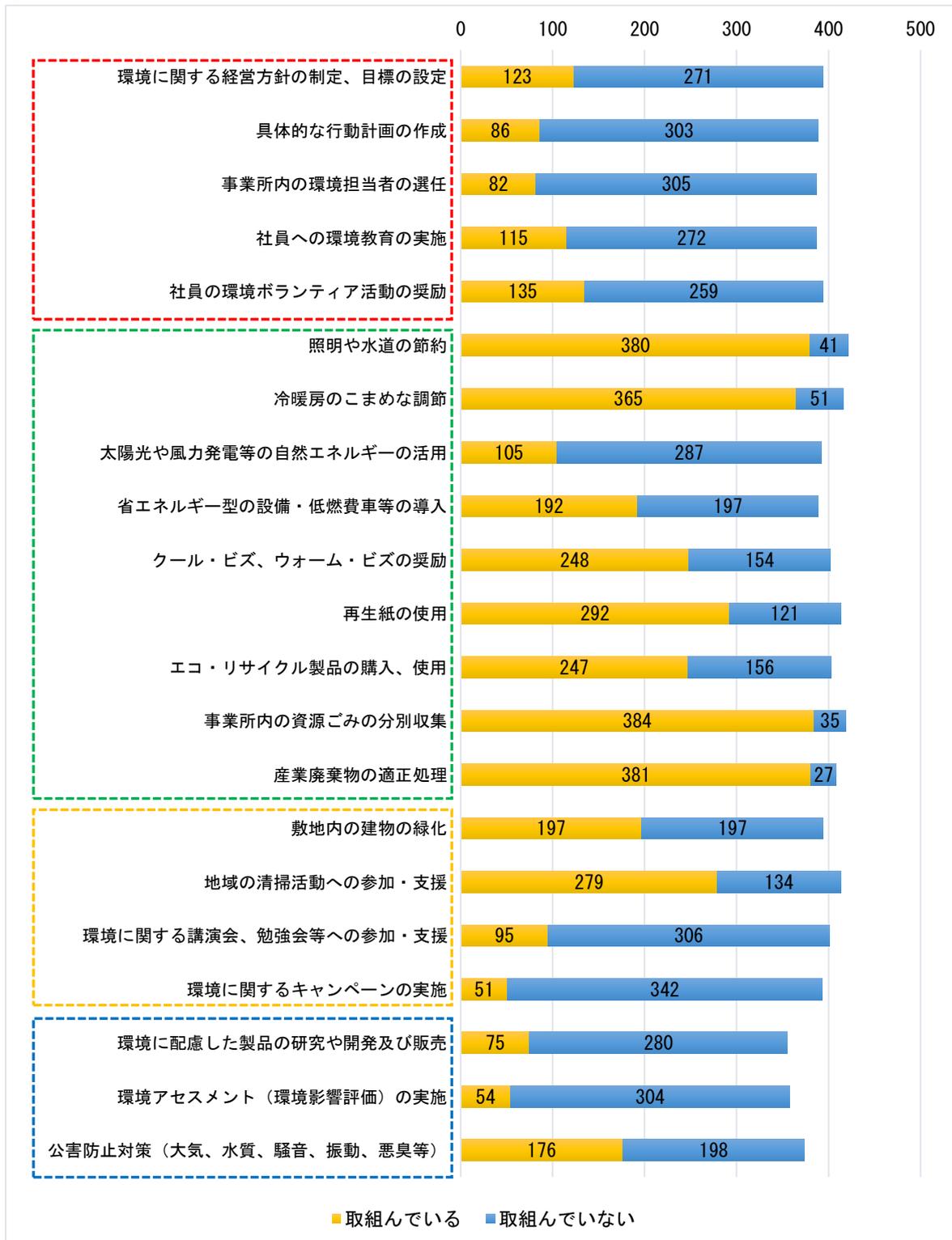
問5 脱炭素社会の実現に向け、様々な取組みが行われています。その中で「宅配ボックス」の設置により、宅配便の再配達によるCO₂の排出の増加を抑えるという取組みがありますが、その効果について、あてはまる番号に1つ○をつけてください。



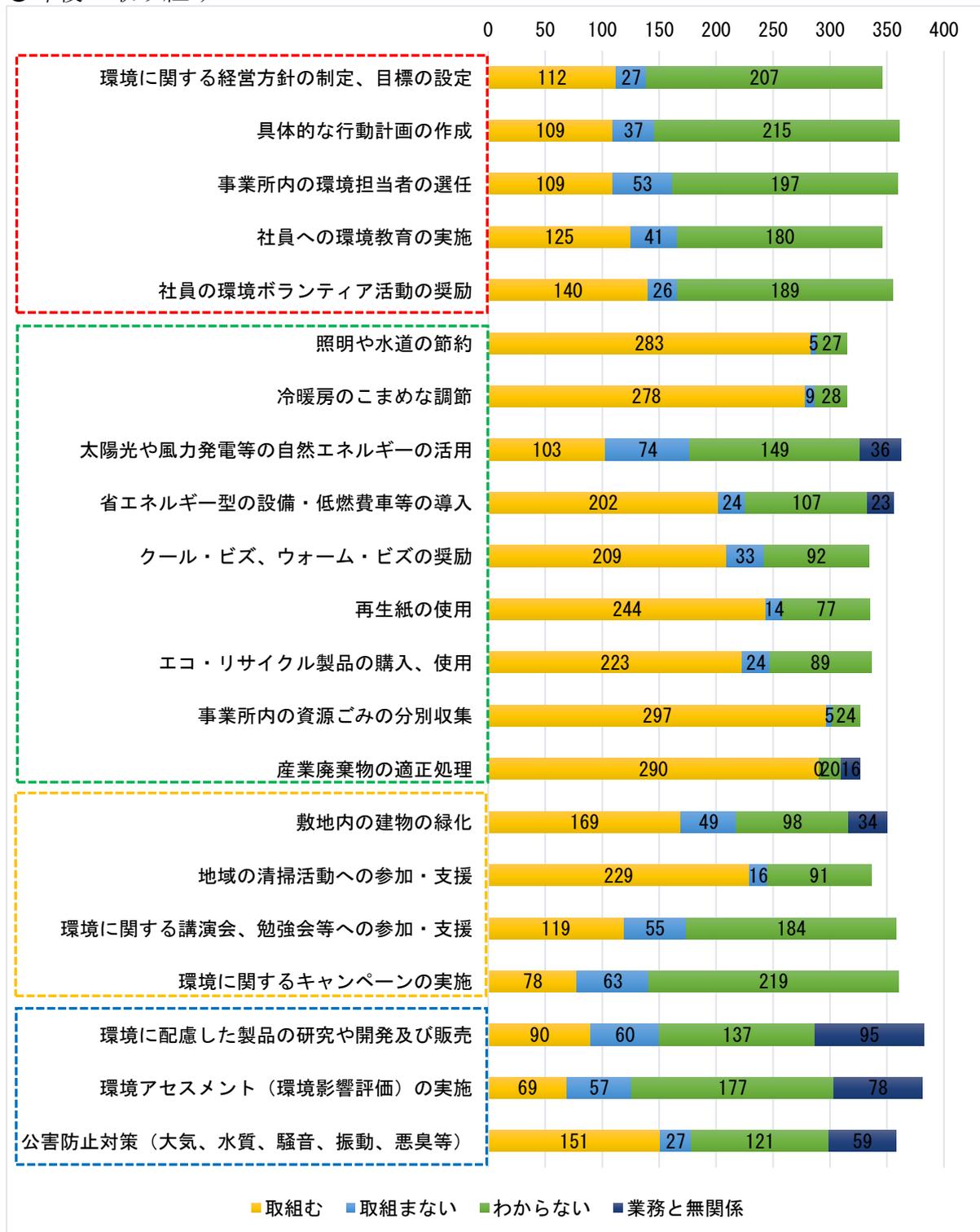
③事業所での環境への取り組みについて

問6 貴事業所では、現在、環境に関する活動に取り組んでいますか。また、今後どのようにお考えですか。それぞれの項目について、「現在」と「今後」、「業務内容と無関係」のそれぞれの欄のあてはまる番号に1つ○をつけてください。

●現在の取り組み状況



●今後の取り組み



※問6の表について

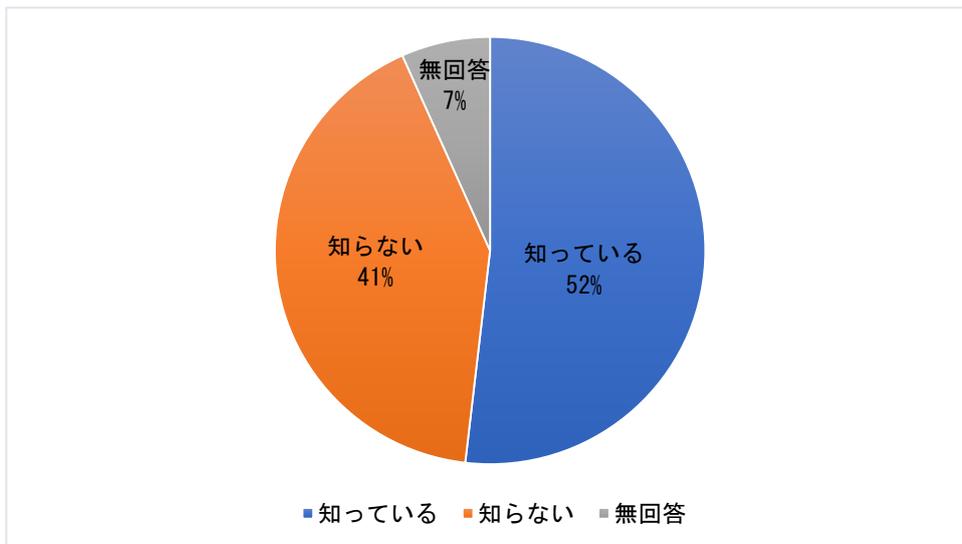
- ・・・環境に関する経営内容
- ・・・省エネルギー活動・新エネルギーの活用
- ・・・環境保全活動
- ・・・環境に配慮した事業活動

問7 事業者の皆さんが自主的に環境保全の取組みを継続的に進めていくための仕組みとして、「環境マネジメントシステム」があります。このことについてご存知ですか。

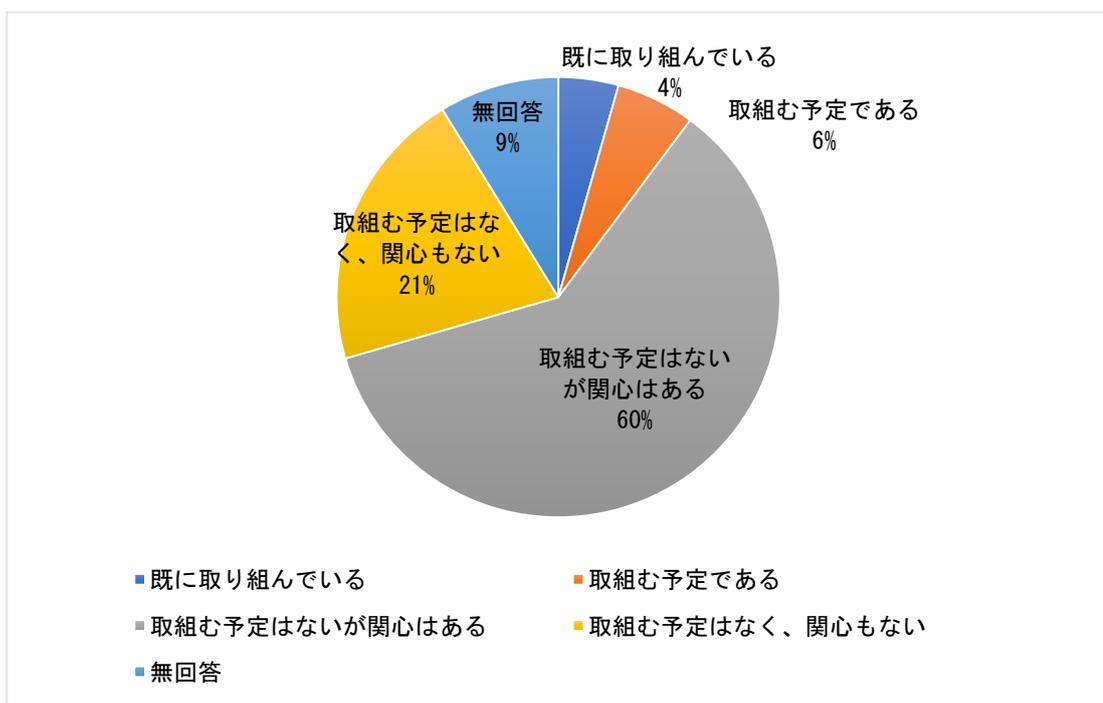
1) IS014001 規格

事業者の活動に伴う環境負荷を軽減するために、環境に関する方針や目標の作成、その具体化のための組織や責任、進行状況などの基準を定めた国際規格。

●認知度



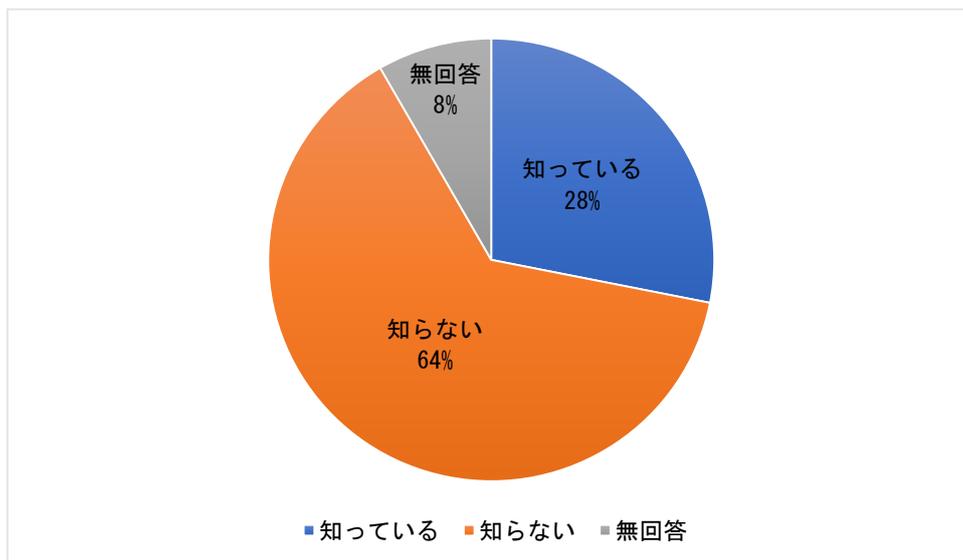
●取組状況と今後の予定



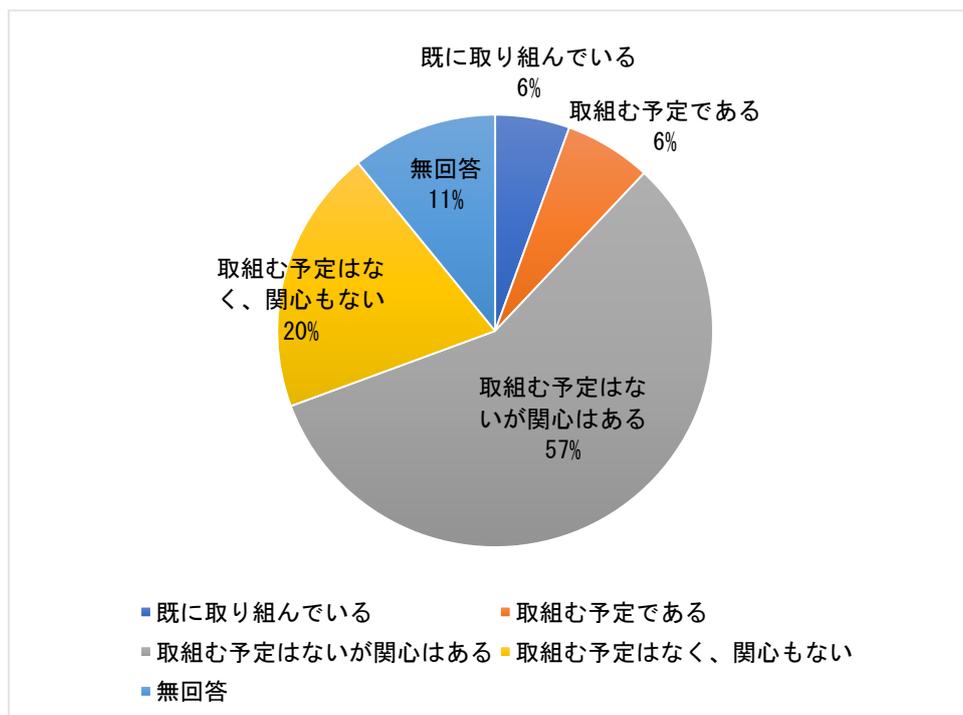
2) 環境活動評価プログラム（エコアクション 21）

環境省が定めた中小事業所向けの環境マネジメントシステムの認証・登録制度。
ISO14001 よりも比較的容易に取り組むことができる。

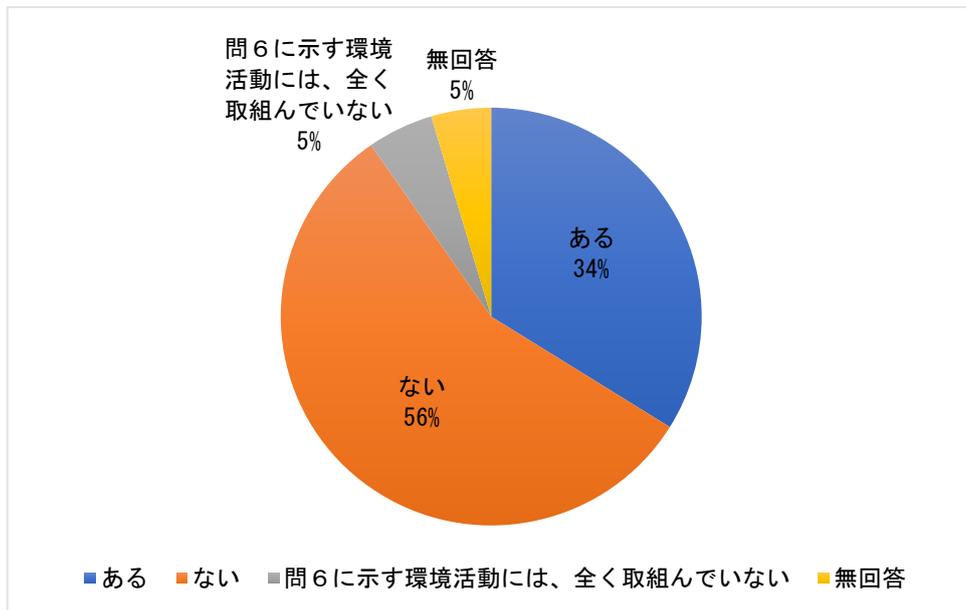
●認知度



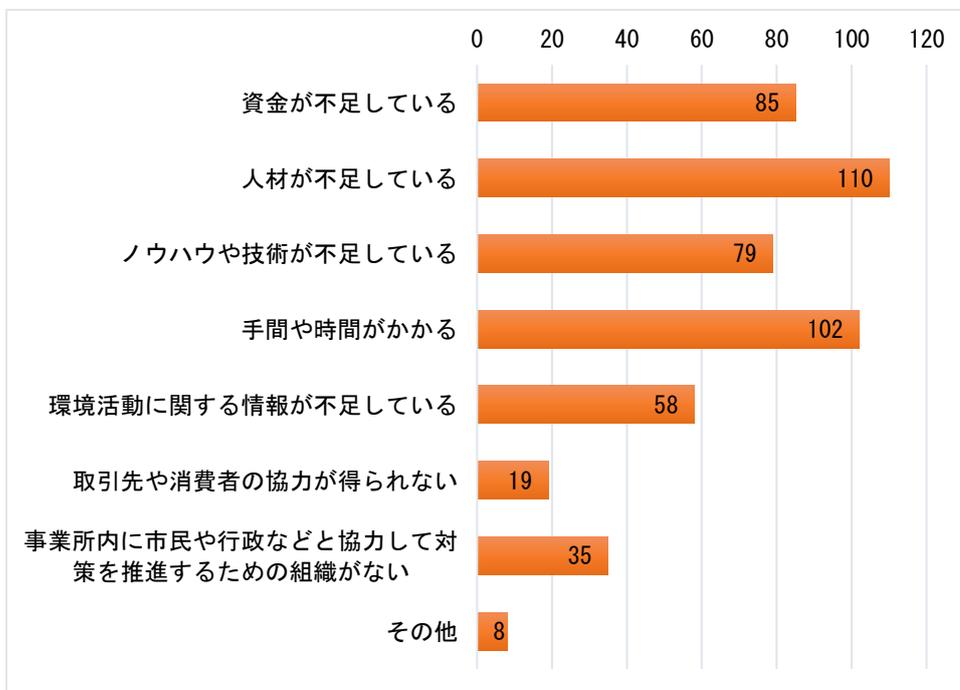
●取組状況と今後の予定



問8 貴事業所が環境活動を進めるうえで、問題となっていることがありますか。

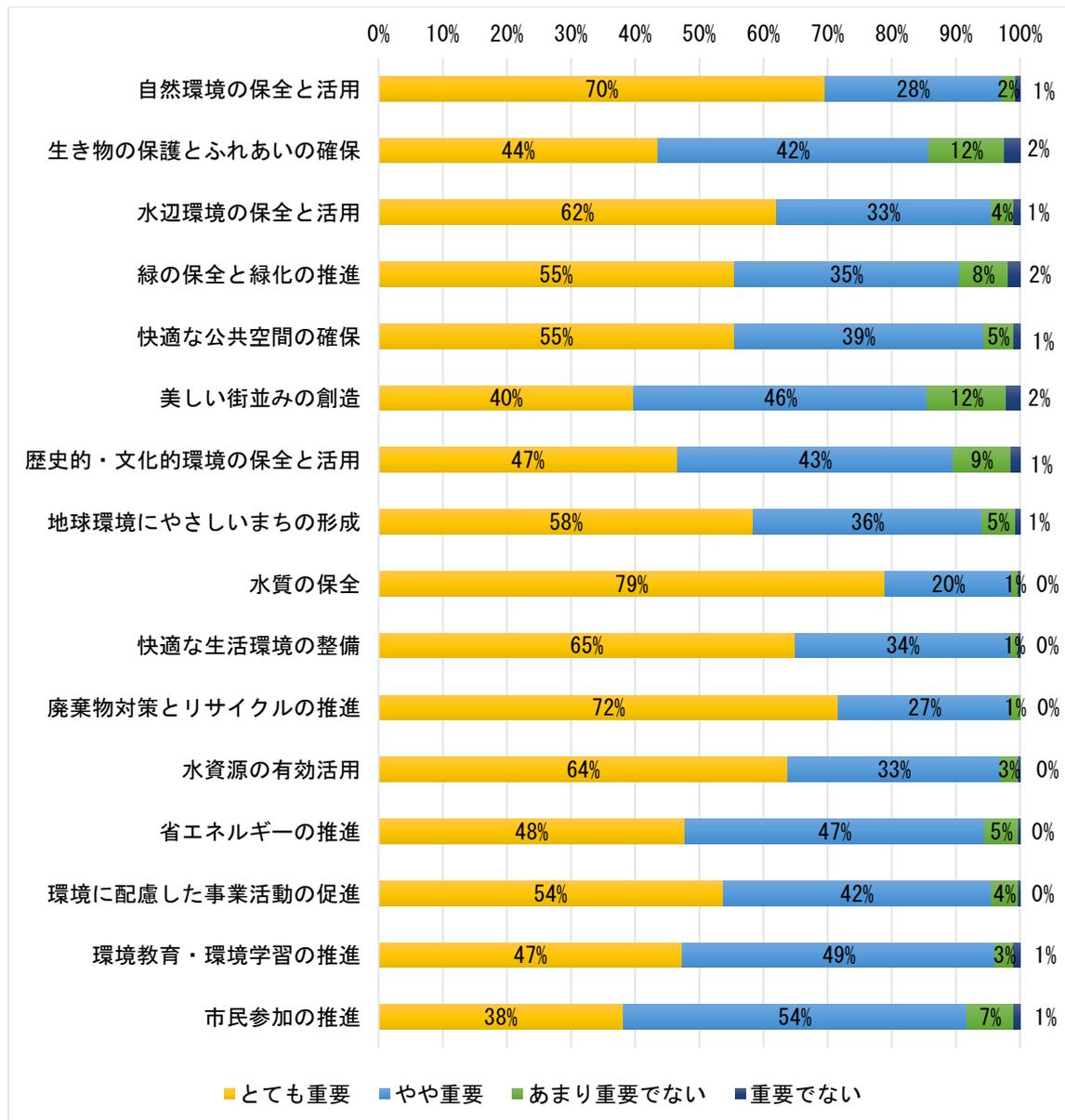


問8-2 問8（1）で『1. ある』とお答えの方にお尋ねします。
 貴事業所が環境活動を進めるうえで、問題となっていることは何ですか。
 問題となっていることをすべて選んで番号に○をつけてください。



④今後の環境への取り組みについて

問9 天草市が進めているよりよい環境づくりに向けた取組みについて、どのくらい重要とお考えですか。



用語解説

あ

ISO (P52, 54)

国際標準化機構（ISO、本部：ジュネーブ）が定める環境マネジメントの国際規格。

環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格で、PDCA サイクルを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していく。

赤潮 (P16, 28)

プランクトンが異常増殖して、海水が変色する現象。魚介類の大量死をもたらすなど、水産業に大きな被害を与える。

え

エコツーリズム (P49)

自然環境や歴史・文化を体験し、学ぶとともに、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つ観光のありかたのこと。

エコドライブ (P51, 52, 70)

急発進・急加速をしないなどの環境に配慮した運転のこと。

お

オゾン層 (P52)

大気中のオゾン(O₃)の大部分は、成層圏に集まっており、オゾン層と呼ばれている。

オゾン層は太陽光に含まれる紫外線のうち有害なもの大部分を吸収し、地球上の生物を守っている。

近年、冷蔵庫の冷媒や発泡剤などに広く利用されていたクロロフルオロカーボン(CFC)などのフロン類により破壊されている事実が明らかになり、人や生物の健康への影響が懸念されている。

温室効果ガス (P6, 15, 22, 39, 51, 57, 58, 59, 63, 65, 70)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをしている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC_s)、パーフルオロカーボン類(PFC_s)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7物質を温室効果ガスとして規定している。

か

カーボンニュートラル (P15, 26, 27, 36, 51, 57, 59)

二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出量と、森林等の吸収量を差し引いてゼロを達成すること。温室効果ガス排出量実質ゼロと同義で使われている。

合併処理浄化槽 (P43)

し尿と共に台所、風呂などからの生活排水を浄化する処理設備。

具体的には、し尿や生活雑排水を沈殿分解し、あるいは微生物の作用による腐敗または酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒して放流する小型の施設。

環境基準 (P21, 28, 45, 47)

環境基本法第16条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標。

環境基本法 (P3)

環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたもの。

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的として平成5(1993)年に制定された。

環境負荷 (P5, 15, 29, 43, 69)

人の活動が環境に与える負担のこと。環境負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがある。

環境保全型 (P20, 34)

可能な限り環境に負荷を与えない産業活動。例えば農業の場合、農業の持つ物質循環機能をいかし、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

き

気候変動 (P14, 15, 25, 26, 39, 51, 54)

温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化が進み、地球全体の気候が変わること。人為的な温室効果ガスの排出が重大な要因とされている。

協働 (P5, 16, 71)

市民事業者、行政などの社会を構成する各主体が立場と役割を相互に理解し、一つの目的に向かって協力、連携して取り組むこと。

く

グリーンカーボン (P26, 51, 60, 62, 63, 64)

陸地において森林、草原等の陸上生態系が、光合成によって大気中のCO₂を吸収し、取り込まれ貯留される炭素のこと。吸収量を最大化させるために、森林の保全や再生、持続可能な森林管理が必要とされる。

グリーン製品の購入 (P56)

商品やサービスを購入する際に必要性を考慮して、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選んで購入すること。

グリーン製品の購入の際には、エコマークなどの環境ラベルが一つの目安になる。

グリーンツーリズム (P34)

農山漁村に滞在し、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。平成6年にグリーンツーリズムの振興を支援する法律「農山漁村余暇法」が制定され、農林漁業体験民宿の登録が制度化された。

こ

光化学オキシダント (P43, 47)

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応（光化学反応）を起こしてできるオゾンやペルオキシアセチルナイトレートなどの酸化物の総称。

光化学オキシダントは人の健康や植物の育成に影響を及ぼすため、大気環境基準が定められている。

公共下水道 (P43)

公共下水道は、主として市街地における雨水を排除するとともに、人間の生活活動や、生産活動により発生する汚水を主として道路の地下に敷設した管きょ（大部分が暗きょ）で排し、終末処理場で処理又は流域下水道に接続するもので、事業主体は原則として市町村である。

さ

再生可能エネルギー (P26, 27, 51, 52, 56, 62, 64, 69, 70)

「エネルギー源として持続的に利用することができる」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっている。

里海 (P16, 27, 28, 29, 37, 49)

昔ながら自然の豊かな恵みを利用しながら生活してきている里地里山と同様に、人の暮らしと強いつながりがあり、人の手が加わることによって、生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域のこと。

里地里山 (P15, 16, 20, 27, 28, 31, 37, 4, 52)

都市と奥山の間位置し、農林業者など人の手で管理されてきた地域で集落とその周囲の森林（二次林）、農地、ため池、草地などで構成される。

動植物の繁殖地や希少生物のすみかの役割も果たし、国土の約4割を占めているが、農村の過疎化で近年、荒廃している。

30・10(さんまるいちまる)運動 (P40, 41)

宴会時の食べ残しを減らすため、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き10分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて食品ロスの削減を図る運動のこと。

し

CO₂(二酸化炭素) (P16, 22, 26, 31, 43, 51, 52, 53, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 68, 69)

常温常圧では無色、無臭の気体で水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材などの炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。

COD (P21, 48, 45)

Chemical Oxygen Demand の略称で化学的酸素要求量。海域や湖沼、工場排水の汚染具合を示す数値目標で、水中の有機物（汚染物質）を分解するために必要な酸化剤の量を、それに相当する酸素の量で表したものの。

数値が大きいほど、汚染が進んでいることを意味する。

循環型社会 (P4, 14, 15, 20, 25, 27, 39, 51)

廃棄物等の発生抑制、資源の循環的利用と適切な処分がなされ、環境負荷が少ない社会システムのこと。

循環型社会を形成するために、「循環型社会形成推進基本法」が平成 12 (2000) 年に制定された。

省エネルギー (P5, 26, 27, 49, 51, 52, 54, 69)

ガス・石油・電力などのエネルギーを節約してエネルギーの消費を減らすこと。

新エネルギー (P49)

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。

新エネルギーには、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギーなどがある。

す

水源のかん養 (P31)

雨水が地表や水中へ一時的に蓄えられ、徐々に地下へ浸透することで雨水が直接河川に流入するのを防ぎ、下流における洪水を防止し、地下へ浸透する際に雨水が浄化される働きのこと。

水質汚濁 (P4, 29, 43, 44, 46)

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。

3R(スリーアール) (P15, 25, 39, 40)

大量廃棄社会から循環型社会への転換が求められる中で、ごみの減量やリサイクルの促進へ向けて定式化された行動目標を表す標語。

発生抑制 (reduce、買う量や使う量を減らすこと)、再使用 (reuse、使えるものは繰り返し使うこと)、再生利用 (recycle、再び資源として生かすこと) の英語の頭文字に由来する。

この順で環境負荷削減効果が大きく、優先的に取り組まれるべきとされる。

せ

生態系 (P4, 17, 26, 36, 37, 51)

ある地域に生息する生物群集(同じ場所で生活している色々な種の個体群)とそれを取り巻く無機的環境(気象・土壌・地形・光・温度大気など)を合わせた一つのまとまりのこと。

生物多様性 (P4, 17, 26, 36, 37, 51)

ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。

同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要であると考えられている。

生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)の3つのレベルの多様性により捉えられる。

ZEB (P51, 53)

ネットゼロエネルギービル (Net Zero Energy Building) の略称。快適な室内環境実現しながら建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

ZEB Ready (P53, 69)

『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物のこと。

ゼロ・エミッション (P40)

工場などで排出物をゼロにすること。あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

た

ダイオキシン類 (P43, 47)

廃棄物の焼却等の過程で非意図的に生成される化学物質で 210 種の有機塩素化合物を総称するもの。脂溶性で分解しにくい性質を持つことから、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有するといわれている。

大気汚染 (P4, 26, 43)

石油などの化石燃料の燃焼などの生産活動などで排出される汚染物質による大気の汚染。

脱炭素社会 (P15, 22, 26, 27, 51, 69)

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。

ち

地下水汚染 (P27, 43, 46, 47)

工場排水や生活排水等による有機塩素化合物、重金属及び硝酸性窒素等により、地下水が汚染されている状態のことをいう。地下水の水質は一般に表流水より良好であるが、汚染されると回復が困難である。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等 28 項目が定められている。

地球温暖化 (P2, 3, 4, 6, 15, 16, 28, 31, 36, 52, 54, 55, 57, 58, 63, 68, 69, 70)

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより、地球の平均気温が上昇することをいう。「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の予測によれば、1986 年から 2005 年を基準とした 2081 年から 2100 年における世界平均地上気温の上昇幅が 0.3~4.8℃、平均海面水位の上昇幅が 26~82cm と予測されている。温暖化によって、生態系、食料生産をはじめ社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼすことが予測されている。

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法) (P2, 3, 15, 57, 58, 70)

平成 10 (1998) 年に公布され、いわゆる地球温暖化防止京都会議 (COP3) で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた。平成 28 (2016) 年の改正で、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置などが盛り込まれた。

地産地消 (P4, 27, 34, 35, 51, 52)

地域で生産されたものをその地域で消費するだけでなく、地域で生産された農産物などを地域で消費する活動を通じて農業者と消費者を結びつけようとする取り組み。

窒素酸化物 (P21, 43, 45)

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂)、一酸化二窒素 (N₂O)、三酸化二窒素 (N₂O₃)、五酸化二窒素 (N₂O₅) などが含まれる。

通称、ノックス (NO_x) ともいう。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂) が主である。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化される。窒素酸化物 (NO_x) は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物 (SO_x) と同様に酸性雨の原因にもなっている。

また、一酸化二窒素 (亜酸化窒素 (N₂O)) は、温室効果ガスの一つである。

と

土壌汚染 (P4, 27, 45, 46, 47)

人の事業活動やその他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壌が有害な水質を浄化し地下水をかんようする機能や食料を生産する機能を阻害することを土壌汚染という。

土壌汚染に係る環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等 27 項目が定められている。

な

南蛮文化 (P7)

安土桃山時代から江戸時代初期にかけて、西洋人からもたらされた文化のこと。

に

二酸化硫黄 (P2143, 45)

刺激臭のある無色の気体で別名は亜硫酸ガス。不純物として石炭中に最大 2.5%程度、原油中に最大 3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時に発生する。

また、鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出される。主要大気汚染物質の一つとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。

二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。

二酸化窒素 (P43, 47)

大気中の窒素酸化物の主要成分で、常温以上で赤褐色の気体。代表的な大気汚染物質であり、主に呼吸器系統への健康被害を引き起こす原因となる。光化学オキシダントの原因物質でもある。

ね

ネット・ゼロ (P63, 68)

ネット・ゼロとは、正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉。再生可能エネルギーや省エネの導入により、そもそもの温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスをグリーンカーボンやブルーカーボンの吸収・固定量によって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態を指す。

の

野焼き (P43, 47)

廃棄物の分野においては、屋外で廃棄物を焼却する行為のこと。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では原則禁止されているが、公益上あるいは社会慣習上やむを得ないものや周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものについては、例外とされている。

は

バイオマス (P52, 60)

生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語。農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなど再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称。

バイオマスを利用したエネルギーをバイオマスエネルギーといい、木、穀物、糞尿、植物油、藻などの原料がある。

また、廃食用油など植物性の油から精製される燃料をBDF（バイオディーゼル燃料）という。

生ごみ、剪定枝、古紙、木質廃材、食品廃棄物、農林漁業の有機性廃棄物、糞尿・汚泥など廃棄物を起源とするバイオマスを廃棄物系のバイオマスという。

廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物) (P2, 4, 15, 16, 19, 25, 26, 27, 39, 40, 42, 43, 47, 51, 57, 58, 59, 64, 65, 66, 71)

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体及びその他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）と定義されている。

（「廃棄物処理法第2条」）

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。

産業廃棄物は、事業活動によって生じた廃棄物のうち、法令で定められたものをいう。

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から発生する生活系ごみであり、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみも含まれる。

ひ

BOD(生物化学的酸素要求量) (P21, 45)

水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。

BODの高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされる。

ヒートアイランド現象 (P47)

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。コンクリートやアスファルトなどへの熱の蓄積、車やエアコンなどからの排熱、緑や水面の蒸発散が少ないことなどによって生じる。

干潟 (P37)

海域などにおいて干出と水没を繰り返す砂または泥が堆積した場所のこと。

干潟はその地形的な特性に基づき、おおよそ前浜干潟、河口干潟、潟湖干潟の3つのタイプに分けられる。

日本では、その大部分が前浜干潟か河口干潟であり、前浜干潟は波浪が少ない内湾に発達し、河口干潟は川の土砂が堆積してできる。水産資源・海洋生物や水鳥などの生息場所としてのみならず、水質浄化機能などの重要な役割をもっている。

光害 (P47)

過剰または不要な光による公害のこと。天体観測に影響を及ぼしたり、生態系を混乱させたり、あるいはエネルギーの浪費の一因となるというように様々な影響がある。

PDCA サイクル (P2, 73)

事業活動などにおける管理業務を円滑に進めるための手法の一つで plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことで、継続的改善を図るもの。

PFOS・PFOA (P2, 73)

PFOS はペルフルオロオクタンスルホン酸、通称ピーフォス。PFOA はペルフルオロオクタン酸、通称ピーフォア。2000 年代はじめ頃まで、例えば PFOS は金属メッキ処理剤、泡消火薬剤等に、PFOA は、撥水材や界面活性剤等、様々な用途で使用されてきた。いずれも難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質をもつため、2009 年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から国際的に規制が進み、現在では日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されている。国内で新たに作られることは原則ないが、公共用水域や地下水等から検出されることがある。

ふ

不法投棄 (P39, 40, 41)

廃棄物を違法に山林や原野などに投棄すること。

浮遊粒子状物質 (P21, 25)

すす、土埃、花粉など粒子状態で大気中に存在する物で、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものは大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいことから、特に浮遊粒子状物質として区別している。呼吸器系への影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつといわれている。

ブルーカーボン (P26, 51, 60, 61, 62, 63, 64)

沿岸・海洋生態系が光合成により CO_2 を取込、その後、海底や深海に蓄積される炭素のことを、ブルーカーボンと呼ぶ。2009 年に公表された国連環境計画 (UNEP) の報告書「Blue Carbon」において紹介され、大気中の CO_2 吸収源対策の新しい選択肢として提示された。ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場 (海草・海藻)、塩性湿地・干潟、マングローブ林が挙げられており、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれる。

へ

HEMS (P53)

ホームエネルギーマネジメントシステム (Home Energy Management System) の略称。家庭でのエネルギー使用状況を、専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステムで、空調や照明、家電製品等の最適な運用を促すもの。

も

木育 (P32)

子どもから大人までを対象に、森林・林業の仕組みや木材利用の意義について学び、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらう取組のこと。

本市では木育インストラクター養成講座や木育ワークショップ等を実施している。

藻場 (P16, 20, 26, 28, 36, 51, 52, 60, 61)

海岸域の海底で海草や海藻類が繁茂している場所。

海生動物の幼生や稚魚などにとって好適な環境となる。

ゆ

有害鳥獣 (P31)

イノシシ、カラス、サル、タヌキなど、人の生活や農林水産業などに被害を与えるまたは被害を与える恐れがある野生鳥獣を指す。

り

リサイクル (P4, 15, 19, 27, 39, 40, 60, 61)

ごみを原料 (資源) として再利用すること。具体的には、使用済みのものや生産の過程から出るごみなどを回収したものを利用しやすいように処理を行い、新しい製品の原材料として使うこと。

リスクコミュニケーション (P47)

リスクに関する情報を専門家や行政、事業者だけでなく、消費者・一般市民など、すべての関係者が共有し、意思疎通を図ること。

第3次天草市環境基本計画

(令和8年度～令和15年度)

令和8年3月

編集・発行 天草市

住所 | 熊本県天草市東浜町8番1号

電話 | 0969-23-1111 (代表) E-mail | shiminkankyo@city.amakusa.lg.jp